

【研究ノート 16】

Majjhima-nikāya と対応漢訳経の説示年代の推定

森 章司

- はじめに……………005
- 【001】 MN.001 *Mūlapariyāya-s.* (根本法門経) ……006
- 【002】 MN.002 *Sabbāsava-s.* (一切漏経) ……012
- 【003】 MN.003 *Dhammadāyāda-s.* (法嗣経) ……013
- 【004】 MN.004 *Bhayabherava-s.* (怖駭経) ……021
- 【005】 MN.005 *Anaṅgaṇa-s.* (無穢経) ……022
- 【006】 MN.006 *Ākaṅkheyya-s.* (願経) ……036
- 【007】 MN.007 *Vatthūpama-s.* (布喩経) ……037
- 【008】 MN.008 *Sallekha-s.* (削減経) ……043
- 【009】 MN.009 *Sammādiṭṭhi-s.* (正見経) ……050
- 【010】 MN.010 *Satipaṭṭhāna-s.* (念処経) ……051
- 【011】 MN.011 *Cūḷasihanāda-s.* (師子吼小経) ……052
- 【012】 MN.012 *Mahāsihanāda-s.* (師子吼大経) ……053
- 【013】 MN.013 *Mahādukkhakkhandha-s.* (苦蘊大経) ……054
- 【014】 MN.014 *Cūladukkhakkhandha-s.* (苦蘊小経) ……056
- 【015】 MN.015 *Anumāna-s.* (思量経) ……064
- 【016】 MN.016 *Cetokhila-s.* (心荒野経) ……066
- 【017】 MN.017 *Vanapattha-s.* (林藪経) ……068
- 【018】 MN.018 *Madhupiṇḍika-s.* (蜜丸経) ……069
- 【019】 MN.019 *Dvedhāvitakka-s.* (双考経) ……072
- 【020】 MN.020 *Vitakkasanthāna-s.* (考想息止経) ……073
- 【021】 MN.021 *Kakacūpama-s.* (鋸喩経) ……074
- 【022】 MN.022 *Alagaddūpama-s.* (蛇喩経) ……079
- 【023】 MN.023 *Vammika-s.* (蟻垤経) ……080
- 【024】 MN.024 *Rathavinīta-s.* (伝車経) ……086
- 【025】 MN.025 *Nivāpa-s.* (撒餌経) ……087
- 【026】 MN.026 *Ariyapariyesana-s.* (聖求経) ……088
- 【027】 MN.027 *Cūlahatthipadopama-s.* (象跡喩小経) ……090
- 【028】 MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (象跡喩大経) ……091
- 【029】 MN.029 *Mahāsāropama-s.* (心材喩大経) ……092
- 【030】 MN.030 *Cūlasāropama-s.* (心材喩小経) ……094
- 【031】 MN.031 *Cūlagosiṅga-s.* (牛角林小経) ……095
- 【032】 MN.032 *Mahāgosiṅga-s.* (牛角林大経) ……110
- 【033】 MN.033 *Mahāgopālaka-s.* (牧牛者大経) ……111
- 【034】 MN.034 *Cūlagopālaka-s.* (牧牛者小経) ……113
- 【035】 MN.035 *Cūla saccaka-s.* (薩遮迦経) ……117
- 【036】 MN.036 *Mahāsaccaka-s.* (薩遮迦大経) ……123
- 【037】 MN.037 *Cūlatanḥāsāṅkhaya-s.* (愛尽小経) ……124

- 【038】 MN.038 *Mahātaṇhāsankhaya-s.* (愛尽大経) ……127
 【039】 MN.039 *Mahā-assapura-s.* (馬邑大経) ……128
 【040】 MN.040 *Cūla assapura-s.* (馬邑小経) ……130
 【041】 MN.041 *Sāleyyaka-s.* (薩羅村婆羅門経) ……131
 【042】 MN.042 *Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門経) ……134
 【043】 MN.043 *Mahāvedalla-s.* (有明大経) ……135
 【044】 MN.044 *Cūḷavedalla-s.* (有明小経) ……148
 【045】 MN.045 *Cūladhammasamādāna-s.* (得法小経) ……157
 【046】 MN.046 *Mahādhammasamādāna-s.* (得法大経) ……158
 【047】 MN.047 *Vīmaṃsaka-s.* (思察経) ……159
 【048】 MN.048 *Kosambiya-s.* (橋賞弥経) ……160
 【049】 MN.049 *Brahmanimantāṇika-s.* (梵天請経) ……161
 【050】 MN.050 *Māratajjanīya-s.* (魔訶責経) ……162
 【051】 MN.051 *Kandaraka-s.* (カンダラカ経) ……163
 【052】 MN.052 *Aṭṭhakanāgara-s.* (アッタカ城人経) ……164
 【053】 MN.053 *Sekha-s.* (有学経) ……166
 【054】 MN.054 *Potaliya-s.* (瞞多利経) ……167
 【055】 MN.055 *Jīvaka-s.* (ジューヴァカ経) ……170
 【056】 MN.056 *Upāli-s.* (優波離経) ……171
 【057】 MN.057 *Kukkuravatika-s.* (狗行者経) ……172
 【058】 MN.058 *Abhayarājakumāra-s.* (無畏王子経) ……173
 【059】 MN.059 *Bahavedaniya-s.* (多受経) ……174
 【060】 MN.060 *Apaṇṇaka-s.* (無戲論経) ……180
 【061】 MN.061 *Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅菴婆藥林経) ……181
 【062】 MN.062 *Mahārāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅大経) ……215
 【063】 MN.063 *Cūla-mālunkya-s.* (摩羅迦小経) ……216
 【064】 MN.064 *Mahāmālunkya-s.* (摩羅迦大経) ……221
 【065】 MN.065 *Bhaddāli-s.* (跋陀利経) ……222
 【066】 MN.066 *Laṭukikopama-s.* (鶉喩経) ……227
 【067】 MN.067 *Cātuma-s.* (車頭聚落経) ……228
 【068】 MN.068 *Naḷakapāna-s.* (那羅伽波寧村経) ……230
 【069】 MN.069 *Gulissāni-s.* (瞿尼師経) ……231
 【070】 MN.070 *Kiṭāgiri-s.* (枳咤山邑経) ……233
 【071】 MN.071 *Tevijja-vacchagotta-s.* (婆蹉衢多三明経) ……234
 【072】 MN.072 *Aggi-vacchagotta-s.* (婆蹉衢多火[喩]経) ……248
 【073】 MN.073 *Mahāvaccagotta-s.* (婆蹉衢多大経) ……249
 【074】 MN.074 *Dīghanakha-s.* (長爪経) ……250
 【075】 MN.075 *Māgandiya-s.* (摩犍提経) ……254
 【076】 MN.076 *Sandaka-s.* (サンダカ経) ……255
 【077】 MN.077 *Mahāsakuludāyi-s.* (善生優陀夷大経) ……256
 【078】 MN.078 *Samaṇamaṇḍikā-s.* (沙門文祁子経) ……261
 【079】 MN.079 *Cūlasakuludāyi-s.* (善生優陀夷小経) ……262
 【080】 MN.080 *Vekhanassa-s.* (鞞摩那修経) ……263
 【081】 MN.081 *Ghaṭikāra-s.* (陶師経) ……265
 【082】 MN.082 *Raṭṭhapāla-s.* (賴吒毖羅経) ……268

- 【083】 MN.083 *Makhādeva-s.* (大天椽林経) ……269
 【084】 MN.084 *Madhura-s.* (摩偷羅経) ……276
 【085】 MN.085 *Bodhirājakumāra-s.* (菩提王子経) ……277
 【086】 MN.086 *Aṅgulimāla-s.* (鵞掘摩経) ……278
 【087】 MN.087 *Piyajātika-s.* (愛生経) ……282
 【088】 MN.088 *Bāhitika-s.* (鞞訶提経) ……287
 【089】 MN.089 *Dhammacetiya-s.* (法莊嚴経) ……305
 【090】 MN.090 *Kaṇṇakatthala-s.* (普棘刺林経) ……311
 【091】 MN.091 *Brahmāyu-s.* (梵摩経) ……314
 【092】 MN.092 *Sela-s.* (施羅経) ……315
 【093】 MN.093 *Assalāyana-s.* (阿提瑟経) ……318
 【094】 MN.094 *Ghoṭamukha-s.* (瞿哆牟伽経) ……320
 【095】 MN.095 *Caṅki-s.* (商伽経) ……322
 【096】 MN.096 *Esukāri-s.* (鬱瘦歌邏経) ……323
 【097】 MN.097 *Dhānañjāni-s.* (陀然経) ……324
 【098】 MN.098 *Vāseṭṭha-s.* (婆私吒経) ……328
 【099】 MN.099 *Subha-s.* (須婆経) ……329
 【100】 MN.100 *Saṅgārava-s.* (傷歌邏経) ……330
 【101】 MN.101 *Devadaha-s.* (天臂品経) ……336
 【102】 MN.102 *Pañcattaya-s.* (五三経) ……341
 【103】 MN.103 *Kinti-s.* (如何経) ……342
 【104】 MN.104 *Sāmagāma-s.* (舍弥村経) ……344
 【105】 MN.105 *Sunakkhatta-s.* (善星経) ……345
 【106】 MN.106 *Añjasappāya-s.* (不動利益経) ……346
 【107】 MN.107 *Gaṇakamoggallāna-s.* (算数家目犍連経) ……347
 【108】 MN.108 *Gopakamoggallāna-s.* (瞿默目犍連経) ……349
 【109】 MN.109 *Mahāpuṇṇama-s.* (満月大経) ……350
 【110】 MN.110 *Cūlapuṇṇama-s.* (満月小経) ……352
 【111】 MN.111 *Anupada-s.* (不断経) ……353
 【112】 MN.112 *Chabbisodhana-s.* (六浄経) ……354
 【113】 MN.113 *Sappurisa-s.* (善士経) ……355
 【114】 MN.114 *Sevitabba-asevitabba-s.* (応習不応習経) ……356
 【115】 MN.115 *Bahudhātuka-s.* (多界経) ……357
 【116】 MN.116 *Isigili-s.* (仙吞経) ……359
 【117】 MN.117 *Mahācattārisaka-s.* (大四十経) ……360
 【118】 MN.118 *Ānāpānasati-s.* (入出息念経) ……361
 【119】 MN.119 *Kāyagatāsati-s.* (身行念経) ……362
 【120】 MN.120 *Samkhāruppatti-s.* (行生経) ……363
 【121】 MN.121 *Cūlasuññata-s.* (空小経) ……364
 【122】 MN.122 *Mahāsuññata-s.* (空大経) ……368
 【123】 MN.123 *Acchariyabbhutadhamma-s.* (希有未曾有法経) ……377
 【124】 MN.124 *Bakkula-s.* (薄拘羅経) ……379
 【125、126】 MN.125 *Dantabhūmi-s.* (調御地経)
 MN.126 *Bhūmija-s.* (浮弥経) ……380
 【127】 MN.127 *Anuruddha-s.* (阿那律経) ……383

はじめに

本稿は【研究ノート 13】の「*Dīgha-nikāya* と対応漢訳諸経の説示年代の推定」の続篇である。したがって本稿作成の目的や方法論、凡例的なものなどは上記【研究ノート 13】と同じくするので一切を省略し、直ちに本論に入る。

- [001] MN.001 *Mūlapariyāya-s.* (根本法門経 vol. I p.001、南伝 09 p.001)
『中阿含』106「想経」(大正 01 p.596 中、国訳 05 p.122)
竺法護訳『楽想経』(大正 01 p.851 上)

[1] これらの経の内容概要は以下のとおりである。

MN.001 *Mūlapariyāya-s.* (根本法門経) : あるとき世尊はウッカッター (Ukkaṭṭhā)
にあるスバガ林 (Subhagavana) のサーラ樹王 (Sālarāja) の下に住された。そのと
き世尊は比丘らに、「一切法根本法門 (sabbadhammāmūlapariyāya) を示そう。無
聞の凡夫は聖者を認めず聖者の法を熟知せず導かれぬので、四大 (地、水、火、風)
や諸天 (梵天、極光天、遍浄天、広果天) や造物主など、あるいは四無色定 (空無辺
処、識無辺処、無所有処、非想非非想処) 等々のあらゆるものを熟知せず、ましてや
涅槃に関しても熟知しない。有学の比丘はそれらを熟知すべきであり、阿羅漢の比丘
は貪欲と瞋恚と愚痴を滅してそれらを熟知している。如来はすべての渴愛を滅して無
上正等覚を現等覚している」と説かれた。比丘らは世尊の所説を信受した。

『中阿含』106「想経」 : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのと
き世尊は比丘らに、「ある沙門梵志は地はすなわち神 (我) であるとか、地は神所であ
るとか、神は地所であるとかと計し、四大 (地、水、火、風)、神、天、生主、梵天、
無煩天、無熱天、四無色定を知らない。しかしもし地において地を知り、地は神にあ
らず、地は神所にあらず、神は地所にあらずなどと地乃至四無色定を知れば一切を知
り得るのである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

竺法護訳『楽想経』 : あるとき世尊は舎衛城祇樹給孤独園に住された。その時世尊は、
「地において地想あり、地計を樂い、地において我となし、地はこれ我なりというな
らば地を知らないのである。水・火・風・天神・梵天・阿婆天・阿鞞婆天、四無色定
を知らないのである。しかし地を樂わず、地を我と計せず、地はこれ我なりといわな
いならば、彼は地を知り、水・火・風・天神・梵天・阿婆天・阿鞞婆天四無色定を知
るのである、と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜して楽しんだ。

[2] ここには固有名詞を有する人物は登場しない。またパーリではここで説かれる内容を「一切法根本法門」としているが、法門の名はパーリのその他の場所には現れないし、漢訳にもこのような言葉は見いだせない。

したがって多少とも説時を推定する材料となるのは仏在処である。しかしながら MN.001 はウッカッター (Ukkaṭṭhā) にあるスバガ林 (Subhagavana) のサーラ樹王下 (Sālarāja) とするに対し、『中阿含』106 と『楽想経』は舎衛国の祇樹給孤独園とする。パ・漢で情報が異なる場合はパーリを上位水準の文献とするわれわれの聖典観にしたがって、これらの経の仏在処はウッカッターであると解釈して考察を進める。

ところでウッカッターは【研究ノート 13】の第【003】節の DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経) の説時を考察した時に論じたように、次項に紹介する経の仏在処であるイッチャーナガラ (Icchānagara) の異名かないしは別の地名であるとしてもごく近くにあつて、これらの町あるいは村

は舎衛城から 10km も離れていなかったであろう、としておいた。そしてこれも次項で紹介する経にセータヴァヤという地名が出るが、この地は舎衛城を出て東に向くとウッカッターないしはイッチャーナンガラのところであちラヴァティー河 (Aciravati) を渡ることになり、その渡ったところにあった。したがってここも舎衛城から目と鼻の先にあったということになる。

要するに地理的にいえばウッカッターは舎衛城の目と鼻の先にある土地であったから、今の経の仏在処がウッカッターであるとしても祇樹給孤独園であるとしてもたいした相違はないわけである。

[3] ウッカッターを仏在処とする経、あるいはこの地に言及する経には他に以下のものがある。

[3-1] ウッカッターを仏在処とする他の経は以下である。

『雑阿含』101 (大正 02 p.028 上、国訳 03 p.202) : ある時世尊は拘薩羅国の人間を遊行して有従迦帝聚落と墮鳩羅聚落の中間にある一樹下に坐された。そのとき豆磨種姓婆羅門も世尊の後を歩いており、その足跡に千幅輪があるのを見て世尊の後を追い、世尊に「あなたは天ですか、竜、夜叉、乾闥婆、阿修羅などの非人ですか、それとも人ですか」と尋ねた。世尊は「私はいずれでもない。一切の煩惱を捨て去ったので、蓮華が水中に生ずると雖も水に著せざるが如く、私は世間に生ずると雖も世間に著しない。究竟の生死を除くが故に名づけて仏陀となす」という偈を頌された。婆羅門は仏の所説を歓喜して座を起って去った。

AN.004-004-036 (vol. II p.037、南伝 18 p.068) : あるとき世尊はウッカッター (Ukkatthā) とセータヴィヤー (Setavyā) との間の大道を歩まれていた (addhānamaggapaṭipanno hoti)。このときドーナ婆羅門 (Dona brāhmaṇa)も同じ道を歩んでおり、釈尊の足跡に千幅輪を見て後を追い、樹下で結跏趺坐する世尊に近づいて、「あなたは天ではないですか、ガンダッパ、ヤッカ (夜叉)、人ではないですか」と質問した。世尊は「私は天でも、ガンダッパ、ヤッカ、人でもない。すべての漏をすでに断じ未来に生じない。例えば蓮華が水に生じて水に染まらないように世間に染まらずに住する。婆羅門よ、私をブッダと思え (Buddho ti mam dhārehi)」と答えられた。

『増一阿含』038-003 (大正 02 p.717 下、国訳 09 p.147) : あるとき世尊は摩竭国⁽¹⁾の憂迦支江水の側に住された。そのとき世尊は一樹下に赴かれ瞑想されていたが、世尊の妙なる足跡を見つけた1人の梵志が近づいて、「あなたは天ですか、龍、鬼神、乾沓和、阿須倫理、人なのですか」と尋ねた。世尊は「どれでもない、愛あれば則ち受あり、受あれば則ち愛あり。因縁和合して相生ずる。このように五陰盛苦は断絶することがない」と説かれ、「世間に五欲あり、意を第六の生となす、以て内外の六を知る、当に念じて苦際を尽すべし」という偈を唱えられた。彼はこの教えを聞いて法眼浄を得、仏の所説を歓喜奉行した。

これらは明らかに対応経であって、ここに登場するドーナ婆羅門 (Dona brāhmaṇa) = 豆磨婆羅門 = 1人の梵志は『涅槃経』で仏舍利をめぐる争う各種族を、舍利を八分するこ

とによって調停したドーナ婆羅門⁽²⁾に相応するかも知れない。だとしてもこの情報がこれらの経の説時のヒントになるわけではない。

- (1) 憂迦支江水を「摩竭国」とするがコーサラ国の誤りであると理解する。
- (2) 舍利八分については、DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* [35/35] (大般涅槃経 vol.II p.164)、*Mahāparinirvāṇasūtra* [35/35] (p.432)、『長阿含』002「遊行経」[34/34] (大正01 p.029 中)、白法祖訳『仏般泥洹経』[34/35] (大正01 p.175 上)、失訳『般泥洹経』[35/36] (大正01 p.190 上)、法顕訳『大般涅槃経』[22/23] (大正01 p.207 上)、『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」(大正23 p.446 中)、『根本有部律・雜事』[35/35] (大正24 p.401 下)、*Buddhavaṃsa* 29-01~05 (p.102)

[3-2] 次の経の仏在処はイッチャーナンガラであるが、広い意味では同じ場所をさすことは上述のとおりである。対応経の中には地名が相応しないものもあるがそれも含める。

DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (阿摩晝経 vol. I p.087、南伝06 p.131) : (この経の概要については【研究ノート13】の【003】において紹介したのでウッカッターに係る部分のみを紹介する) あるとき世尊は500人の比らと共にコーサラ国を遊行して、コーサラ国のイッチャーナンガラという婆羅門村 (Icchānaṅgala nāma Kosalānam brāhmaṇa-gāma) のイッチャーナンガラ林 (Icchānaṅgala-vana-saṇḍa) に住された。このときポッカラサーディ婆羅門 (Brāhmaṇa Pokkharasādi) がウッカッターにいて、そこは波斯匿王より授けられた浄施の拝領地であった。

この婆羅門は「沙門ゴータマがイッチャーナンガラ林に住されていて、『ブッダである』という名声が高い」と聞いて、弟子であるアンパッタという青年婆羅門 (*Ambaṭṭha māṇava*) に「三十二大人相を具足しているであろうから、それを見てきなさい」と命じた。釈尊の三十二大人相を確認すると、婆羅門は世尊と比丘たちを食事に招待し、優婆塞となった。

『長阿含』020「阿摩晝経」(大正01 p.082 上、国訳07 p.283) : (この経も同上) あるとき世尊は1,250人の比丘らと共に俱薩羅国を遊行して伊車能伽羅という婆羅門村の伊車林に止宿された。このとき沸伽羅婆羅婆羅門が郁伽羅村にいて、この村は波斯匿王が彼に梵分として与えたものであった。彼には500人の弟子があり、その第一の摩訶弟子が阿摩晝で、彼にも500人の摩訶弟子がいて師と同様に教授していた。

沸伽羅婆羅は世尊の評判を聞き、阿摩晝を世尊に三十二大人相が具わっているかどうかを確認するために世尊のもとへ遣わした。そののち彼は世尊と比丘らを食事に招待し、優婆塞になった。世尊が去って間もなく彼は病気で亡くなった。

支謙訳『仏開解梵志阿闍経』(大正01 p.259 下) : あるとき世尊は500人の沙門と共に越祇を遊行して鼓車城外の樹下に住された。そこには費迦沙と名づける梵志がおり学問をよくした。その弟子に阿闍というのがあり、世尊が来られたことを聞いて、三十二相があるかどうか確認しに行かせた。その後費迦沙とその一族およびその弟子・阿闍は優婆塞となったが、費迦沙はその後で命終した。

『根本有部律・業事』(大正24 p.033 上) : 世尊は橋薩羅の人間を遊行して増長聚落の増長林中に住された。ここは勝軍王の施した所であって聚落主の蓮華茎婆羅門がおり、彼には菴没羅子という弟子がいた。婆羅門は世尊に三十二相が備わっている

かを確認させるために菴没羅子を遣わした。(以下は長阿笈摩戒蘊品中に菴婆娑婆羅門事を説くがごとしとして省略されている)

『根本有部律・雑事』(大正 24 p.378 上) : そのとき世尊は橋薩羅国を遊行して欲梨聚落の園林に住された。そのとき別の村に妙花という婆羅門がいて、勝光大王によって常に供養されていた。彼には樹生をはじめとする 500 人の弟子があり諸要經典を学んでいた。この婆羅門は「世尊が来た」と聞いて、弟子の樹生を派遣して世尊が三十二相の莊嚴身を具えているかどうかを確かめさせた。

DN.014 *Mahāpadāna-s.* (大本経 vol.II p.001) : (この経の概要は同じく【研究ノート 13】の【014】で紹介した) あるとき世尊は祇樹給孤独園のカレーリ窟 (Kareri-kutikā)に住された。そのとき比丘らは托鉢より帰り、食後にカレーリ円屋 (Kareri-maṇḍalamāla) に集まり「前世はどうであったか」と論議していた。

世尊はこれを天耳を以て聞かれ、カレーリ円屋に赴かれて比丘らに過去八仏それぞれの種姓や年寿、成道樹、代表的な弟子の名、会数、常随の弟子、父と母、都城などを説かれた。

このなかで、あるとき釈尊がウッカッターのスバガ林の沙羅樹王のもとにいたとき (ekaṃ samayaṃ Ukkaṭṭhāyaṃ viharāmi Subhagavane sālārājamūle)、浄居天 (Suddhāvāsa deva) に行つて、無煩天 (Aviha deva) がヴィパッシン仏の種姓などを説いた、とする。

MN.049 *Brahmanimantaṇika-s.* (梵天請経 vol. I p.326、南伝 10 p.062) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。世尊は比丘たちに「あるとき私がウッカッター村にあるスバガ林 (Subhagavana) のサーラ樹王の下 (Sālārājamūla)にいたとき、バカ (Baka) 梵天がこれは常であり (idaṃ niccaṃ) ……、これは生ぜず、老ぜず、死ぜず、滅ぜず、転生ぜず、これより外に勝れた出離はないという邪見を起した。私はそれを知つて梵天界へ赴き、『あなたは無常なるを常と言ひ、他に勝れた出離があるのにこれより外に勝れた出離はないといつてゐる。あなたは無明に被わられてゐる』と諫めた。

そこへ魔波旬 (Māra pāpimant) が現れて私に、『比丘よ、梵天に係わるな。梵天は全能者である、梵天の言う通りにしろ、梵天の語を越えるな』と告げた。そこで私は、『波旬よ、汝は悪魔なり。私は波旬の掌中にはない。汝に支配される者ではない』と退けた。再びバカ梵天が己の邪見を繰り返すので、私は神通力を現して彼らを屈服させ、如来こそが正等覚者であることを認めさせた」と語られた。そして「これは悪魔に対する説法ではなく、梵天の請いに応じてなされたものであるから梵天請経と名づけるのだ」と説かれた。

以上のうち、イッチャーナンガラを仏在処とする DN.003 *Ambaṭṭha-s.* とその対応経の説時は、【研究ノート 11】の【003】節において釈尊 49 歳＝成道 15 年の釈尊がイッチャーナンガラで雨安居を過ごされる前という結論を得ている。

また DN.014 *Mahāpadāna-s.* は同じく【014】節において、釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居の後以降という結論を得ている。ただしこれはアーナンダが登場するからであつて、その

説時が特定されているわけではない。しかしこのなかには「(むかし) あるとき釈尊がウッカッターのスパガ林の沙羅樹王のもとにいたとき (ekam samayaṃ Ukkaṭṭhāyaṃ viharāmi Subhagavane sālārājamūle)、浄居天 (Suddhāvāsa deva) に行つて、無煩天 (Aviha deva) がヴィパッシン仏の種姓などを説いた」と過去の出来事を話すのであるから、もしこれが本節が扱っている MN.001 *Mūlapariyāya-s.* の仏在処と重なるとすれば、DN.014 の説時はこの経が説かれたよりも後ということになる。後述するようにこの経の説時は釈尊 49 歳 = 成道 15 年にイッチャーナンガラで雨安居を過ごそうとして舎衛城から移動するときということになるから、この結論と矛盾しない。

MN.049 *Brahmanimantaṇika-s.* も同じようなシークエンスであつて、これも過去にウッカッター村にいたときの出来事を回想したものである。

なおこれら 2 つの経からは、ウッカッターのスパガ林のサーラ樹王の下という場所は天上世界に繋がる穴のような場所であつたような感じを与える。

[4] 上記諸経の説時の推定に入ろう。

仏在処をウッカッターとする経は、本節の主題である MN.001 *Mūlapariyāya-s.* と、『雑阿含』101 = AN.004-004-036 = 『増一阿含』038-003 の 4 経である。『中阿含』106「想経」と竺法護訳『楽想経』も仏在処をウッカッターと理解すればこれも含まれる。

また仏在処はコーサラ国のイッチャーナンガラであるが、それほど遠くない距離にあつたウッカッターからポッカラサーディという婆羅門がそこに来ていたとする経に DN.003 *Ambaṭṭha-s.* = 『長阿含』020「阿摩昼経」がある。

以前のウッカッターでの出来事を物語る経には DN.014 *Mahāpadāna-s.* と MN.049 *Brahmanimantaṇika-s.* がある。

[4-1] ウッカッターは舎衛城のごく近くにあつた村であるが、釈尊の所在地はこの村にあつたスパガ林の沙羅樹王の元である。この場所は天界に通じる穴のようなものがあつたようで、DN.014 と MN.049 では釈尊はここから天界に行つているし、『雑阿含』101 = AN.004-004-036 = 『増一阿含』038-003 では釈尊はドーナ婆羅門に天と間違えられている。またここには高名な婆羅門の 1 人であるポッカラサーディ婆羅門が住んでいた（「モノグラフ」第 21 号（2017 年 4 月）に掲載した【研究ノート 10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」（森章司）参照）。このようにウッカッターはバラモン教に関連する由緒のある場所であつたようである。

ところで前述のようにイッチャーナンガラを仏在処とし、ポッカラサーディ婆羅門が優婆塞となつたとする DN.003 *Ambaṭṭha-s.* = 『長阿含』020「阿摩昼経」の説時は釈尊 49 歳 = 成道 15 年の釈尊がイッチャーナンガラで雨安居を過ごされていたその期間である。イッチャーナンガラやウッカッターは舎衛城とカピラヴァットゥを結ぶ幹線道路の途中にあつたのであるから、釈尊はしばしばこの道を通られたであろうが、しかしウッカッターを仏在処とする経は少なく、しかも『雑阿含』101 = AN.004-004-036 = 『増一阿含』038-003 はウッカッターとセータヴァヤを結ぶ道路の脇の 1 本の樹木に坐されたというだけであるから、おそらくここにしばしば滞在されたということはないであろう。ということで本経 MN.001 *Mūlapariyāya-s.* と『雑阿含』101 = AN.004-004-036 = 『増一阿含』038-003、および『中

阿含』106「想経」と竺法護訳『楽想経』も、その説時は前年に舎衛城で雨安居を過ごし、次の年すなわち釈尊49歳＝成道15年にイッチャーナンガラで雨安居を過ごそうとして舎衛城から移動するときのことであったとしておきたい。なお釈尊がイッチャーナンガラで雨安居を過ごされたのは、サンガの運営面の課題の解答を見いだすために沈思黙考をしたいがためであったことは【研究ノート13】の【003】に記した。

[4-2] 以前のウツカッターでの出来事を回想する経のうち、MN.049 *Brahmanimantaṇṇika-s.*は仏在処を舎衛城・祇樹給孤独園とする以外に手掛かりはないのであるが、その回想する出来事も釈尊49歳＝成道15年の雨安居前であるとすると、少なくともこのこの経の説時は釈尊49歳＝成道15年の雨安居前よりも以降ということになる。しかしDN.014 *Mahāpadāna-s.*は【研究ノート13】の【014】において世尊77歳＝成道43年雨安居中の「[釈尊] 祇樹給孤独園のカレーリ窟において過去7仏、なかんずくヴィパッシン仏の事績を語る」の当該経として処理している。

[4-3] イッチャーナンガラを仏在処とするDN.003 *Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経)＝『長阿含』020「阿摩昼経」＝支謙訳「仏開解梵志阿闍経」＝『根本有部律・薬事』＝『根本有部律・雑事』の説時については、【研究ノート13】の【003】節に考察したように、「釈尊49歳＝成道15年の雨安居前にコーサラ国のイッチャーナンガラ村に住んでいたポッカラサーディ婆羅門とその弟子アンバッタ青年が釈尊に三十二大人相が具備しているのを知り釈尊に帰依する」の当該経という結論のとおりである。

【002】 MN.002 *Sabbāsava-s.* (一切漏経 vol. I p.006、南伝 09 p.007)

『中阿含』 010 「漏尽経」 (大正 01 p.431 下、国訳 04 p.041)

安生高訳『一切流摂守因経』 (大正 01 p.813 上)

『増一阿含』 040-006 (大正 02 p.740 上、国訳 09 p.220)

[1] これらの説時は【研究ノート 13】の第【015】節の DN.015 *Mahānidāna-s.* (大縁経) において検討済みである。DN.015 が仏在処をクル国のカンマーサダンマであるので、その関連経として取り上げたものである。

しかし実は『中阿含』 010 と安生高訳『一切流摂守因経』は仏在処をクル国のカンマーサダンマとするけれども、本節の節題に掲げた MN.002 *Sabbāsava-s.* (一切漏経) と『増一阿含』 040-006 は仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とするのでカンマーサダンマではない。伝承を異にするわけである。

客観的にいえはこのどちらを採用すべきかという決め手はないし、パ・漢の伝承が異なる場合はパーリを優先するというわれわれの聖典観に反することになるが、祇樹給孤独園ではあまりぼんやりしすぎていて説時推定の基準とはならないので、まことに便宜的な処理ではあるがクル国のカンマーサダンマを採用してその説時を、「釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居中の [釈尊] 比丘らに「一乗の道とは四念処である」と説く」としてある。

[003] MN.003 *Dhammadāyāda-s.* (法嗣経 vol. I p.012、南伝 09 p.017)

『中阿含』088「求法経」(大正 01 p.569 下、国訳 05 p.041)

『増一阿含』018-003 (大正 02 p.587 下、国訳 08 p.143)

[1] これらの経の内容概要は以下のとおりである。

MN.003 *Dhammadāyāda-s.* (法嗣経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「法の相続者 (*dhammadāyāda*) であるべきであり、財の相続者 (*āmisadāyāda*) であってはならない。例えば、ここに十分に食して残りがある食物があるとしよう。そこへ腹を空かした 2 人の比丘がやって来た。そこで彼らに『私は飽食しこれは捨てるべき食であるがもし欲するならば食しなさい。もし食さなければ無草地か無虫水に捨てる』と言うとしよう。1 人の比丘は“世尊は法の相続者でありなさいと説かれた。この食も財であるから我慢して一昼夜を過そう”と考えて一昼夜を過ごした。もう一方の比丘は“この食事で餓えと衰弱を凌ぎ一昼夜を過ごしたらどうであろうか”と考えて食事をして一昼夜を過ごした。真に尊敬され、称讃されるべき少欲知足に徹した比丘は前者である」と説いて、精舎に入られた。

世尊が立ち去られて間もなく、**サーリプッタ**は比丘らに「弟子らは遠離を学ぶべきではないか」と比丘らを促し、比丘らの今の世尊の教えを解説してほしいという求めに応じて、「貪や瞋などの煩悩を捨てるために中道がある。八聖道は中道であり、涅槃に導くものである」と説いた。比丘らは歓喜し、サーリプッタの教えを信受した。

『中阿含』088「求法経」: あるとき世尊は大比丘衆と共に拘娑羅国の五娑羅村の北にある尸提想林に住された。このとき**舎梨子**、**大目犍連**、**大迦葉**、**大迦旃延**、**阿那律陀**、**麗越**、**阿難**らも世尊の葉屋近くに住した。世尊は比丘らに「法を求めて行ずべし。飲食を求めて行ずること勿れ」と説かれた。そして空腹で疲れた 2 人の比丘が残食を前に 1 人は食し、もう 1 人は食さなかったという例え話をだして、「空腹の故に残食を取った比丘は求法を忘れて仏意に適っていない。一方の一日一夜の苦を忍んでも残食を取らなかった比丘は仏意に適っている。何故ならば苦を忍んだ比丘は少欲知足を得て遂に涅槃を得ることになるからである」と教誡された。

この後、世尊は背痛を訴えられて**舎梨子**に説法を委ねられた。舎梨子は世尊の教えを広説して、「中道すなわち八聖道分により涅槃を得る」と説いた。世尊は舎梨子の所説を善哉と印可された。舎梨子および比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

『増一阿含』018-003 : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「常に法施して、食施を習うなかれ」と説かれ、「むかし食事を招待されたとき、遠方から 2 人の比丘がやって来た。彼らは疲労困憊していたので、私は『遺した余の食で捨てるべきものがある。時に随って必要とするならばこれを取って自分自身を養ってもよい』と言ったことがある。そのとき 1 人は“食事を取らなければ死を待つしかない”と考えて食べた。もう 1 人は“法施を行じて思欲の施を行じること勿れという教えを守ろう”と考え、終日食事を取らず、自らの命も顧みることなく辛抱した。敬い貴び、尊重すべき点において前者の比丘は後者の比丘に及ばない。

それ故に比丘らよ、法施を学び、思欲の施を学ぶこと勿れ」と説かれて、座を起って去られた。

このとき比丘らは、世尊は要を略説して広説されなかったと**舍利弗**のもとを訪れた。舍利弗は「貪と淫と瞋恚を滅すれば処中の道を得、涅槃に至る。処中の道とは八正道である」と説いた。比丘らは舍利弗の所説を聞いて歡喜奉行した。

[2] これらの経は仏在処について、MN.003 と『増一阿含』018-003 は舍衛国の祇樹給孤独園とするが、『中阿含』088 のみは拘娑羅国の五娑羅村とする。「五娑羅村」は‘Pañcasālā brāhmaṇagāma’の訳語であろうが、SN.004-002-018⁽¹⁾はこの名の村はマガダ国の村としている。この対応経である『雑阿含』1095⁽²⁾は「娑羅婆羅門聚落」とするが国名は出さない。その他に「娑羅婆羅門聚落」は『雑阿含』1180⁽³⁾にも見いだされ、『別訳雑阿含』094⁽⁴⁾は「娑羅樹林婆羅門聚落」とするが、これらも国名は示さない。したがって『中阿含』の「五娑羅村」が‘Pañcasālā brāhmaṇagāma’に対応するものかどうか、そしてこの村がどこにあったかははっきりしないが、ここではパーリと『増一阿含』を採用して仏在処は舍衛国の祇樹給孤独園であると考えておく。

また主な登場人物はサーリプッタであるが、『中阿含』088 は釈尊は背痛によって舍利弗に説法を代らせたとしている。他の2経にはそうは明示されていないが、そのようなシチュエーションであったことは十分に想像されうる。これは説時の推定にかなり重要な手掛かりを与えてくれる。

(1) vol. I p.113

(2) 大正 02 p.288 上

(3) 大正 02 p.319 上

(4) 大正 02 p.407 上

[3] 釈尊には背痛の持病があったようで、背痛に関説する経がいくつもある。それらは次の3つにケースに大別される。

第1は、今の経のように釈尊が背痛のために仏弟子の誰かに説法を代わらせるというものである。

第2は、背痛のみで説法を代らせるというシーンのないものである。

そして第3は、『涅槃経』の1シーンで、釈尊は背痛を理由に横臥されたとするものである⁽¹⁾。

(1) 釈尊の背痛に言及する経については、【研究ノート1】「釈尊のアンガ (Aṅga) 国訪問年の推定」(森章司 「モノグラフ」第19号 2014年9月) p.021 において紹介してあるが、今回はそれに洩れた経も追加している。

[3-1] まず第1の、釈尊が背痛のために仏弟子の誰かに説法を代わらせるというものを紹介する。紹介する経の内容は仏在処と、背痛のために誰に説法を代わせたかということと、特記すべき事項を中心とする。なおすでに説時が確定しているものは経末の [] のなかに事績年代と事績名を記した。

DN.033 *Saṅgīti-s.* (等誦経 vol. III p.207、南伝 08 p.285) : あるとき世尊はマッラ族の諸地域を500人の比丘たちと遊行して、パーヴァーというマッラ族の町の鍛冶

工の子であるチュンダのアンバ園に住された。世尊はウツバタカと名づける新築したばかりの集会堂 (Ubbhaṭakam nāma navam santhāgāram acira-kāritam) に赴いて人びとに説法されたのち、サーリプッタに「背に痛みがある (piṭṭhi me āgilāyati) から、比丘たちに説法するように」と命じて横になられた。これはニガンタ・ナータプッタがパーヴァーで亡くなってから間もなくのことで (Nigantho Nāhaputto Pāvāyam adhunā kālakato hoti)、ニガンタの徒は2派に分裂して争っていた。サーリプッタは比丘らに、「正しく説かれない法と律においてはこのようになる。しかし仏の正しく説かれた教えは寂靜に至らせる。今そのすべてを結集して紛争をなからしめなければならない (tattha sabbeh' eva saṃgāyitabbam na vivaditabbam)」と説いた。これを世尊は印可され、比丘らはサーリプッタの所説を喜び信受した。

『長阿含』009「衆集経」(大正01 p.049中、国訳07 p.182)：あるとき世尊は大比丘衆1,250人と共に末羅(国)の波婆城の闍頭の菴婆園に住された。そのときは15日の満月の晩にあたっていたので世尊は露地に坐して比丘らに説法された後、舍利弗に「背中が痛いので、比丘らのために説法するように」と命じられた。舍利弗は比丘らに「この波婆城で尼乾子が命終して間もないが、その弟子たちが2派に分れて争っている。我らは法と律を集めて争いを防ぎ、梵行を長く確立させなければならない」と説いた。これを世尊は印可され、比丘らは舍利弗の所説を歡喜奉行した。

[釈尊75歳=成道41年の雨安居後]

『長阿含』010「十上経」(大正01 p.052下、国訳07 p.198)：あるとき世尊は大比丘衆1,250人と共に鸯伽国の瞻婆城の伽伽池の側に住された。十五日の満月の時、世尊は露地に坐し説法されていたが、背中を痛めて感じて舍利弗に命じて代りに説法させた。そこで舍利弗が比丘らに涅槃へと導く一法乃至十法(合計550法)を説いた。これを世尊は印可され、比丘らは舍利弗の所説を歡喜奉行した*。

*この対応経の DN.034 *Dasuttara-s.* (十上経 vol.III p.272、南伝08 p.357) では釈尊が背痛のために舍利弗に説法を代らせたという状況設定にはなっていない。

[釈尊66歳=成道32年のアング国チャンパーでの第3回目の雨安居中]

MN.053 *Sekha-s.* (有学経 vol.I p.353、南伝10 p.107)：あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットウのニグロード園 (Sakke Kapilavattusmim Nigrodhārāma)に住された。そのとき世尊は未だ誰も住したことの無い新築されたばかりの集会堂 (nava santhāgāra acirakārīta)に赴いて釈迦族の人びとに夜が更けるまで説法されたのち、アーナンダに「背に痛みがある (piṭṭhi me āgilāyati) ので人々のために説法するように」と命ぜられた。アーナンダは釈迦族のマハーナーマに、「戒を成就し、根門を護り、食において節度を知り、常に目覚め、七正法を具足し、四禪を楽しむとはどういうことか」を説いた。起きられた世尊は「善哉、善哉、あなたがカピラヴァットウの釈迦族に説いたことはまことによい」と褒められた。カピラヴァットウの釈迦族たちはアーナンダの所説を喜び信受した。

SN.035-202 (vol.IV p.182、南伝15 p.286)：あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットウのニグロード園に住された。世尊は未だ誰も住したことの無い新築されたばかり

の集会堂に赴かれて釈迦族の人びとに夜が更けるまで説法され、彼らが去って間もなくマハーモッガッラーナに「背に痛みがある (piṭṭhi me āgilāyati) ので、比丘たちのために説法するように」と命じられた。マハーモッガッラーナは比丘らに、「漏泄と不漏泄の教法」について説法した。起きられた世尊はマハーモッガッラーナを善哉と褒められた。比丘らはマハーモッガッラーナの所説を喜び信受した。

『雑阿含』1176 (大正 02 p.316 上、国訳 01 p.275) : あるとき世尊は釈迦族の迦毘羅衛国の尼拘律樹園に住された。そのとき世尊は釈迦族が作ったまだ誰も住したことの無い新講堂において釈迦族の人々に教えを説かれた後、彼らが去って間もなく大目犍連に「今背痛あるので、比丘らのために説法せよ」と命ぜられた。そこで大目犍連は比丘らに漏・不漏の法について説いた。起きられた世尊は善哉善哉と大目犍連を褒められ、比丘らに「この漏無漏法経を受持し広く人のために説け」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』080「迦絺那経」(大正 01 p.551 下、国訳 04 p.397) : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき尊者阿那律も舍衛国の娑羅邏巖山中に住しており、舍衛城において乞食したとき阿難に会って、「三衣がぼろぼろになっているので比丘らと共に衣を作ってほしい」と頼んだ。阿難は房房をめぐって手伝いの比丘らを募ったが、それを目撃された世尊は、「なぜ自分にも声をかけないのか」と声をかけられ、阿難と大目犍連と比丘らと共に娑羅邏巖山中に赴かれ、阿那律の三衣を一日で作り終えられた。世尊はそのとき腰痛を訴えられて阿那律に「比丘らのために迦絺那衣法を説きなさい」と命ぜられた。阿那律は出家して諸々の戒を守り、その結果六神通を得るに至ったことを説いた。起たれた世尊は阿那律を「よく絺那衣法を説いた」と讚歎して、比丘らに「迦絺那衣法を受持せよ。迦絺那衣法はよく涅槃を致す」と教誡された。尊者阿那律と比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』727 (大正 02 p.195 中、国訳 02 p.235) : あるとき世尊は力士聚落中を遊行して拘夷那竭城と希連河の中間に住された。そのとき聚落の側で世尊は、「今、背を病む。しばらく横になりたい」と横臥された後、阿難に「七覚支を説きなさい」と命じられた。阿難が七覚支を説くと、世尊は「あなたは精進を説いたか」と確認し、「ただ精進だけ修習するも阿耨多羅三藐三菩提を得る」と説かれた。そのとき1人の比丘が「疾を忍び人に説かせた美妙的法を聴聞した。法を聞くは福利が多い」との偈を誦して去った。

AN.010-007-067 (vol. V p.122、南伝 22 下 p.014) : あるとき世尊はコーサラ国のナラカパーナという町 (Nalakaṇṇa nāma Kosalānam nigama)のパラサ林 (Palāsavana)に住された。布薩の日の夜のことで、世尊は夜の多分を比丘らに説法された後、サーリプッタに「背が痛む (piṭṭhi me āgilāyati)、比丘らのために法を説け」と命じられた。サーリプッタは「信あり、慚あり、愧あり、精進あつて善法において慧のある人ならば、自分の月のように善法が増長する」と説いた。世尊は起たれて善哉善哉と褒められた。

AN.010-007-068 (vol. V p.125、南伝 22 下 p.018) : あるとき世尊はナラカパーナのパラサ林に住された。布薩の日の夜のことで、世尊は夜の多分を比丘らに説法された後、サーリプッタに「背が痛む (piṭṭhi me āgilāyati)、比丘らのために法を説け」と命じられた。サーリプッタは「信あり、慚あり、愧あり、精進あって不放逸であるならば、自分の月のように善法が増長する」と説いた。世尊は起たれて善哉善哉と褒められた。

『増一阿含』026-009 (大正 02 p.639 上、国訳 08 p.307) : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に大比丘衆 500 人と住された。そのとき世尊は羅闍城にて夏坐せんと考えられて羅闍城の迦蘭陀竹園に赴かれ、そこで夏坐を過された。舍利弗・目犍連も羅闍城にて夏坐せんと 1250 人の弟子を引き連れて羅闍城の迦蘭陀竹園で夏坐した。そのとき世尊は舍利弗・目犍連に「あなた方は当に滅度をとるであろう。今私は背が痛い、比丘らのために法を説け」と命じられ、自ら僧迦梨を畳んで師子臥された。舍利弗は四弁才を説いた。

このとき大目犍連は城中で乞食中に執杖梵志らに「これは沙門瞿曇の最上の弟子だ」と瓦石をもって打ち殺された。舍利弗も世尊は久しからずして般涅槃をとられるであろうと、世尊に自分が先に滅度をとることの許しを得て、衣鉢を均頭沙弥に託して般涅槃した。

これを世尊に知らせ、「舍利弗の恩は深い」と悲しむ阿難に、世尊は「過去の諸仏も転輪聖王もことごとく滅度した。一切行は無常であり、生じまた滅せざる滅が最第一である」と説かれた。

[3-2] 第 2 の背痛のみで説法を代らせるというシーンのないものを紹介する。

SN.007-002-003 (vol. I p.174、南伝 12 p.299) : 舎衛城因縁。そのとき世尊は風病⁽¹⁾であった (vātehi ābādhiko hoti)。世尊は侍者のウパヴァーナ (Upavāna) をデーヴァヒタ婆羅門 (Devahita brāhmaṇa) の住居へ使いにやって、温水と糖蜜の布施を受けさせた。翌朝婆羅門は病い癒えた世尊を訪ねた。世尊は「三通を成満した聖者に施せば大果がある」と説かれた。デーヴァヒタ婆羅門は三宝に帰依して優婆塞となった。

『雑阿含』1181 (大正 02 p.319 中、国訳 03 p.214) : あるとき世尊は拘薩羅国の浮梨聚落の天作婆羅門の菴羅園に住された。そのとき世尊は背痛を患われ、侍者の優波摩を天作婆羅門の家へ使いにやって背風疾のための安樂水を求めさせた。婆羅門は使者に酥と油と石蜜と温かい湯を持たせ、優波摩に付き従わせた。優波摩が世尊の身体を湯で洗って酥と蜜を差し上げると病は癒えた。翌朝、天作婆羅門は世尊のところに行った。世尊は「一切の食を解脱するを婆羅門という。これに施せば大果を得る」と説かれた。天作婆羅門は仏の所説を歡喜し、作礼して去った。

『別訳雑阿含』095 (大正 02 p.407 中) : あるとき世尊は拘薩羅国の天敬という婆羅門の聚落にある旅人を休息させる宿舎に侍者の優波摩那と共に止宿された。このとき世尊が風動を患われ背痛を訴えられたので、優波摩那が天敬婆羅門の家へ行って蘇油や黒石蜜をもらい受けた。背痛が癒えた後に世尊のもとを訪れた婆羅門に、世尊

は「三明をえた者に施せば大果がある」と説かれた。天敬婆羅門は歓喜して去った。『十誦律』「雑法」（大正 23 p.278 上、国訳 06 p.418）：世尊は舎衛国に住された。そのとき世尊が風背痛を患われたので、薬師が「酥油を身体に塗って、温かい湯に入るとよい」と指示した。そこで世尊は阿難に温かい湯を桶に入れさせ、自らの身体に酥油を塗られたのちその桶に横たわれた。病が癒えたのち比丘僧に、「今より風病に罹ったら酥油を身体に塗って温かい湯に入ってもよい」と許可された。

AN.009-001-004 (vol.IV p.358、南伝 22 上 p.012) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者ナンドカ (Nandaka) が講堂 (Upaṭṭhānasālā) で比丘らに説法していたので世尊は門屋の外で待たれた。世尊は彼に「汝の説法は長過ぎる。私は屋外で待っていて背が痛くなった (me piṭṭhi āgilāyati)」と語られた。ナンドカは「世尊が外に立っておられるとは知りませんでした」とわびた。世尊は「よいよい」と許され、「時として法を聞き時として法を語れば 5 つの功德がある」と説かれた。

(1) 服部敏良著『仏教経典を中心とした釈迦の医学』（黎明書房 昭和 57 年 11 月）p.111 によれば、風病がどんな病気であったかよくわからないが、「シナの古い医書には、風病をすべて中枢性、末梢性神経系統の疾患であるとしている」とし、この解釈を受け入れている。

[3-3] 第 3 は『涅槃経』中の 1 シーンで背痛に言及するものである。説時については検討するまでもない。

『長阿含』002「遊行経」（大正 01 p.015 中、国訳 07 p.069）：毘舍離の遮婆羅塔において世尊は阿難に「私は背痛を患った。少し休みたい」と言われた。

同（大正 01 p.018 下、国訳 07 p.082）：波婆城における周那の供養の後に中路の樹下に止まれ、阿難に「私は背痛を患った。座を設けよ」と言われた。

同（大正 01 p.019 上、国訳 09 p.082）：（承前）そのとき世尊は座を起ってしばらく進まれた後 1 樹下でまた阿難に「私の背痛は甚だしい。座を敷け」と言われた。

同（大正 01 p.020 上、国訳 09 p.086）：世尊は拘孫河で水を飲まれた後、中路の 1 樹下に止まって、周那に、「僧迦梨を取って敷きなさい。背痛を患ったので少し休みたい」と言われた。

Mahāparinirvāṇasūtra (p.264、中村・上 p.437) : パーパーとヒラニヤヴァティーの間で世尊はアーナンダに、「外衣を畳んで拵げてくれ、背が痛む (prṣṭhī ma āvilāyati)」と言われた。

失訳「般泥洹経」（大正 01 p.183 下）：波旬から半道のところで世尊は阿難に、「背痛を患った。樹下で休みたい。拘遣河から水を持ってきてくれ」と言われた。

『根本有部律・雑事』（大正 24 p.390 下、国訳 26 p.320）：波波邑へ向う途中の金河に至らない中間において世尊は阿難陀に「背が痛い。外衣を畳んでくれ。横になって休みたい」と言われた。

[3-4] 上記が筆者が見いだした釈尊が背痛を訴えられたという記事が含まれるすべての経である。

このうち説時がすでに推定されているものは、[3-1] に紹介した DN.033 *Saṅgīti-s.* =

『長阿含』009「衆集経」の釈尊75歳＝成道41年の雨安居後と、『長阿含』010「十上経」の釈尊66歳＝成道32年のアンガ国チャンパーでの第3回目の雨安居中と、[3-3]に紹介した釈尊がまさしく入滅されんとするときの『涅槃経』の記事である。

なお[3-1]に紹介した『雑阿含』727は『涅槃経』の世尊が Hiraññavati 河からと Kusinārā へと向われる途中に相当することは明らかである。

[3-5] その他説時推定が終っているわけではないが、説時が容易に推定されるものに次の経がある。

まず MN.053 Sekha-s. と SN.035-202＝『雑阿含』1176はカピラヴァットゥに建てられたまだ誰も足を踏み入れたことがない集会堂が舞台であって、ここに入り込んだ波斯匿王の王子の毘瑠璃が「下婢の子」と蔑まれ、これを根に持った後の毘瑠璃王と釈迦族の戦争があり、釈迦族が滅亡したとの伝承が生れた発端になったところである⁽¹⁾。われわれの考えるところでは、釈尊が釈迦国で雨安居を過ごされたのは2回だけで、最初は釈尊58歳＝成道24年で、マハーパジャーパティ・ゴータミーが釈尊に新衣を布施して出家の志を立てたときであり、2回目がニガンタ・ナータプッタが死んだという知らせを受けた時である。持病となった背痛を患われるのは若い時ではないとすれば、新造された集会堂が建設されたのはその2度目の釈迦国滞在中のこと、すなわち釈尊75歳＝成道41年の雨安居中のことということになり、雨安居が明けたころにナータプッタの死が知らされたのではなかろうか。ということになると以上のナータプッタの徒衆が争っているときの背痛と、新しい集会場の時の背痛は同時期のことであったということになる。

また『増一阿含』026-009には舍利弗と目連が入滅する前・後が記されている。これによれば舍利弗と目連は釈尊が王舎城で雨安居を過ごされている時に入滅したように解されるが、SN.047-013⁽²⁾＝『雑阿含』638⁽³⁾によればチュンダ沙弥は祇樹給孤独園におられた阿難と釈尊に知らせたことになっているので、われわれはこちらの伝承を採用している。したがってこの伝承には齟齬があるとしなければならない。なおわれわれはこの2人の入滅は釈尊77歳＝成道43年の雨安居中のことであったと考えている。なおマハーモッガッラーナが殺されたのは王舎城の Isigiri の Kālasilā (仙人山・黒石室) とされ⁽⁴⁾、サーリプッタが死んだのはマガダ国のナーラー村 (Magadhesu Nālagāmaka)⁽⁵⁾ とされている。

(1) 【研究ノート8】「釈迦族滅亡年の推定」(「モノグラフ」第19号、2014年9月) 参照

(2) vol.V p.161、南伝16上 p.384

(3) 大正02 p.176中

(4) *Dhammapada-A*. vol.III p.065、『仏の真理の言葉註(3)』p.094

(5) SN.047-013 (vol.V p.161、南伝16上 p.384)、『雑阿含』638 (大正02 p.176中、国訳02 p.187)

[3-6] 以上のように釈尊が背痛を訴えられた記事を有する経でその説時が推定されうるものは、釈尊66歳を除けばすべて釈尊75歳以降である。とするならば釈尊は晩年になってからはしばしば背痛を訴えられることになったと考えてよいであろう。またその始まりは釈尊66歳の時であったと考えてよかろう。

そのように考えると説時が推定されていない経の説時もすべて晩年に属すると考えてよいのではなかろうか。いまだ説時の推定されていない経とその仏在処は次のようになる。

『中阿含』080「迦絺那経」：舎衛国・祇樹給孤独園

AN.010-007-067: コーサラ国・ナラカパーナ町

AN.010-007-068: コーサラ国・ナラカパーナ町

SN.007-002-003: 舎衛城

『雑阿含』1181: 拘薩羅国・浮梨聚落・天敬婆羅門の菴羅園

『別訳雑阿含』095: 薩羅国・天敬婆羅門聚落

『十誦律』「雑法」: 舎衛城

AN.009-001-004: 舎衛城・祇樹給孤独園

このようにすべての仏在処はコーサラ国ないしは舎衛城である。これらがすべて釈尊の75歳以降とすると、釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされたのは釈尊77歳の時のみであるからすべての説時はこの年ということになる。

このうち『中阿含』080「迦絺那経」は経題のごとく迦絺那衣が主題になっている。迦絺那衣は雨安居が終り、その後の衣時を延長するための衣であるから、さらに説時は限定されて釈尊77歳＝成道43年の雨安居後ということになる。

また AN.010-007-067 と AN.010-007-068 の仏在処は「コーサラ国のナラカパーナ町」である。この町を仏在処とする経には他に MN.068 *Naḷakapāna-s.* (那羅伽波寧村経) ⁽¹⁾ があるが、この漢訳対応経には2つあってそのうちの1つの『中阿含』077「娑鷄帝三族生子経」⁽²⁾ は仏在処をサーケータの青林 (*Palāsavana*) とし、もう1つの対応経の『雑阿含』035⁽³⁾ は仏在処を支提 (*Ceti*) の竹林精舎とする。これらには阿那律陀と難提と金毘羅が出家して久しからざる時とされているから、MN.068 と今の AN.010-007-067、AN.010-007-068 がともに「コーサラ国のナラカパーナ町」としたとしても同じ時の経ではないということになる。というよりも「コーサラ国のナラカパーナ町」を仏在処とする経はこの3経しかなく、釈尊が生涯に2度もここで法を説かれたということは考えにくいから、MN.068 の仏在処は漢訳対応経の仏在処を採用したほうがよいであろう。ということでこの2経の説時は釈尊77歳＝成道43年の雨安居に入る前としておく。

SN.007-002-003＝『雑阿含』1181＝AN.009-001-004＝『十誦律』「雑法」は明らかに対応関係にあるに拘わらず仏在処は微妙に異なるが、パーリと『十誦律』をとって仏在処を舎衛城とし、説時を釈尊77歳＝成道43年の雨安居中と考えておく。世尊が背痛を患われ、侍者のウパヴァーナを使いに出して温水と糖蜜などの供養を受けさせたというのは、いかにも雨安居中にありそうな状況である。

同様に AN.009-001-004 が釈尊が尊者ナンダカが講堂で説法をするのを外で待たれたというのも、慌ただしさが感じられない雨安居中の出来事であったように思われるので、これも釈尊77歳＝成道43年の雨安居中のことであったと考えておく。

(1) vol. I p.462、南伝 10 p.277、片山・中部 3 p.293

(2) 大正 01 p.544 中、国訳 04 p.376

(3) 大正 02 p.008 上、国訳 01 p.054

[4] ところで本節の主題である MN.003 *Dhammadāyāda-s.* (法嗣経)＝『中阿含』088「求法経」＝『増一阿含』018-003 であるが、上述のような状況証拠からこの説時も釈尊77歳＝成道43年の雨安居中としておく。

【004】 MN.004 *Bhayabherava-s.* (怖駭経 vol. I p.016、南伝 09 p.023)

『増一阿含』 031-001 (大正 02 p.665 中、国訳 08 p.389)

[1] この経は「モノグラフ」第 21 号 (2017 年 4 月) に掲載した【研究ノート 10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」(森章司)において、この説時を釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居後とするという結論を得ている。

[005] MN.005 *Anaṅgaṇa-s.* (無穢経 vol. I p.024, 南伝 09 p.036)

『中阿含』087「穢品経」(大正 01 p.566 上、国訳 05 p.030)

法炬訳『求欲経』(大正 01 p.839 上)

『増一阿含』025-006 (大正 02 p.632 上、国訳 08 p.285)

[1] この概要は以下のとおりである。

MN.005 *Anaṅgaṇa-s.* (無穢経) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときサーリプッタが比丘らに「4種類の人がいる。すなわち穢を有するも、①内に穢ありと如実に知らない人と、②内に穢ありと如実に知る人、また穢なきも、③内に穢なしと如実に知らない人と、④内に穢なしと如実に知る人としてである。①は有穢者中の劣者、②は有穢者中の優者、③は無穢者中の劣者、④は無穢者中の優者である」と説いた。そのときマハーモッタはサーリプッタに「どのような因と縁でそのように言うのか」と質問した。サーリプッタは「穢ありと知らない人は精進努力しない、穢ありと知っている人は精進努力する、穢なしと知らない人は淨相を思惟しようとするから貪りが心を墮落させる、穢なしと知っている人は淨相を思惟しようとしなから貪りが心を墮落させない」と答え、2人は4種類の人に優劣がある理由と穢(貪・瞋・痴)に関する議論をした。マハーモッタはサーリプッタの教化法を見て、「かつて王舎城の山城 (Rājagaha Giribbaja)」⁽¹⁾にいたとき、造車師(yānakāraputta)の子サミーティ (Samiti)の仕事ぶりを見た邪命外道(Ājīvika)のパンドウプッタ (Paṇḍuputta)も元は造車師の子(purāṇayānakāraputta)であったので、『心を熟知した上で造ったに違いない』と歡喜の声を上げたが、それと同じである」と語った。このように2人の龍(ubho mahānāgā)は互いに説き、互いに隨喜した。

『中阿含』087「穢品経」: [釈尊は登場しない] あるとき世尊は婆奇瘦の鼉山・怖林の鹿野園に住された。そのとき舎梨子が比丘らに「世に四種の人がある。①内に穢あるも自ら如真を知らない人、②内に穢あると自ら如真を知る人、③内に穢なきを自ら如真を知らない人、④内に穢なきを自ら如真を知る人である。①と③は人中でもっとも下賤の人であり、②と④は人中で最勝の人である」と説いた。そこで一人の比丘が「どのような因縁でそのように説くのか」と質問すると、舎梨子は「自覚がなければ不善を捨てて善を修する心が起らない。しかし自覚があれば善を増修し意を尽して悪を断ずるからである」と答えた。さらに比丘が「何を穢というのか」と質問すると、舎梨子は「穢とは欲によって悪・不善の法を生ずることである」と詳説した。このとき大衆にいた目連が「かつて王舎城の巖山中にいたとき城内で乞食していると、もと車師の満子という無衣外道が車師の仕事ぶりを見て歡喜したことがあったが、私もそれと同じように舎梨子の説法に感心した」と告げた。このように2人の尊者は互いに語りあって座より立ち去った。尊者目連と比丘らは舎梨子の所説を聞いて歡喜奉行した。

法炬訳『求欲経』: [釈尊は登場しない] あるとき世尊は婆祇の尸収摩林鼻量鹿野苑中

に住された。その時舍利弗が比丘らに「世間に4種の人がある、……」と語った。1人の比丘が「どんな因どんな縁があるのか」と質問した。舍利弗が詳しく説明した。これを聞いた大目犍連は「むかし羅闍祇の祇耆闍崛山にいたとき、羅闍祇の町に乞食に入った時に巧師家の無念満子が他の巧師家の作った車軸を見て感心したという話を聞いた」という譬喩をもって、「尊者舍利弗の説法もすばらしい」と告げた。2人は各自の所説を楽しみ、座を起って本処に還った。

『増一阿含』025-006：[釈尊は登場しない] あるとき舍利弗と大目犍連は羅闍城の迦蘭陀竹園所にいた。そのとき舍利弗は比丘らに「世間には4種の人がある。第1の人は結に随って内に結ありと知らず、第2の人は結に随って内に結ありと如実に知る。第3の人は結に随わないが内に結なしと如実に知らず、第4の人は結に随わず内に結なしと如実に知る。このうち第1の人は最も下、第2の人は極めて妙、第3の人は結無き人の中で最も下、第4の人は結無き人の中で最も第一なり」と説いた。このとき目犍連は「どのような因縁でそのように説くのか」と質問した。舍利弗は買ひ求めた銅器の塵垢に喩えて解説すると、また目犍連は「結とは何か」と質問した。舍利弗は「悪不善の法は諸の邪見を起すが故に名づけて結となす」と説き、具体的に説法や乞食などのあり方を通して解説した。これを聞いた目犍連は「かつて自分が王舎城の迦蘭陀竹園にいて、町に乞食したとき、長老の工師がある工師の材板を修治しているのを見て悪いところをきちんと修治するのを見て感心した」という話をして、舍利弗の説法もまさにそのごとくであると歡喜してその教えを受け入れた。このように2人は互いの所説を聞いて歡喜奉行した。

- (1) ラージャガハの古名。一帯が山 (Giri) に囲まれ、牛舎 (vaja) のように立っているから、Giribbaja と呼ばれる。片山・中部1 p.101 中を参照。

[2] これらの経には釈尊は登場しないが仏在処は記される。この仏在処を MN.005 は舎衛城の祇樹給孤独園、『中阿含』087 は婆奇瘦の鼉山・怖林の鹿野園、『求欲経』は婆祇・尸収摩林鼻量鹿野苑とする。ただし『増一阿含』025-006 には仏在処も示されない。

「婆奇瘦の鼉山・怖林」「婆祇・尸収摩林鼻量鹿野苑」は ‘Bhagga Suṃsmāragira Bhesakaḷāvana Migadāya’ である。

この経の主人公はサーリプッタとマハーモッガッラーナである。サーリプッタとマハーモッガッラーナは釈尊在世中に亡くなっており（われわれはこれを釈尊77歳＝成道43年の雨安居中のことであったと考えている）、その2人が主人公であるのだから仏も在世中のことであったのは明らかであるが釈尊は登場しない。それにもかかわらず仏在処が示されているのは釈尊はまだ在世中であるぞということを示すのであろう。またこれは釈尊がおられたところにサーリプッタとマハーモッガッラーナもいたということを示すのであろう。しかしながら原始仏教聖典は基本的には釈尊の言行録なのであるから、釈尊が登場しない経は原則としては釈尊滅後の経であると考えてきた。しかし稀にはこのような経があるからすべてを一括してこのように処理できないということになるが、今のような稀な経は滅後ではないとしても最晩年のものと考えてよいのではなかろうか。80歳に近くなった、今流に言えば後期高齢者になられた釈尊は、いかな聖者といえども体力が衰え、仏弟子たちが独力で活動しなけ

ればならないケースが増えたものと考えられる。その証拠に釈尊の（出胎を誕生日とする）79歳の雨安居はヴェーサーリーの竹林村で過ごされたが、ここには王舎城から短距離を移動されただけであったし、釈尊は80歳の誕生日当日に入滅されたが、この遊行もヴェーサーリーからクシナーラーまでの短距離を遊行されたのみであった。これは「涅槃経」がまざまざと描くところである。

なおサーリプッタとマハーモッガッラーナの間答の中に王舎城の造車師の子で邪命外道のバンドウッタ＝車師の満子＝巧師である無念満子＝長老の工師と、造車師の子サミーティ＝車師＝巧師家＝工師が出るが、2人はこの経のほかには現れない。

[3] 以上のようにこの経にはその説時を推定する材料となる情報は乏しい。ただ文献によって仏在処が異なるのであるが、この経の仏在処が Bagga 国の *Sumsumāragira* であるとすれば貴重な材料となる。説時を推定するためには舎衛城・祇樹給孤独園では何の足しにもならないので、きわめて非論理的であるが多数派に属するというので、この経の仏在処は Bagga 国の *Sumsumāragira* であると考えて論を進めたい。

なおサーリプッタとマハーモッガッラーナは一緒に行動することが多かったようであるから、そうとすれば [3-2] に紹介する *MN.050 Māratajjaniya-s.*（魔訶責経）とその対応経はマハーモッガッラーナが主人公であるが、そのマハーモッガッラーナの在処はバグガ国のスンスマーラギラであるから、これらは同一時のものであると推定してよいであろう。

バグガ国については、「モノグラフ」第15号【資料集篇VII】（2009年10月）に掲載した【資料集2-4】金子芳夫編「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧―その他国篇」の補註3「Bagga 国」（執筆者：森章司）⁽¹⁾ですすでに考察してあり、そこでは「その地理的位置はおそらくガンガー河とヤムナー河の合流する地点の北側にあつて、西はガンジス河を挟んでヴァンサと接し、東はカーシと接していたのであろう。このようにバグガはヴァンサの属国であるとはいえ、規模からいえば「国」として扱われるべきであるが、原始仏教聖典においては常にスンスマーラギラのみが舞台であつて、他の都市や町などが登場することはない。したがって本『仏在処・説処一覧』の扱いとしては、ヴァンサ国の属国として処理することにしたい」としてある。

(1) p.621 左

[3-1] バグガ国のスンスマーラギラを仏在処とする経はかなりたくさんある。その中でもっとも注目されるのは、釈尊が新しく建設されたコーサンビーのウデーナ王（Udena）の息子とされるボーディ王子（*Bodhirājakumāra*）のコーカナダ宮殿（*Kokanada pāsāda*）に招待されたというエピソードを語るもので、この資料は経の概要も含めて「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」（森章司、本澤綱夫）⁽¹⁾に紹介したのでここでは資料名のみを挙げておく。

A 文献

MN.085 Bodhirājakumāra-s. (vol. II p.091)

Vinaya 「小事毘度」(vol. II p.127)

『四分律』 「衣毘度」 (大正 22 p.857 中～下)

『五分律』 「衆学法」 (大正 22 p.074 中～下)

『十誦律』 「雑法」 (大正 23 p.271 下)

B 文献

MN.-A. (vol.III pp.322~323)

MN.-A. (vol.III pp.324~325)

Dhammapada-A. (vol.III p.134~135、Burlingame 訳 vol. I pp.348~350)

Jātaka 353 Dhonasāka-j. (vol.III p.157)

『根本有部律・雑事』 (大正 24 p.208 中~下)

『根本有部律・雑事』 (大正 24 p.223 下)

そして当該論文では、この釈尊がバグガ国のボーディ王子のコーカナダ宮殿を訪問されたのは釈尊 76 歳=成道 42 年の雨安居前のことであったとしてある。したがってこれらの経の説時はこのときということになる。釈尊はこの年はここで雨安居を過ごされ、雨安居明けに近くのコーサンピーを訪れられて、その足でサーヴァッティに戻られた。晩年の 20 年くらいは舍衛城が活動の主な拠点になっており、「サーヴァッティに戻られた」という表現がふさわしいであろう。

なおコーカナダ宮殿は出てこないがボーディ王子が出る資料には『十誦律』 「雑法」 (2) があり、これも同じときのものと考えられる。

(1) pp.202~204

(2) 大正 23 p.273 下

[3-2] その外にもバグガ国のスンスマーラギラを仏在処とする経はたくさんある。以下に若干の整理を施しながら紹介する。

まず本節の主題とする経の主人公はサーリプッタとマハーモッガッラーナであるが、他にマハーモッガッラーナのみが登場する経がある。

MN.050 Māratajjaniya-s. (魔訶責経 vol. I p.332、南伝 10 p.072) : [仏在処不記載で、釈尊も登場しない] あるときマハーモッガッラーナはバグガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラ林の鹿野園 (Bhaggesu viharati Sumsāragire Bhesakalāvane migadāye) に住していた。そのときマハーモッガッラーナが露地で経行していると魔波旬が彼の腹部に入った。そこで魔波旬に「出る。如来と如来の声聞を (mā tathāgataṃ viheseṣi mā tathāgatasāvakaṃ) 悩ませてはならない」というと魔波旬が喉に止まった。これを知ったマハーモッガッラーナは魔波旬に、「私はむかしカクサンダ仏 (Kakusanda bhagavant) がおられた時代にドゥーシン (Dūsin) という悪魔であってカーリー (Kālī) と名づける妹があった。お前はその子供であるから私の甥に当る。そのときカクサンダ仏にヴィドラ (Vidhura) とサンジーヴァ (Sañjīva) という弟子があり、悪魔であった私はこれら聖者を悩ましたので長い間地獄の苦しみを受けた。聖者を悩ませるべきではない」と話した。魔波旬は退散した。

『中阿含』 131 「降魔経」 (大正 01 p.620 中、国訳 05 p.192) : あるとき世尊は婆奇瘦の罽山怖林の鹿野園に住された。そのとき大目犍連が教示して世尊のために禅屋を造り、露地で経行していた。このとき魔王が大目犍連の腹中に入ったので、「如来を悩ますなかれ、如来の弟子を悩ますなかれ」というと、魔王は彼の前に立ち現れた。

そこで大目犍連は魔王に「むかし**覚礫拘荀**という**仏**があって、そのとき私は**悪**という魔であった。**黒**という妹があり、お前はの子だから甥になる。仏には**音**と**想**という2大弟子があり、私はこの2人を悩ませた。だから長い間地獄に堕ちていた。仏や比丘を悩ませてはならない」と説いた。大目犍連の所説を聞いて魔波旬は歡喜奉行した。

失訳『魔嬈乱経』（大正01 p.864中）：あるとき世尊は跋祇の尸牧摩鼻量鹿野園に住された。そのとき**大目乾連**は世尊のために窟を作り、露地を經行していた。このとき**魔波旬**が大目乾連の腹の中に入った。「出でよ。如来と如来の弟子を悩ませてはならない」というと、口から出てきた魔に大目乾連は言った。「むかし**拘楼孫**という**仏**があり、私はそのとき波旬となっており、妹を**迦羅**といった。お前はの子だから妹の子に当る。拘楼孫仏には毘楼という弟子があり、字を毘楼薩若といった。波旬であった私はこの弟子を悩ませた。だから私は100年の間地獄で苦しんだ」といった。波旬は恐れをいだいて身毛を逆立て、忽然といなくなった。

支謙訳『弊魔試目連経』（大正01 p.867上）：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は焚祇国の妙華山恐懼聚の鹿苑に住された。そのとき夜に**大目乾連**が經行していると**幣魔**が現れて、大目乾連の腹の中に入ったので、「出でよ、如来と如来の弟子を悩ませてはならない」というと悪魔が現れた。大目乾連は悪魔に「むかし**拘楼秦**の時に私は**瞋恨**という魔になっていて、姉を**黠黒**といい、お前はの子であるから私の姉の子に当る。その仏には**洪音**と**知想**という2人の弟子がおり、私はこの2人を悩ませたので、十千万年の間地獄の苦しみを味わった」と語った。幣魔はおおいに愁毒して忽ちに姿を消した。

「釈尊は登場しない」と前書しなかったものも、ただ世尊のために禅屋とか窟とかを作ったとするだけであるからであるから、これも含めて「釈尊は登場しない」としてよいであろう。わざわざ「世尊のために禅屋を造った」とか、「世尊のために窟を作った」と記されるのは、釈尊が在世中であつたことと世尊もそこにおられたことを喚起されるためであろう。このように釈尊在中に、釈尊と共にマハーモッガッラーナが、そしてサーリプッタがスンスマーラギラに滞在したことがあるのは歴史的事実のようである。

また釈尊がスンスマーラギラに、そしてマハーモッガッラーナはマガダ国にいて、神通力で釈尊がマガダ国に行つて、マハーモッガッラーナを教誡したという経がある。

『中阿含』083「長老上尊睡眠経」（大正01 p.559中、国訳04 p.420）：あるとき世尊は婆耆瘦の罽山怖林の鹿野園に住された。そのとき**大目犍連**が摩竭国の善知識村にいて、安静処で宴坐して思惟中に眠った。これを知った世尊は**力士が腕を屈伸する間に彼のもとに現れ**、「睡眠に執着している」と諫めて、睡眠を滅する方法（両手で耳をひっぱったり擦る、冷水で顔などを洗う、戸外に出て四方や星座を眺めるなど）、また安眠・財利・名譽に執着せず、山林・樹下などの無事処で宴坐すること、さらに乞食や説法など、比丘としてのあり方を説かれた。大目犍連が梵行の究竟について尋ねると、世尊は「苦・楽・不苦不楽を覺り、その無常を觀じ、興衰の法を觀じて究竟に至る」と説かれた。大目犍連は世尊の教えを聞いて歡喜奉行した。

竺法護訳『離睡経』（大正01 p.837上）：ある時世尊は婆祇の尸牧摩鼻量鹿野苑に住

された。そのとき世尊は大目乾連が摩竭の善知識村にいて静処に独坐中に睡眠していることを知られ、力士が腕を屈伸するがごとき間にそこに現れて、「なぜ睡眠を欲するのか。もし睡眠を離れられないなら」として、冷水をもって眼や身体を洗うなどの目覚めさせる方法や正しく睡眠する方法などを説かれた。大目乾連は世尊の所説を歎喜し楽しんだ。

AN.007-006-058 (vol.IV p.085、南伝 20 p.336) : あるとき世尊はバツガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。そのときマハーモッガッラーナはマガダのカッラヴァーラムツタ村 (Kallavālamutta-gāma) にいて坐して居眠りをしていた。これを天眼で知られた世尊は力士が腕を屈伸する間にマハーモッガッラーナの前に現れ、「有想であれ、思惟せよ、法を学べ、両耳を引っ張り手をもって身体をこすれ、両目をこすって諸方を見回せ、光明想を作意せよ、諸根を内に向けて経行せよ、師子臥をなせ」などと説かれた。

同じようなシチュエーションでありながらアヌルッダが主人公の経もある。釈尊はスンスマーラギラにいて、アヌルッダはチェーティ国にいるという設定である。

『中阿含』074「八念経」（大正 01 p.540 下、国訳 04 p.366）：あるとき世尊は婆奇瘦の罽山怖林の鹿野園に住された。そのとき阿那律陀が支提瘦 (Ceti) の水渚林の安静処で宴坐して道は無欲、知足、遠離、精勤、正念、定意、智慧を思惟していた。世尊は彼の心を他心智で知り、力士が腕を屈伸する間に彼のもとに出現されて、阿那律陀に「大人の八念（無欲、知足、遠離、精勤、正念、定意、智慧、不戯）を成就し、四禪を得、その上で糞掃衣、常乞食、樹下宿、草座葉座、四方榮遊、得二果を修しなさい」と説かれた。そして「この地で夏坐を受けるように」と指示して再び婆奇瘦の罽山怖林の鹿野園へ戻られた。

そして世尊は阿難に罽山怖林の鹿野園にいる比丘たちを集めさせ、大人の八念の教えを説き、このように学道すれば梵行を成就し、さらに後有を受けないと如真を知ることができる」と説かれた。

このとき支提瘦の水渚林において夏坐を受けた阿那律陀は阿羅漢を得て、「私は死を願わず、生も願わない。時にしたがって適くところに任せ、正念正智を立てて鞞耶離の竹林において私は寿を尽し、竹林下で無余般涅槃するであろう」と偈を誦した。

仏の所説を阿那律陀と比丘らは歎喜奉行した。

支曜訳『阿那律八念経』（大正 01 p.835 中）：ある時世尊は誓牧山の求師樹下に住された。そのとき阿那律は禪空沢中に思惟し、道法は少欲、道法は知足、道法は隱処、道法は精進、道法は制心、道法は定意、道法は智慧であると考えた。世尊は聖心をもってこれを知られ、力士が腕を屈伸する間にその前に現れ、大士八念を行じ、四禪を行ずれば必ず泥洹の門に至ると説かれた。

そして誓牧に帰られ、比丘らに少欲知足などを説かれた。阿那律は3月の間世尊の教えを行じて阿羅漢果を得、「私は仏の教えを受け、欲悪を捨てて維沙聚の竹園において般泥洹する」との偈を誦した。

AN.008-003-030 (vol.IV p.228、南伝 21 p.109) : あるとき世尊はバツガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。そのときアヌルッダ

(Anuruddha) はチェーティ国のパーチーナヴァンサ林 (Cetisu Pacinavamsadāya) に住して、「この法は少欲者、知足者、閑居者、発勤者、正念者、入定者、智慧者のものであって、多欲者、不知足者、集会を楽しむ者、懈怠者、失念者、不定者、愚痴者のものではない」と思念していた。世尊は彼の心を知って力士が腕を屈伸する間にそこに行かれ、八大人覚の第八念（不戯論）を授けられた後、雨安居はここで過ごせと指示されて、自身はまた腕を屈伸する間にスンスマーラギラに戻られた。

戻られた世尊は比丘らに八大人覚 (aṭṭha mahāpurisavitakka) の教え（少欲覚、知足覚、遠離覚、正念覚、正定覚、精進覚、正慧覚、不戯論覚）を説かれた。

いっぽうアヌルッタはチェーティ国のパーチーナヴァンサ林で雨安居を過し、阿羅漢の一人となり、「世尊は私の思いを知られてわざわざ来て下り、無戯論を説いてくださった。私は三明を得、仏説は弁じられた」との偈を誦した。

『増一阿含』042-006（大正02 p.754上、国訳09 p.265）：あるとき阿那律は四仏所居の処 ⁽¹⁾ に住し、閑静な処で「戒と聞とではどちらが勝るであろうか、八大人念を世尊に伺おう」と考えた。このとき世尊は波斯匿王の招待に応じられ、舎衛城の祇樹給孤独園で90日の夏坐を過されたところであった。そこで阿那律は500人の比丘を引き連れ、人間を遊行しながら世尊のもとにやって来た。世尊は「戒を成就すれば定意を得、定意を得れば智慧を得、智慧を得れば多聞を得、多聞を得れば解脱を得、解脱を得れば無余涅槃を得て滅度を取る。だから戒がもっとも勝れている」と説かれ、さらに「大人の思惟するところは、①少欲、②知足で、③閑居の処にあり、④戒成就、⑤三昧成就、⑥智慧成就、⑦解脱成就、⑧多聞成就である。この法は精進者の所行であり、懈怠者の所行ではない。それ故に阿那律よ、四部の衆は方便を求めてこの八大人念を行ぜよ」と説かれた。阿那律は世尊の所説を歡喜奉行した。

上記のうち釈尊が神通力で力士が腕を屈伸する間に遠くに行き、そのあとまた腕を屈伸する間にもとの場所に戻ってくる帰ってくると記述する経はむしろ少数派であるが、この移動は遊行して行ったというのではないのであるから、また戻ってきたと考えるべきであろう。なお最後の『増一阿含』042-006の釈尊の所在は舎衛城であって、阿那律の方がスンスマーラギラと逆転している。異伝であると理解する。

さらに上記の変型として、釈尊は舎衛城・祇樹給孤独園におられるのであるが、松林精舎にいる阿那律のところへスンスマーラギラにいる目連が神通力で阿那律のもとを訪ね、再び帰るといふものもある。

『雜阿含』535（大正02 p.139上、国訳02 p.123）：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき阿那律は松林精舎 (Salalāgāra)に住し、大目犍連は跋祇聚落の失收摩羅山の恐怖稠林の禽獣が住むところにいた。ときに阿那律が独り静かに坐禅して、「一乗道があり、苦を離れて真如の法を得る、それは四念処である」と考えた。これを知った目連は腕を屈伸する間に彼のもとに現れ、四念処について問答して、再び跋祇聚落に戻った。

この対応経は

SN.052-001 (vol.V p.294、南伝16下 p.156)：[釈尊は登場しない。仏在処も不記載] あるとき尊者アヌルッタは舎衛城の祇樹給孤独園に住しており、「四念処は苦

を尽す聖道である」と考えた。そのときマハーモッガッラーナはアヌルッダの心に思っ
たことを知り、腕を屈伸する間にアヌルッダの前に現れ、「どのように四念処を得た
のか」と尋ねた。アヌルッダは説明した。

であって、舎衛城の祇樹給孤独園にいたアヌルッダのところへマハーモッガッラーナが行く
のであるが、マハーモッガッラーナの所在は書かれていない。『雑阿含』535の仏在処は舎
衛城の祇樹給孤独園であるが、上述した一連の経からすると、マハーモッガッラーナのいた
スンスマーラギラにおられたとするほうが合理的であるように思われる。

(1) 赤沼辞典 (p.122 左) ではここを「蓋し Ceti ならん」としている。われわれもこのように
理解する。

[3-3] その外にナクラの父 (Nakulapitar) という長者とその妻のナクラの母
(Nakulamātar) が登場するいくつかの経がある。

SN.022-001 (vol.III p.001、南伝 14 p.001) : あるとき世尊はバग्ガ国のスンスマー
ラギラにあるベーサカラ一林の鹿野園に住された。ときにナクラの父という長者が
世尊のもとを訪れ、「私は年老いて病身となったので、世尊や比丘たちを常に拝謁す
ることができなくなりました」と告げた。世尊は「それはそうであろうが、私は‘病
身であるにもかかわらず心は無病となろう’と学ばれるべきである」と諭された。長
者はサーリプッタのもとを訪れてその意味を尋ねた。サーリプッタは彼に五蘊無我
の教えを解説した。ナクラの父はサーリプッタの所説を喜んだ。

『雑阿含』107 (大正 2 p.033 上、国訳 01 p.110) : あるとき世尊は婆祇国の設首婆
羅山鹿野深林に住された。このとき 120 歳の病身であった那拘羅という長者が世尊
や比丘らを拝謁しようとやって来た。世尊は彼に「苦患身に於て常に不苦患心を修学
すべし」と説かれた。長者は世尊のもとを去ると近くにいた舍利弗のもとを訪れた。
舍利弗は長者を見て「顔色が良いのは深法を聞くことができたからであろうか」と声
をかけた。長者は世尊の教えを伝えてその意味を尋ねた。舍利弗が解説すると、長者
は法眼浄を得、仏・法・僧の三宝に帰依して優婆塞となり、歡喜し作礼して去った。

『増一阿含』013-004 (大正 2 p.573 上、国訳 08 p.096) : あるとき世尊は拔祇国
の尸牧摩羅山鬼林鹿園に住された。そのとき那憂羅公長者が世尊のもとにやって来
て、「私は年老いて病を患い、多くの悩みを抱えている。どうか教えを説いて下さい」
と願い出た。そこで世尊は「身に病ありといえども心をして病なからしめよ」と教示
された。これを聞いた長者は近くにいた舍利弗のもとを訪れ世尊の教えを解説しても
らった。舍利弗は無我の教えを説いた。長者は舍利弗の教えを歡喜奉行した。

SN.035-131 (vol.IV p.116、南伝 15 p.187) : あるとき世尊はバग्ガ国のスンスマー
ラギラにあるベーサカラ一林の鹿野園に住された。そのときナクラの父という長者
が世尊のもとを訪れて、「ある衆生が現世で涅槃に入ったり入れなかつたりするのは
どのような因と縁によるものでしょうか」と質問した。世尊は「眼所識乃至意所識の
色乃至法に依止して取著すれば涅槃に入らず、これに依止せず取著しなければ涅槃に
入る」と説かれた。

AN.004-006-055 (vol. II p.061、南伝 18 p.107) : あるとき世尊はバग्ガ国のス

スマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。日の前分に (pubbaṅhasamayam) 世尊は衣鉢を携えて**ナクラの父**という長者の住居に赴かれた。長者と長者夫人である**ナクラの母** (Nakulamātar) の2人が、「若くして結婚したが、現世だけでなく来世にも相見たい」と語った。世尊は「そのように望むならば2人とも同信、同戒、同捨、同慧であれ」と、四住の教えを説かれた。

AN.004-006-056 (vol. II p.062、南伝 18 p.108) : (冒頭部分は省略されている)
「比丘らよ、2人が来世にも相見たいと思うなら、2人とも同信、同戒、同捨、同慧であれ」と説かれた。

AN.006-002-016 (vol. III p.295、南伝 20 p.025) : あるとき世尊はバグガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。そのとき**ナクラの父**という長者が病に罹り苦しんでいた。そこで**ナクラの母**という長者夫人は、「命終に際して想いを残してはならない」という世尊の教えにしたがって、夫に死後に想いを残すであろう6つの事柄 (①子どもの養育や家事の切り盛り、②妻の梵行、③世尊や比丘たちへの謁見、④戒の完成、⑤内心の寂靜、⑥師の教えに住することに関する想い) について教誡した。このとき長者は夫人の教誡によって病気が癒えた。その後間もなく彼が杖をついて世尊のもとを訪れると、世尊は「彼女があなたに利益を得させようと教誡したのである。私の在家の女性弟子の中で戒等々に関して彼女は随一である」と語られた。

AN.008-005-048 (vol. IV p.268、南伝 21 p.182) : あるとき世尊はバグガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。そのとき**ナクラの母**という長者夫人が世尊のもとにやって来た。世尊は「8種の法 (①夫に仕え、②夫の母・父あるいは沙門・婆羅門を尊重し供養し、③夫の家内業務を切り盛りし、④夫の身内の家内人を世話し、⑤夫の財産を保管し、⑥優婆夷となって三宝に帰依し、⑦五戒を持し、⑧捨を喜ぶこと) を具えれば、死後にマナーバ群神 (Manāpakāyikā devatā) に生まれる」と説かれたのち偈を誦された。

これらのうち冒頭に紹介した SN.022-001 と『雑阿含』107 と『増一阿含』013-004 にはサーリプッタが登場することを注意しておかなければならない。

なお AN. ではこの2人は信賴すべき (vissāsaka) 居士と居士女の第1に上げられ⁽¹⁾、ナクラの父長者は固く如来を信じ、仏証淨・法証淨・僧証淨・聖戒・聖智・聖解脱の六法を成就する在家信者の1人に⁽²⁾、またナクラの母は著名な優婆夷の1人として数えられている⁽³⁾。

(1) AN.001-014-6,7 vol. I p.026、南伝 17 p.033

(2) AN.006-012-120 vol. III p.451、南伝 20 p.228

(3) AN. 008-附 vol. IV p.348、南伝 21 p.316

[3-4] その外に律蔵の規定制定の因縁譚の中にも釈尊がスンスマーラギラにおられた時のものがある。

Vinaya Pācittiya 056 (vol. IV p.115、南伝 02 p.182) : そのとき世尊はバグガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。このとき比丘らが冬の季節に穴のある木を燃やして身を暖めた。ところがその木の中にいた黒蛇が火に炙ら

れて外に姿を現して彼らを襲ったので、比丘らはあちこち逃げ回った。これを見て少欲の比丘が「どうして比丘が火を燃やして身を暖めるのか」と非難し、これを世尊に報告した。世尊は比丘たちを呵責された後、「身を暖める為に火を燃やせば波逸提である」（露地然火戒）と制された⁽¹⁾。

Vinaya Sekhiya 055 (vol.IV p.198、南伝 02 p.320) : そのとき世尊はバツガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住された。このとき比丘らがコーカナダ宮殿にいて食べ物で汚れた手で水瓶をとった。これを見た人々が「どうして沙門釈子は汚れた手で水瓶をもつのか。あたかも在家受欲者のようだ」と非難した。これを聞いた少欲なる比丘が非難してこれを世尊に告げた。世尊は彼らを呵責された後、「食べ物で汚れた手で水瓶を取らざるべし」（汚手捉水瓶戒）と制された⁽²⁾。

Vinaya Sekhiya 056 (vol.IV p.199、南伝 02 p.321) : そのとき世尊はバツガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住されていた。このとき比丘らがコーカナダ宮殿において飯粒の混じった鉢の洗いを俗家の間に捨てた。これを見た人びとが非難した。「飯粒の混じった鉢の洗いを捨ててはならない」（棄洗鉢水戒）と制された⁽³⁾。

『根本有部律』「衆多学 039」（大正 23 p.902 中、国訳 21 p.331）：世尊は江猪山に住されていた。このとき比丘らが食事に招待されて、不注意に施食を受けたのでこぼした。世尊は彼らを呵責された後、比丘らに「注意して施食を受けるべし」（用意受食戒）と制された⁽⁴⁾。

『根本有部律』「衆多学 040」（大正 23 p.902 下、国訳 21 p.331）：世尊は江猪山に住されていた。そのとき六群比丘は菩提長者の家に乞食して鉢にあふれるほどの施食を受けた。世尊は彼らを呵責された後、「鉢にあふれるほどの施食を受けるべからず」（手鉢受食戒）と制された⁽⁵⁾。

このうち *Vinaya 'Sekhiya 055'* と '*Sekhiya 056*' はコーカナダ宮殿が舞台である。

ところでこれらには数個の対応文献があり、註に示したようにそれらはすべてバツガ国のスンスマーラギラを仏在処としない。むしろ数からいえばスンスマーラギラは少数派である。したがってそれなりの検討を行って仏在処を決定すべきであるが、しかしそれによってどれだけのことがわかってくるかは疑問である。またその対応文献の仏在処はほとんどが舎衛城か王舎城もしくは無記載である。『僧祇律』がいうように、仏在処や説処が不明の場合は「舎衛城の祇樹給孤独園」にしておけという法則のようなものがあるから、実は舎衛城の祇樹給孤独園はそれほどリアリティをもつものではない。それは後世の「釈尊の雨安居地伝承」が、釈尊の 45 年間の布教人生のなかの後半 25 年の雨安居地をすべてを舎衛城とするところに象徴的に表れている。したがって極めて便宜的な処置であって非学問的という譏りを免れえないが、このような場合は「説時が具体的に推定されうる」仏在処を採用することにした。今の場合は上記波羅提木叉制定の因縁の地は対応文献も含めてバツガ国のスンスマーラギラとするということである。

(1) 『四分律』「単提 057」（大正 22 p.675 上、国訳 02 p.014）：仏在処は曠野城

『五分律』「墮 068」（大正 22 p.064 中、国訳 13 p.248）：仏在処は拘薩羅国

『十誦律』「波夜提 052」（大正 23 p.104 中、国訳 05 p.328）：仏在処は憍薩羅国

- 『僧祇律』「単提 041」（大正 22 p.364 下、国訳 09 p.144）：仏在処は舎衛城
 『根本有部律』「波逸底迦 052」（大正 23 835 上、国訳 21 p.089）：仏在処は室羅伐城逝多林給孤独園
- (2) 『四分律』「式叉迦羅尼 047」（大正 22 p.708 下、国訳 02 p.122）：仏在処は舎衛国祇樹給孤独園
 『十誦律』「衆学 078」（大正 23 p.138 下、国訳 05 p.444）：仏在処の記載なし
 『僧祇律』「衆学 046」（大正 22 p.407 中、国訳 09 p.318）：仏在処は舎衛城
 『根本有部律』「衆多学 067」（大正 23 p.903 中、国訳 21 p.333）：仏在処の記載なし
- (3) 『根本有部律』「衆多学 068」（大正 23 p.903 中、国訳 21 p.333）は六群比丘が江猪山にいて、菩提長者の高楼上で食事し、洗鉢水を好地に捨てたとされている。
 その他の律の仏在処は下記のごとし。
 『四分律』「式叉迦羅尼 048」（大正 22 p.709 上、国訳 02 p.123）：仏在処は舎衛国祇樹給孤独園
 『五分律』「衆学 076」（大正 22 p.075 下、国訳 13 p.289）：仏在処は王舎城
 『十誦律』「衆学 084」（大正 23 p.139 上、国訳 05 p.445）：仏在処は迦毘羅国
 『僧祇律』「衆学 047」（大正 22 p.407 下、国訳 09 p.319）：仏在処は舎衛城
- (4) *Vinaya Sekhiya 031* (vol.IV p.191、南伝 02 p.309)：仏在処は舎衛城給孤独園
 『僧祇律』「衆学 024」（大正 22 p.403 下）：仏在処は舎衛城
- (5) *Vinaya Sekhiya 030* (vol.IV p.190、南伝 02 p.309)：仏在処は舎衛城給孤独園
 『四分律』衆学 027（大正 22 p.702 下）：仏在処は舎衛城給孤独園
 『五分律』衆学 052（大正 22 p.074 下）：仏在処は王舎城
 『十誦律』衆学 06（大正 23 p.137 下）：仏在処は記されていない。

[4] 以上、仏在処がスンスマーラギラとする経を紹介してきた。そしてこれらには次のような特徴があげられる。

- ①サーリプッタ・マハーモッガッラーナの登場する経が多い。またこれらの経には釈尊が登場しないという傾向もある。
- ②釈尊が神通力で遠くまで行き、そして帰ってくるという経が多い。

われわれは釈尊がバツガ国のスンスマーラギラにおいて雨安居を過ごされたのはたった 1 回しかなかったと考えている。それは釈尊 76 歳＝成道 42 年のことであり、ボーディ王子がコーカナダ宮殿を造って釈尊を招待したのである⁽¹⁾。この年はすでに釈尊も最晩年に達しており、そこで上記のような特徴のある経が多いのだと考えられる。

(1) 【論文 19】「コーサンビーの仏教」（「モノグラフ」第 14 号 2009 年 5 月）参照

釈尊はこの年の雨安居をスンスマーラギラで過ごされた。このときにはサーリプッタとマハーモッガッラーナも同行していた。しかし釈尊も最晩年期に入っていたので、弟子たちの教化をサーリプッタやマハーモッガッラーナなどの高弟に任せるようになっていた。そこでここを仏在処とする経には実質的には釈尊が登場しない経が多い。

釈尊はこの雨安居を明けると南下していったんコーサンビーに立ち寄られ、サーヴァッティに帰られた。その途中もう一度スンスマーラギラに立ち寄られたのであろう。釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居はサーヴァッティで過ごされた。

いっぽうサーリプッタ・マハーモッガッラーナは雨安居を終えると釈尊と別れてマガダ国

に戻った。そこは彼らの生れ故郷であったからである。『中阿含』083「長老上尊睡眠経」とその対応経は仏在処がスンスマーラギラであるに対し、マハーモッガッラーナはマガダの善知識村にいたとするから、このときのものであろう。そしてその後マハーモッガッラーナは外道の恨みを買って石で打たれて死んだ。サーリプッタは親友の死を傍観することが耐えられずマハーモッガッラーナよりも先に死んだとされる。死因は病気によるとされている。この2人の死はスンスマーラギラから帰った後、翌年の釈尊77歳＝成道43年の雨期の前であった。

このような歴史観をもって上記経の説時を推定すると次のようになる。

釈尊76歳＝成道42年の雨安居中 [釈尊] スンスマーラギラから神通力でチェーティ国に行き、アヌルッダのために『中阿含』074「八念経」を説く。アヌルッダはこの年の雨安居をチェーティ国で過ごす。の当該経

『中阿含』074「八念経」

支曜訳『阿那律八念経』

AN.008-003-030

『増一阿含』042-006

釈尊76歳＝成道42年の雨安居中 [釈尊] ナクラの父長者とその夫人のために夫婦のあり方などに関する法を説く。の当該経

SN.022-001

『雑阿含』107

『増一阿含』013-004

SN.035-131

AN.004-006-055

AN.004-006-056

AN.006-002-016

AN.008-005-048

釈尊76歳＝成道42年の雨安居中 [釈尊] ナクラの父長者とその夫人のために夫婦のあり方などに関する法を説く。の**同時経**

Vinaya Pācittiya 056

『四分律』 「単提 057」

『五分律』 「墮 068」

『十誦律』 「波夜提 052」

『僧祇律』 「単提 041」

『根本有部律』 「波逸底迦 052」

Vinaya Sekhiya 055

『四分律』 「式叉迦羅尼 047」

『十誦律』 「衆学 078」
『僧祇律』 「衆学 046」
『根本有部律』 「衆多学 067」

Vinaya Sekhiya 056

『根本有部律』 「衆多学 068」
『四分律』 「式叉迦羅尼 048」
『五分律』 「衆学 076」
『十誦律』 「衆学 084」
『僧祇律』 「衆学 047」
『根本有部律』 「衆多学 039」

Vinaya Sekhiya 031

『僧祇律』 「衆学 024」

『根本有部律』 「衆多学 040」

Vinaya Sekhiya 030

『四分律』 衆学 027
『五分律』 衆学 052
『十誦律』 衆学 06

釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居中 [サーリプッタ] *MN.005 Anaṅgaṇa-s.* (無穢経) を説く。の当該経

MN.005 Anaṅgaṇa-s. (無穢経)
『中阿含』 087 「穢品経」
法炬訳『求欲経』
『増一阿含』 025-006

釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居中 [マハーモッガッラーナ] *MN.050 Māratajjaniya-s.* (魔訶責経) を説く。の当該経

MN.050 Māratajjaniya-s. (魔訶責経)
『中阿含』 131 「降魔経」
失訳『魔嬈乱経』 (大正 01 p.864 中)
支謙訳『弊魔試目連経』 (大正 01 p.867 上)

釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居中 [マハーモッガッラーナ] *MN.050 Māratajjaniya-s.* (魔訶責経) を説く。の**同時経**

『雑阿含』 535
SN.052-001

釈尊 76 歳＝成道 42 年の雨安居後 [釈尊] スンスマーラギラから神通力でマガダ国の善知識村に行き、マハーモッガッラーナのために『中阿含』 083 「長老上尊睡眠経」 を説く

(この後マハーモッガッラーナとサーリプッタは入滅する)。の当該経

『中阿含』083「長老上尊睡眠経」

竺法護訳『離睡経』

AN.007-006-058

[006] MN.006 *Ākaṅkheyya-s.* (願経 vol. I p.033、南伝 09 p.050)

『中阿含』105「願経」(大正 01 p.595 下、国訳 05 p.120)

AN.010-008-071 (vol.V p.131、南伝 22 下 p.026)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.006 *Ākaṅkheyya-s.* (願経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。

そのとき世尊は比丘らに「戒を具足し (sampannasila)、波羅提木叉を具足し (sampannapātīmokkha)、波羅提木叉の律儀に守られて (pātīmokkhasaṃvarasaṃvuta) 住しなさい。もし比丘に種々の願望 (①同行者に尊敬され、②衣服と飲食と臥具と医薬を得、③この四資具を施した人々の功德を得、④親族や血縁の人々が功德を得、⑤楽や不楽の思いを征服し、⑥恐怖心を征服し、⑦四禪を得、⑧色界禪を越え、⑨預流者となり、⑩一來者となり、⑪不還者となり、⑫神通を得、⑬天耳通を得、⑭他心智を得、⑮宿住智を得、⑯死生智を得、⑰漏尽を得る) があるならば、戒を成就し、觀行を具足して空閑處住の行者たるべきである」と説かれた。比丘らは仏の所説を喜び信受した。

『中阿含』105「願経」: あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき一人の比丘が静處で宴坐した後、晡時に世尊のもとにやって来た。世尊は彼を見て比丘らに、「願 (①世尊が自分のために説法してくれ、②親族を生天させ、③四事を施す者に果報を得させ、④飢渴や寒熱などに耐え、⑤不楽に著せず、⑥恐怖に耐え、⑦欲念・恚念・害念の三悪不善が起ろうとも著せず、⑧四禪を得、⑨須陀洹を得、⑩一來を得、⑪不還を得、⑫漏尽を知り、⑬如意足・天耳智・他心智・宿命智・生死智を得る) を成就したいならば、具足戒を得て座禪を廢せず、觀行を成就して空静處に住すべきである」と説かれた。この比丘はこの教えに励まされ、心に放逸なく精進して、後に阿羅漢を得た。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

AN.010-008-071: あるとき世尊は舎衛城・祇樹給孤独園に住された。世尊は比丘らに「戒を具足し、波羅提木叉を具足し、波羅提木叉の律儀に守られて住しなさい。もし比丘が種々の願望 (①同梵行者に尊重恭敬され、②衣と食と床座と病薬と資具を得、③衣と食と床座と病薬と資具を授けてくれた者に功德があり、④(私を憶念する) 命終した親族血縁の者に功德があり、⑤衣と食と床座と病薬と資具に知足し、⑥身の受を忍受し、⑦不欣喜、欣喜に克ち、⑧恐怖に克ち、⑨増上心の現法樂住の四静慮を容易に得、⑩無漏にして現法に於て心解脱、慧解脱に住する) を成就したいならば、戒を具足し、波羅提木叉を具足して住しなさい」と説かれた。

[2] 経の概要から知られるように、この経には仏在處が舎衛城・祇樹給孤独園である以外に、説時を推定させるいかなる情報も含まれない。したがってこの経は祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前よりも以降とするしかない。

- [007] MN.007 *Vatthūpama-s.* (布喩経 vol. I p.036、南伝 09 p.055)
 『中阿含』093「水浄梵志経」(大正 01 p.575 上、国訳 05 p.057)
 失訳「梵志計水浄経」(大正 01 p.843 下)
 『雑阿含』1185 (大正 02 p.321 上、国訳 03 p.219)
 『別訳雑阿含』098 (大正 02 p.408 中)
 『増一阿含』013-005 (大正 02 p.573 下、国訳 08 p.098)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.007 *Vatthūpama-s.* (布喩経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「もし布を美しく染めようとするならば、染工が布を洗い直すように布は清潔でなければならない。このように心がきれいならば善趣が期待される」と説き、「心の穢れとは貪欲、瞋、忿、恨、覆、悩害、嫉、慳、詐瞞、誑、頑迷、性急、慢、過慢、憍、放逸である。この心の穢を捨離し、仏と法と僧に帰依し、四無量心(慈、悲、喜、捨)に住せよ」と説かれた。

そのとき近くにいたスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門 (Sundarika-bhāradvāja brāhmaṇa) が「バーフカー河 (Bāhukā nadī) で沐浴すれば解脱できる。バーフカー河で人びとは悪業を除いている。ゴータマ尊者も沐浴に行かれますか」と言った。世尊は「バーフカー、アディカッカ (Adhikakkā)、ガヤー (Gayā)、スンドリカ (Sundarikā)、サラッサティー (Sarassatī)、パヤーガ (Payāga)、バーフマティー (Bāhumatī) などの河に入っても悪業は清まらない。浄きものには常に春 (phaggu) があり⁽¹⁾、浄きものには常に布薩 (uposatha) がある。婆羅門よここに浴しなさい。パヤーガもバーフマティーもガヤーも何をかなさん、単に水槽に過ぎず」という偈を誦された。婆羅門はこの教えを聞いて三宝に帰依して出家し、梵行を修してほどなくして阿羅漢となった。

『中阿含』093「水浄梵志経」: あるとき世尊は鬱鞞羅の尼連河岸の阿耶想羅尼拘類樹の下に住された。初めて成道を得たときであったが、そこへ1人の水浄梵志がやってきたことがあった⁽²⁾。世尊はその水浄梵志に因んで比丘らに、「二十一穢(邪見心穢、非法欲心穢、悪貪心穢、邪法心穢、貪心穢、恚心穢、睡眠心穢、調悔心穢、疑惑心穢、瞋纏心穢、不語結心穢、慳心穢、嫉心穢、欺誑心穢、諛諂心穢、無慚心穢、無愧心穢、慢心穢、大慢心穢、慢傲心穢、放逸心穢)は心を汚す。心を汚す者は地獄に落ちる。清らかな波羅奈衣を染家に与えても染家はさらに真っ白に洗濯するように、二十一穢の心を汚さない者は必ず善趣に生まれる。心を浄めよ」と説かれた。

そのとき好首水浄梵志が「瞿曇よ、水多き河に行って浴せよ」と言った。世尊は「河に入っても黒業を浄めることはできない、戒を守れば安らかであり、善法を修すれば汚れはきれいになる」と説かれた。好首水浄梵志は仏・法・僧に帰依して優婆塞となり、諸々の比丘とともに仏の所説を歡喜奉行した。

失訳『梵志計水浄経』: あるとき世尊は鬱鞞羅 (摩竭附近) の水岸に住されたことがあった。独住して樹下で初めて成等覚されたところであった。そのときやってきた計水浄

婆羅門に、「もし 21 結に意がとらわれると地獄中に生まれる。21 結にとらわれなければ善趣天上に生まれる。もし布をもって衣を作る時に染師はまず布をきれいに洗濯するようなものである」と説かれた⁽³⁾。そのとき婆羅門が、「水は一切の悪を除くから水浴に行こう」というのに対して、世尊は「水は悪行を除くことはできない。戒をたもち清らかな行いをするのが安穩をえる道である」と説いた。婆羅門は世尊と法と比丘僧に帰依して優婆塞となった。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』1185：あるとき世尊は拘薩羅国の孫陀利河の側の叢林に住された。そのとき河の側に住する婆羅門がやって来て、「瞿曇はこの河で沐浴するのか」と尋ねた。世尊が「その気はない」と答えられると、婆羅門は「孫陀利河は人を濟度する吉祥の河である。洗浴すれば人の一切の悪を除く」と言った。世尊は「孫陀利河であろうと、婆休多であろうと、伽耶・薩羅であろうと、諸の河は諸の悪不善を清浄ならしむることはできない。水を以て塵穢を洗うも其の内を淨むることはできない」という偈を唱えられた。孫陀利河の側の婆羅門は仏の所説を歡喜して、座を起って去った。

『別訳雜阿含』098：あるとき世尊は拘薩羅国の孫陀利の河岸に住された。そのとき河岸に住む一人の婆羅門がやってきて、「この河に入れば衆悪を清浄にする。あなたはこの河に入って浴しようとしているのか」と尋ねた。世尊は「孫陀利であろうと、得閉(聞)・恒河・竭闍・婆鉢提であろうと沐浴して己のなした悪をきれいにすることはできない。心を清らかにし、戒を具し、布薩を行えば法水が塵垢を洗い流してくれる」という偈を称えられた。婆羅門は「善哉善哉、洗浴は身垢を除くが悪業を洗い流すことはできない」と、仏の所説を讚嘆した。

『増一阿含』013-005：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住され、世尊は數千萬の衆に説法されていた。そのとき江側婆羅門(後では孫陀羅諦利という)が重い荷物を負って世尊のもとにやって来て、「沙門瞿曇はよき食物を食べているが、私は木の実や草の実を食べて命を繋いでいる。清浄であることは等しい」と考えた。世尊は彼の思いを知って比丘らに、「二十一結があつて心に染著するものは悪趣に墮して善処に生じない。二十一とは、瞋心結、害心結、睡眠心結、調戲心結、疑是心結、怒為心結、忌為心結、惱為心結、疾為心結、憎為心結、無慚心結、無愧心結、幻為心結、姦為心結、偽為心結、諍為心結、憍為心結、慢為心結、妬為心結、増上慢為心結、貪為心結である。これがあれば悪趣に生じ善趣には生まれぬ。もしなければ必ず天上に生じる。真っ白な布ならどんな色にでもきれいに染まるようなものである」と説かれた。

そのとき江側婆羅門は「瞿曇よ、孫陀羅江水は一切の悪を除いてくれる、水側に行って沐浴すべきである」といった。世尊は「河は何ものも救うことはできない。禁戒こそが清かにする。あなたもここに浴せば安穩處を得るであろう」と説かれた。孫陀羅諦利は具足戒を受け、即ちに阿羅漢を成じた。尊者孫陀羅諦利は仏の所説を歡喜奉行した。

(1) 片山・中部1 p.111 は、「煩惱のない者には、つねにバグナ(孟春)の星がある」の意。

『清浄な戒などをそなえていれば日日好日である』ということ」という註をつけている。

(2) この経は経が説かれた「説時」が不明である。しかし冒頭に登場する梵志は「一水淨梵

志（ある水浄梵志）」とされるのに、経末では「仏説如是**好首水浄梵志**及諸比丘聞仏所説歡喜奉行」とされるから、一水浄梵志と好首水浄梵志は別人物のように考えられる。このように理解すると、冒頭の「初得道時。於是有一水浄梵志」は、仏が初めて成道されその時であったが、ある水浄梵志が世尊のところに来て次のような問答をしたことがあった」との回想シーンであったと考えられる。経の概要はこのような理解のもとに記した。

- (3) この経の説かれた「説時」も不弁明である。ここでは経の冒頭で、「一時婆伽婆在鬱鞞羅摩竭附近水岸上、独在樹下初成等覺。**彼時**有計水浄婆羅門過中食後彷徨行至世尊所。……」と、初めて等覺されたときを「爾時」ではなく「彼時」としているの、この部分は回想シーンであると理解した。そして結部では「我今歸世尊法及比丘僧。世尊我持優婆塞。從今日始命離殺而歸仏。仏如是説。彼諸比丘聞世尊所説。歡喜而歸」として、すでに三宝も比丘サンガも形成されているので、これが現在時点であると理解した。

[2] これらの経の冒頭に記される仏在処は次の通りである。

MN.007：舍衛城の祇樹給孤独園

『中阿含』093：鬱鞞羅の尼連然河岸の阿耶和羅尼拘類樹の下

『梵志計水浄経』：鬱鞞羅の水岸

『増一阿含』013-005：舍衛国の祇樹給孤独園

『雜阿含』1185：拘薩羅国の孫陀利河の側の叢林

『別訳雜阿含』098：拘薩羅国を遊行して孫陀利の河岸

このように『中阿含』093と『梵志計水浄経』はウルヴェーラーとするのであるが、他は舍衛城もしくはコーサラ国とするから伝承を大きく異にする。おそらくその理由は『中阿含』093と『梵志計水浄経』が仏成道直後の回想記事をあたかもこの経を説く説時のように記しているからであると思われる。その根拠は前項の註(2)(3)に記したとおりである。

ところで *Vinaya* ⁽¹⁾ では、釈尊は成道後の第2の7日間をアジャパーラニグローダ樹のもとで過ごされたことになっている。そのとき傲慢な婆羅門 (*huhuṅkajātika brāhmaṇa*) がやってきて本当の婆羅門とは何かと問いかけたことになっている。これが *Udāna* 001-004 ⁽²⁾ にも採録されている。ただし他の「律藏」にはこうした記述はない。

また AN.004-022 ⁽³⁾ には、世尊がはじめて現等覺されて (*paṭhamābhisambuddho*) ウルヴェーラーのネーランジャラー河のそばのアジャパーラニグローダ樹の下に住していたとき、多くの老齡のバラモンがやって来て、老齡の婆羅門を立てて迎えないのはけしからんということから、本当の上座とは単に年齢を重ねることではなく、時語者 (*kālavādi*) ・実語者 (*bhūtavādi*) ・義語者 (*atthavādi*) ・法語者 (*dhammavādi*) ・律語者 (*vinayavādi*) が本当の上座であるという問答をしたことになっている。

漢訳文献では後期釈迦仏教経典である『仏本行集経』 ⁽⁴⁾ に成道から1・7日たったときに諂曲なる1人の婆羅門がやってきて婆羅門とは何かという問答としたという記述が見られる。*Vinaya* に相応するわけである。

このように仏成道直後に釈尊が婆羅門と問答したという伝承があり、『中阿含』093と『梵志計水浄経』はこの伝承を元にしてしているのかもしれない。しかしこの伝承をもつのは原始聖典ではパーリだけであるから『中阿含』や『梵志計水浄経』がもしこの伝承と関係があるとすれば不思議であるともいえる。

また『中阿含』や『梵志計水浄経』でも釈尊が比丘サンガに説法したり、婆羅門が仏・法・僧の三宝に帰依して優婆塞となったりしているから、状況そのものは未だ初転法輪もなされていない成道直後のことではありえない。また仏在処はともかく本節の主題とするいくつかの経の内容はびつたりと重なるし、次項に紹介するスンドリカー河岸を仏在処としスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門を登場人物とする他の経を勘案すれば、その説時は仏成道の時ではあり得ないであろう。上記の概要はこのように理解してそのときを回想するような形とした。

なお MN.007 の舞台はバーフカー河とするもののようにも見えるが、登場人物はスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門というのであるから、これはスンドリカー河のことをさすと理解しておく。

登場人物はスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門＝好首水浄梵志＝孫陀羅諦利婆羅門であって、『雑阿含』と『別訳雑阿含』は単に婆羅門として固有名詞をあげないが河の名は孫陀利なのであるからこれらも同じと考えてよいであろう。「好首」は「美妙的」「美しい」を意味する‘sundara’の訳語であろう。

- (1) vol. I p.003
- (2) p.003
- (3) vol. II p.22
- (4) 大正 03 p.805 上、国訳 03 p.096

[3] スンドリカー河岸を仏在処とし、スンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門を登場人物とする経は外にもある。以下の経である。

SN.007-001-009 (vol. I p.167、南伝 12 p.286) : あるとき世尊はコーサラ国のスンドリカー河 (Sundarikā nadi) の河畔に住された。そのときスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門が河畔で火の供養を行ったのち、世尊のもとへやって来てその供物の残りを与えようとした。ところが世尊が禿頭だということを知って引き返そうとしたが、「婆羅門にも禿頭のものがある」と思い直して、「ともかく生れだけは聞いてみよう」と声をかけた。世尊は「生れを問うな。行為を問え」と偈を唱えられた。そこで婆羅門が携えた供物を施そうとすると、世尊は「偈を唱えて得た物を食べない」と受取られず、虫の住まない水中に捨てさせた。供物は音を立てて燃えた。世尊は驚いた婆羅門に、「婆羅門よ、火を焼いて清浄を得ようと思うな。自らを整えるこそ人の火である」という偈を唱えられた。婆羅門はこの教えを聞いて具足戒を受け不放逸に修して、間もなくして阿羅漢となった。

『雑阿含』 1184 (大正 02 p.320 中、国訳 03 p.217) : あるとき世尊は拘薩羅国の人間中の孫陀利河の側に住された。そのとき世尊は剃髪して間もなかったので、後夜に頭を衣で被って結跏趺坐しておられた。そのとき孫陀利河の側に住んでいた婆羅門が供物の残りを婆羅門に施そうとしてやってきたが、世尊が婆羅門ではないと考えて引き返そうとした。しかし婆羅門にも禿頭のものがあるからと世尊に、「いかなる姓の生れか」と聞いた。世尊は「所生を問うこと勿れ、ただ所行を問うべし」と偈で答えられた。そこで彼が供物を施そうとすると、世尊はそれを受取らず水中に捨てさせ

た。すると煙が出たので彼は見て驚き、火を祀って災いを逃れようとした。世尊は「草木を梵焼して災患を除くことはできない。汝今、薪の火を棄てて内火の熾然たるを起せ。処々に浄信を興して広く大会を施設せよ」などとその誤りを偈で諭された。婆羅門は仏の所説を喜び、去っていった。

『別訳雑阿含』099（大正02 p.408下）：あるとき世尊は拘薩羅国の孫陀利の河岸に住された。そのとき河岸に住んでいた**祀火婆羅門**が祀火の法をなしたのち、残った供物を施そうとして世尊と出会った。世尊が禿頭であることを知って引き返そうとしたが、婆羅門にも禿頭のものがあると思ひ返して世尊に種姓を尋ねた。世尊は「生処を問うべからず。其の所行を問うべし」と偈で応えられた。そこで彼が食事を布施しようとしたが、世尊は「説法してからの布施は受けない」と偈を以て断り、虫のいない水にそれを捨てさせた。このとき水から煙が出たので婆羅門は驚き、薪を拾い集めて祀火を執り行おうとした。世尊は「薪を燃して清浄は得られない。内心の火を燃やすべきである」と偈を以て教化された。婆羅門は世尊のもとで具足戒を受け、後に阿羅漢果を得た。

Suttanipāta 003-004 (p.079、南伝24 p.164、文庫 p.092)：仏在処はコーサラ国のスンドリカー河の河畔、登場人物はスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門で、婆羅門は具足戒を受けてから間もなく阿羅漢となった。（偈の部分は異なるが内容はすべて SN.007-001-009に同じ）

以上に紹介した経と、本節の主題とする経とは同じようなシチュエーションであり、同じような内容を持つ。したがって同一時期の経であることは明らかである。以下にこれらすべての経をひっくるめてその説時を検討する。

[4] これらの経の舞台はスンドリカー河である。この河の所在は「コーサラ国のスンドリカー河」とされるだけでどの辺りにあった河か明確に示すものはない。しかし MN.007や『増一阿含』013-005などの仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であり、そこへスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門が現れたのであるから、スンドリカー河はコーサラ国とはいってもサーヴァッティの近くにあった河であると考えられる。

そこで思いつくのはコーサラ国のイッチャーナンガラという婆羅門村 (Ichhānaṅgala nāma Kosalānaṃ brāhmaṇa-gāma) である。イッチャーナンガラは【研究ノート13】「DN.とその対応漢訳経の説示年代の推定」の【003】DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経) において詳しく検討したように、舍衛城の近くを流れていたアチラヴァティー河 (Aciravati) の河畔にあった村で、舍衛城からカピラヴァットゥに通じる道の舍衛城にごく近いところがあり、コーサラ国のパセーナディ王からポッカラサーディ婆羅門に浄施された拝領地であった。スンドリカー河はこのアチラヴァティー河とどのような関係にあるのかわからないが、スンドリカー河は MN.007ではバーフカー河 (Bāhukā nadi) とよばれているように、このあたりにはいく筋もの河があってその1つだったのであろう。ヒンドゥスタン平原では雨期にはその全域が河になるといってもよいように水であふれる。しかもサーヴァッティに近いカピラヴァットゥあたりはタライ盆地とよばれる湿地帯である。これらの経の舞台はおそらくこのような土地であったのではなかろうか。

釈尊は祇樹給孤独園を寄進された翌年の 49 歳＝成道 15 年の雨安居をこのイッチャーナンガラで過ごされた。この雨安居はちょっと特殊な雨安居で、釈尊はその期間をこれからのサンガ運営の構想を練るために、人を近づけず 1 人で独座して過ごされた。と同時に高名かつ富裕であったポッカラサーティ婆羅門やその弟子のヴァーセッタやバーラドヴァージャなどの青年婆羅門が釈尊に帰依することになり、釈尊がバラモン教が中心であったインドの精神世界の中で教えを広めるための地盤を作られた。ここに登場するスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門は具足戒を受けて比丘となり後に阿羅漢になったことがいかにも淡々と書かれており、彼ら婆羅門たちがやっていた沐浴や火の祀りに対する釈尊からの批判が無抵抗にいと簡単に受け入れられている。

ここには初めは釈尊の教えは婆羅門の宗教と衝突したであろうこと、しかし反面では釈尊が本格的に布教を始められた最初期からその教えが婆羅門にも素直に受け入れられる状況にあったことがわかる。まさしくスンドリカ・バーラドヴァージャ婆羅門は、ポッカラサーティ婆羅門のように「高名でかつ富裕な婆羅門」として後世には伝わらなかったが、インドの精神社会において最初期に釈尊の教えを受け入れた婆羅門の 1 人ではなかったであろうか。

これらの経にはアーナンダが登場しないということも、一部の経であるがこれが成道直後という伝承を下敷きにしていたのではないかと推測されることなども勘案すると、これらの経は釈尊の布教活動の最初期に位置することになり、上記の推定はより蓋然性を帯びてくる。

このように考えて、これらの経の説時は、【研究ノート 10】に書いた 5 人の高名な婆羅門の 1 人であるポッカラサーティ婆羅門が釈尊の教えに帰依した釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨安居後としておきたい。「雨安居後」とするのは、この年の雨安居を釈尊はイッチャーナンガラで過ごされ、2 ヶ月ほども独座して過ごされたから、独座から起たれたその後と考えるほうが妥当であろうと考えるからである。

[008] MN.008 *Sallekha-s.* (削減経 vol. I p.040、南伝 09 p.062)

『中阿含』091「周那問見経」(大正 01 p.573 中、国訳 05 p.052)

[1] これらの経の内容概略は次のとおりである。

MN.008 *Sallekha-s.* (削減経) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき**尊者マハーチュンダ** (Āyasmant Mahācunda) が世尊のもとにやって来て、「世間には我論 (attavāda) や世界論 (lokavāda) に関する諸々の見解 (ditṭhi) がありますが、それをそのようにすれば離れることができるでしょうか」と質問した。世尊は「‘それは私のアートマンではない (taṃ n’ attaṃ mama)、それは私ではない (n’ eso ’ham asmi)、それは私のアートマンではない (na meso attā)’ と正知すれば離れられる。そのためには四禅・四無色定を成就し、十善業や八聖道などの善行をなすことが必要である」と答え、善行への発心や悪行の回避などについて説かれた。マハーチュンダは歡喜して信受した。

『中阿含』091「周那問見経」(大正 01 p.573 中、国訳 05 p.052) : あるとき世尊は拘舍弥の瞿師羅園に住された。そのとき**尊者大周那**が宴坐より起ち、世尊のもとにやって来て、「世間には神・衆生・人・寿・命・世があるなどの諸の見解がありますが、それをどのようにすれば離れられるでしょうか」と質問した。世尊は「欲・悪不善の法や十悪業において、①漸損の法(欲を離れて悪不善の法を離れ、四禅、四無色定を得るなど)を学び、②発心の法(発心して善法を求めると)を学び、③対の法(悪道と正道との対など)を学び、④昇上の法(白法ならば白報を得ると)を学び、⑤般涅槃の法(悪欲は非悪欲を以て般涅槃とするなど)を学ぶべきである」と説かれた。大周那および比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] 仏在処を MN.008 は舍衛城の祇樹給孤独園とするが、『中阿含』091 は拘舍弥(コーサンビー)の瞿師羅園(ゴータ園)とする相違がある。登場人物は両方ともマハーチュンダ=大周那である。

仏在処をどちらと理解するかは登場人物のマハーチュンダの活動領域などを調べると判ってくるかも知れない。

これ以外には説時の推定に役立つような情報は記されていない。

[3] 尊者マハーチュンダについては、「モノグラフ」第 11 号(2006 年 10 月)に掲載した岩井昌悟の【論文 12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」p.131 において要領よくまとめられているので、これを引用する。

Jātaka 456 を除くアッタカターの侍者伝承は、この人物を「チュンダ沙弥」(Cunda samaṇudesa) と呼ぶ。*Jātaka* 456 と『毘尼母経』の伝承はただ‘Cunda’、
「均陀」と呼び、「沙弥」という肩書きを欠いている。

原始仏教聖典に登場する「チュンダ沙弥」と呼ばれる人物は舍利弗の侍者として登場して舍利弗の入滅を看取り、その知らせを釈尊と阿難にもたらす人物である⁽¹⁾。また

パーヴァーで雨安居を過ぎて後に釈迦国に至り、ニガンタ・ナータプッタの死を釈尊と阿難に知らせる⁽²⁾。釈尊の侍者として登場するものは皆無であり、侍者伝承に挙がる人物に確実に同定できる原始仏教聖典の記述はない。

侍者伝承において *Jātaka* 456 と『毘尼母経』が「沙弥」の肩書きを落としていることを重視すれば、チュンダ (Cunda) という名を持つ人物が複数いるため、視野を広げる必要がある。原始仏教聖典の処々に登場する「大チュンダ」(Mahācunda) と *Apadāna* にのみ言及される「小チュンダ」(Cūlacunda) である。

大チュンダ (Mahācunda) は、その出自に関しては *Theragāthā-A.* (vol. II p.018) にマガダ国のナーラカ村 (Nālakagāma) の生まれで、ルーパサーリー (Rūpasārī) ・バラモンを母とし、舍利弗の弟 (kaniṭṭhabhātar) であったという。AN.-A. (vol. III p.379) にも大チュンダは舍利弗の弟とされる。

「小チュンダ」(Cūlacunda) は *Apadāna* 003-005-050 (p.101) ‘Cundattherassa apadānaṃ’ において一度だけ言及される「チュンダ長老」(Cundatthera) の呼称であるが⁽³⁾、*Apadāna* が扱うこの「チュンダ長老」は「ヴァンガンタ」(Vaṅganta) を父とし、「サーリー」(Sārī) を母とすると記されている。*Dhammapada-A.* (vol. II p.084)、*Suttanipāta-A.* (vol. I p.331) で舍利弗の父と母が「ヴァンガンタ」と「ルーパサーリー」と呼ばれ、*Apadāna* の「サーリー」とルーパサーリーとが同一人物であるとすれば、やはり小チュンダも舍利弗と兄弟であることになる。*Apadāna* のいうチュンダ長老は大チュンダと同一人物か、あるいはその弟というイメージではなかったであろうか。

しかし先の舍利弗の侍者として登場するチュンダ沙弥 (Cundo samaṇuddeso) も出自に関しては、*DN.-A.* (vol. III p.907)、*MN.-A.* (vol. IV p.036)、*SN.-A.* (vol. III p.213) に「この長老は法將軍 (舍利弗) の弟であり、彼を諸比丘は未だ具足戒を得ていない時に‘チュンダ沙弥’と呼んで、長老になってからも同様に呼んでいた」⁽⁴⁾とあり、大チュンダ、小チュンダ、チュンダ沙弥の3者は全員が同一人物か、または複数のチュンダがあってその全員が舍利弗の兄弟であったということになる。

(1) チュンダ沙弥が舍利弗の侍者として登場するのは *SN.047-013* (vol. V p.161) など。拙稿「舍利弗の入滅をめぐる諸伝承について」、『印度学仏教学研究』(54-1)、2005年、pp.415~420 参照

(2) 本「モノグラフ」第10号【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」pp.123~125 参照

(3) *Apadāna* 003-005-050 (p.101) : so ca pacchā pabbajitvā aṅgīrasassa sāsane; cūlacundo ti nāmena, hessati satthu sāvako.

(4) *DN.-A.* (vol. III p.907)、*MN.-A.* (vol. IV p.036)、*SN.-A.* (vol. III p.213) : cundo samaṇuddeso ti ayaṃ thero dhammasenāpatissa kaniṭṭhabhātiko. taṃ bhikkhū anupasampannakāle cundo samaṇuddeso ti samudācaritvā therakāle pi tath’ eva samudācarīṃsu. tena vuttaṃ cundo samaṇuddeso ti.

このようにチュンダという名をもつ人物は原始仏教聖典に複数現れるが、パーリのアッタカターによれば「全員が同一人物か、または複数のチュンダがあってその全員が舍利弗の兄弟であった」ことになる。だからであろう、赤沼『印度仏教固有名詞辞典』でも

Malalasekera の “Dictionary of Pāli Proper Names” でも大チュンダとチュンダ沙弥の 2 人を同一人物として扱っている。この他に釈尊に最後の供養をした鍛冶工の子チュンダもあるが、これは在家信者であるから対象から除外される。

ところで本稿の主題とする経に現れる人物は「尊者マハーチュンダ (āyasmant Mahācunda)」と称されている。これに対してサーリプッタの弟子であり、ニガンタ・ナータプッタの死を釈尊に知らせ、またサーリプッタの死を看取ってこれを釈尊に知らせたのは「チュンダ沙弥 (Cunda samaṇuddesa)」とされている。‘āyasmant’ は「尊者、具寿」と訳されるように経験のある出家比丘を意味する。しかしながら ‘samaṇa-uddesa’ は「新学沙弥、沙弥」と訳される。沙弥は「見習いのいまだ一人前になっていない出家修行者」のことであるから、「尊者」と「沙弥」という呼称の間には実に大きな隔たりがあるわけである。もっとも ‘samaṇa-uddesa’ を ‘samaṇa’ (沙門) と ‘uddesa’ (境遇) の原意を考えると、「沙弥」と理解してよいのかどうかは検討する必要があるであろうが、漢訳でも等しく「沙弥」と訳している⁽¹⁾。

しかしながらもし同一人物であるならばならば、「沙弥」と同時に「尊者」であるはずはないから、「沙弥」とよばれる時代と「尊者」とよばれる時代は異なり、沙弥とよばれる時代は尊者とよばれる時代よりも前であったということにならざるをえないであろう。

「尊者」とよばれる人物が還俗して外道に走るということはありうるとしても、「尊者」とよばれる出家者から「沙弥」とよばれる出家者に逆戻りするのには、波羅夷などの重罪を犯した特殊なケースしか考えられない。パーリのアッタカターの「長老になってからも‘チュンダ沙弥’と呼ばれていた」というのは理解しがたい。「マハー」と敬称つきでよばれるチュンダがこのようなケースである可能性はないであろう。

そしてチュンダ沙弥はサーリプッタの侍者として尽くし、亡くなった時には遺骨をもってそれを釈尊に知らせたとされているから⁽²⁾、まさしく沙弥的な役割をはたしていたことになる。このような伝承によれば、チュンダ沙弥は釈尊の最晩年まで沙弥とよばれていたわけで、それは次項で紹介する「マハーチュンダ」が釈尊の入滅時に釈尊教団の「四大長老」の 1 人に数えられるというイメージとは大きく異なる。したがってチュンダ沙弥と尊者マハーチュンダは同一人物ではないと結論せざるをえない。

- (1) チュンダを沙弥(求寂)とよぶ漢訳文献には次のようなものがある。『長阿含』017「清浄経」(大正 01 p.072 下)、『中阿含』196「周那経」(大正 01 p.752 下)、『雑阿含』638(大正 02 p.176 下)、『五分律』「受戒法」(大正 22 p.116 下)、『根本有部律・雑事』(大正 24 p.289 下、p.291 上、295 下)

- (2) SN.047-013 (vol.V p.161)、『雑阿含』638(大正 02 p.176 中)

[3-1] マハーチュンダの登場する聖典を調べてみよう。まずマハーチュンダが他の比丘とともにその 1 人としてあげられるものを紹介する。

釈尊が入滅された時の四大長老の 1 人に数えられる。

Mahāparinirvāṇasūtra (p.408) : 世尊の遺体を荼毘にふそうとする時、地上にはアーヂニャータ・カウディニャ (Ājñāta-Kauṇḍinya)、マハーチュンダ (Mahācunda)、ダシャバラ・カーシャパ (Daśabala-kāśyapa)、マハーカッサパという 4 人の大長老がいた。

『四分律』「集法毘尼五百人」（大正 22 p.967 中）：（仏滅後）500 結集の時、陀醯羅迦葉が上座であり、長老婆婆那が第二上座。大迦葉が第三上座。**長老大周那**が第四上座であった。

『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.445 下）：世尊が般涅槃された時、長老阿若憍陳如が第一上座で、**長老均陀**が第二上座、阿難の和上の長老十力迦葉が第三上座で、長老摩訶迦葉が第四上座であった。

500 結集の主立ったメンバーの 1 人としても数えられている。

『十誦律』「五百比丘結集三藏法品」（大正 23 p.448 上）：（仏滅後）大迦葉は阿若憍陳如、長老迦葉、**長老均陀**、十力迦葉と次第して五百阿羅漢に問い、阿難の所説が正しいかどうかを確認した。

これによれば、マハーチュンダは釈尊入滅後も生存していたことになる。またその時点での釈尊教団の大幹部の 1 人であったわけである。

そのほかサーリプッタ・マハーモッガッラーナが生存していた時代の代表的な仏弟子の 1 人としても数えられる。仏在処を [] のなかに掲げる。

MN.118 *Ānāpānasati-s.*（入出息念経 vol.Ⅲ p.078）：[舎衛城・東園鹿子母講堂] 世尊は有名な長老比丘すなわちサーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッサパ、マハーカッチャーナ、マハーコッティカ、マハーカッピナ、**マハーチュンダ**、アヌルッダ、レーヴァタ、アーナンダ、その他の比丘たちと共に居られた。

『中阿含』033「侍者経」（大正 01 p.471 下）：[王舎城] 世尊は多くの長老比丘らすなわち阿若憍陳如、阿説示、賢善、摩訶男、婆洸波、耶舎、富留那、維摩羅、伽梵婆提、須陀耶、舎利弗、阿那律、難提、金毘羅、離越、目連、摩訶迦葉、摩訶俱稀羅、**摩訶周那**、摩訶迦旃延、邠耨文陀弗、跋耆子、阿難らに「年老いたので侍者を持ちたい」と告げられた。

AN.006-002-017 (vol.Ⅲ p.298)：[舎衛城・祇樹給孤独園] 世尊とサーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッサパ、マハーカッチャーナ、マハーコッティカ、**マハーチュンダ**、マハーカッピナ、アヌルッダ、レーヴァタ、アーナンダが講堂にきて、夜を久しく過ぎてから僧房 (vihāra) に戻った。しかし出家して日の浅い比丘らはその場で日の出に至るまでいびきをかきながら眠った。

Udāna 001-005 (p.003)：[舎衛城・祇樹給孤独園] サーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッサパ、マハーカッチャーナ、マハーコッティカ、マハーカッピナ、**マハーチュンダ**、アヌルッダ、レーヴァタ、デーヴァダッタ、アーナンダが世尊を訪ねた。

『根本有部律』「波逸底迦 007」（大正 23 p.772 上）：[舎衛城・祇樹給孤独園] 世尊は如来応供正遍知および上座の尊者解了憍陳如、尊者婆洸波、尊者無勝、尊者賢善、尊者大名、尊者名稱、尊者圓滿、尊者無垢、尊者牛王、尊者善臂、尊者身子、尊者大目乾連、尊者俱耽羅、**尊者大准陀**、尊者大迦多演那、尊者嘔頻蚕迦撰、尊者那地迦撰、尊者伽耶迦撰、尊者大迦撰、尊者難提、如是等諸大苾芻を觀ずべしと説かれた。

Vinaya Kosambakkhandhaka (拘睺弥鞞度) (vol. I p.353)：[パーリレッヤカから舎衛城・祇樹給孤独園に遊行された] サーリプッタ・マハーモッガッラーナ、マハー

カッサパ、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、アヌルダ、レーヴァタ、ウパーリ、アーナンダ、ラーフラ、さらにマハーパジャーパティー比丘尼が次々にやって来て「コーサンビーの比丘たちをどのように受け入れたらよいでしょうか」と尋ねた。

Vinaya Kammakkhandhaka (羯磨鞞度) (vol. II p.015) : [舎衛城・祇樹給孤独園] サーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、アヌルダ、レーヴァタ、ウパーリ、アーナンダ、ラーフラたちがカーシ (Kāsi) を遊行してマツチカーサンダにやって来た。

『増一阿含』030-003 (大正 02 p.660 上) : [舎衛国・祇樹給孤独園] 摩訶周那沙弥、周利槃特、羅睺羅、大劫賓那、鬱鞞羅迦葉、須菩提、摩訶迦旃延、離越、阿那律、摩訶迦葉、目連らが次々に満富城の満財長者の家を訪れた。

Vinaya Pācittiya 029 (vol. IV p.066) : [王舎城・迦蘭陀竹園] ある居士がトゥウラナダー比丘尼に、「サーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッチャーナ、マハーコッティカ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、アヌルダ、レーヴァタ、ウパーリ、アーナンダ、ラーフラたちを食事に招待しました」と告げた。

このようにマハーチュンダは代表的な仏弟子の1人として数えられていたことが判る。

[3-2] 次にマハーチュンダの個別的な記述を仏在処別に紹介する。

舎衛城

『増一阿含』039-006 (大正 02 p.731 上) : [舎衛城・祇樹給孤独園] 摩訶周那は重い病気に罹っていた。世尊が見舞って七覚意を称えさせた。病気は癒えた。

『根本有部律』「波逸底迦082」(大正 23 p.882 上) : [祇樹給孤独園] 瞿師羅という長者から橋賞弥城へ招待されて、世尊は大准陀に瞿師羅園を建造する營事を任命した。

王舎城

『中阿含』171「分別大業経」(大正 01 p.706 中) : [王舎城・迦蘭陀竹園] 比丘・三弥提と異学の哺羅陀の問答を近くにいた摩訶周那が漏れ聞いて、世尊にそれを告げた。

MN.144 Channovāda-s. (教蘭陀経 vol. III p.263) : [王舎城・迦蘭陀竹園] サーリプッタとマハーチュンダは病気のチャンナを見舞った。チャンナはそのあと自殺した。

SN.035-087 (vol. IV p.055) : [王舎城・迦蘭陀竹園] サーリプッタとマハーチュンダが病気のチャンナを見舞った。チャンナはそのあと自害した。

SN.046-016 (vol. V p.081) : [王舎城・迦蘭陀竹園]。マハーチュンダが病気の世尊を見舞った。世尊はマハーチュンダに七覚支を説くように命じられ、彼が説くと世尊の病は癒えた。

『増一阿含』047-009 (大正 02 p.784 上) : [羅閱城・迦蘭陀竹園] 摩訶周那が世尊のもとを訪れ、「六十二の見解をどのように滅すればよいか」と質問した。

コーサンビー

『中阿含』007「世間福経」(大正 01 p.427 下) : [橋賞弥・瞿師羅園] 摩訶周那は

世尊に「世間と出世間の福とは何ですか」と質問した。

『中阿含』090「知法経」（大正01 p.572下）：[橋賞弥・瞿師羅園] 摩訶周那が比丘らに説法した。

『根本有部律』「波逸底迦020」（大正23 p.789下）：[橋賞弥・瞿師羅園] 舍利子が「私は昔、逝多林（祇樹給孤独園）を造営した。具寿闍陀はこの瞿師羅園を造営した」と語った。

阿毘陀処の江水の辺

『増一阿含』040-007（大正02 p.741中）：[阿毘陀処の江水の辺] 摩訶周那が世尊のもとを訪れて功德について尋ねた。

波咤利弗多羅国・鷄林園

『雜阿含』248（大正02 p.059中）：[波咤利弗多羅国・鷄林園] 阿難が摩訶周那のもとにやって来て質問した。しかし摩訶周那は「あなたは多聞である」と逆に尋ねた。そこで阿難は摩訶周那に法を説いた⁽¹⁾。

釈尊不登場（仏滅後？）

AN.006-005-046 (vol. III p.355) : [釈尊は登場しない] マハーチュンダはチェーティ (Ceti) のサハジャーティ (Sahajāti) に住していた。マハーチュンダは比丘たちに説法した。

AN.010-003-024 (vol. V p.041) : [釈尊は登場しない] マハーチュンダはチェーティのサハジャーティに住していた。マハーチュンダは比丘たちに説法した。

AN.010-009-085 (vol. V p.157) : [釈尊は登場しない] マハーチュンダはチェーティのサハジャーティに住していた。マハーチュンダは比丘たちに説法した。

その他（マハーチュンダの偈）

Theragāthā vs.141~2 (p.020) : 聞こうと欲するならば聞いたこと（学識）を増大する。聞いたことは智慧を増大する。智慧によって道理を知る。道理を知ったならば楽しみをもたらす。

孤独で座臥することを習え。煩惱の束縛からの離脱を行え。もしもそこに楽しみを見いだせないならば、よく気をつけながらサンガの中に住め。

この中では舎衛城で紹介した『根本有部律』「波逸底迦 082」は釈尊がマハーチュンダをコーサンビーのゴーシタ園の営事に任命したとし、コーサンビーで紹介した同じく『根本有部律』「波逸底迦 020」はサーリプッタが祇樹給孤独園造営に際する役割を、ゴーシタ園ではマハーチュンダが果たしたとする。ゴーシタ園の建造に関する営事比丘に言及する文献はこれだけであるが、この文献のいうようにマハーチュンダがゴーシタ園の建造にかかわったとすれば彼はコーサンビーと非常に縁が深かったということになる。また釈尊不登場のところで紹介したマハーチュンダの所在はチェーティであるが、チェーティ国はコーサンビーを首都とするヴァンサ国の西隣にあった国で、舎衛城や王舎城からここに行くとするならばコーサンビーを経由しなければならないから、このチェーティもコーサンビー文化圏にあったと理解できる。上記資料から見てもマハーチュンダはコーサンビーと縁が深かったということになる。これに対して舎衛城とは比較的縁が少ないということがいえるであろう。

(1) この摩訶周那はチャンナをさすかも知れない。SN.022-090 (vol. III p.132)、『雜阿含』

262 (大正 02 pp.066 中~067 上) は同じような内容で、この主人公は長老闍陀である。

[3-2] 以上のマハーチュンダはコーサンビーと縁が深く、舎衛城とは縁が薄かったとすれば、本節の主題とする *MN.008 Sallekha-s.* と『中阿含』091「周那問見経」の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園ではなくコーサンビーのゴーシタ園であると考えべきであろう。原始仏教聖典の舎衛城の祇樹給孤独園は仏在処が不確かなものはみんなここにしてしまえという傾向もある。

[4] ところでわれわれは釈尊がコーサンビーあるいはコーサンビーの近くで雨安居を過ごされたのは生涯のうちで3回だけと考えている。その第1回目は釈尊 55 歳=成道 21 年のことで、これはゴーシタ園が寄進された時であった。第2回目は釈尊 69 歳=成道 35 年のことで、この時にコーサンビーの破僧事件が起き、釈尊はその調停に失敗して舎衛城に戻られた。そして第3回目は釈尊 76 歳=成道 42 年のことで、これはバグガ国のスンスマーラギラにコーサンビーのウデーナ王の息子のボーディ王子が建てたコーカナダ宮殿に招待された時である。

本節の主題とする経の舞台がコーサンビーのゴーシタ園であったとすると、その説時はこの3回のうちのいずれかということになる。先ほど紹介した『根本有部律』の伝承によれば、マハーチュンダはこの園を作るための営事を担当したとされるから第1回目の時であったとするのがふさわしいといえるかもしれない。マハーチュンダはこのとき釈尊と確実に同道していたのでなければならないからである。マハーチュンダは釈尊入滅時の大長老の1人であったわけであるが、このときにはまだ働き盛りであったのであろう。

ところでこの経に登場するマハーチュンダは釈尊に、「世間には我論 (*attavāda*) や世界論 (*lokavāda*) に関する諸々の見解 (*diṭṭhi* 邪見) がありますが、それをそのようにすれば離れることができるでしょうか」ないしは「世間には神があるとか、衆生・人・寿・命・世があるとかの諸の見解がありますが、それをどのようにすれば離れられるでしょうか」と質問したとされている。この質問の内容はまさしく外道のいう「我論」「世界論」であって、大長老としてはかなり初歩的な内容といわざるをえないであろう。この内容からしてもマハーチュンダはまだ若かったとしなければならず、釈尊がゴーシタ園を受け取りにいった第1回目のコーサンビー訪問の時とするのがふさわしい。

すなわち *MN.008 Sallekha-s.* と『中阿含』091「周那問見経」の説時は釈尊 55 歳=成道 21 年のコーサンビーでの雨安居中ということになる。

【009】 MN.009 *Sammāditṭhi-s.* (正見経 vol. I p.046、南伝 09 p.074)

[1] この経には漢訳の対応経はない⁽¹⁾。この経の概要は次のとおりである。

[釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき (tatra kho) サーリプッタが比丘らに「友らよ (āvuso)」と呼びかけ、「正見とは不善と不善の根本を知り、善と善の根本を知ることである。不善とは十不善業道であり、善とは十善業道である。このように善の根本を知るならば、貪随眠と瞋随眠と見慢随眠、さらに無明を捨てて苦を滅することができる」と説き、さらに比丘らの要望に応じて、正法に達する道として八聖道、四諦、十二縁起を詳しく解説した。比丘らはサーリプッタの所説を歡喜し信受した。

- (1) 赤沼『互照録』はこの後半の十二縁起を解説する部分が『増一阿含』049-005 (大正 02 p.797 中、国訳 10 p.012) と対応するとする。片山・中部 1 の解説でも同様である (p.019)。内容はともかくこの経の説主は舍利弗であるのに対し、『増一阿含』は釈尊であるから大きく異なる。したがって本稿はこれらを対応経とは認めない。

[2] 以上のようにこの経には仏在処は示されるが釈尊は登場しないで、サーリプッタの説法に終始する。経自身にはサーリプッタが比丘たちに説法する理由は記されていないし、サーリプッタは他の状況下でもしばしば比丘たちに説法したであろうけれども、仏在処が記されているに拘わらず釈尊が登場しないから、釈尊が背痛などの事由によってサーリプッタに説法を代らせたと仮定すると、この経の説時は釈尊に背痛が始まった以降ということになる。釈尊が背痛を理由に仏弟子に説法を委ねるようになった釈尊 66 歳 = 成道 32 年以降としておく⁽¹⁾。

- (1) 釈尊の背痛については本稿の【003】 MN.003 *Dhammadāyāda-s.* (法嗣経) を参照されたい。

【010】 *MN.010 Satipaṭṭhāna-s.* (念処経 vol. I p.055、南伝09 p.090)
『中阿含』098「念処経」(大正01 p.582中、国訳05 079)

[1] この経の説時は【研究ノート13】「DN.と漢訳対応経の説示年代の推定」の【015】*DN.015 Mahānidāna-s.* (大縁経)の説時推定において、経の概要も示した上で仏在処がクル国のカンマーサダンマということからその説時を釈尊63歳=成道29年の雨安居中という結論を得ているのでここでは省略する。

【011】 *MN.011 Cūḷasihanāda-s.* (師子吼小経 vol. I p.063、南伝 09 p.102)
『中阿含』103「師子吼経」(大正 01 p.590 中、国訳 05 p.104)

[1] この経の説時は前経と同様に、【研究ノート 13】「*DN.*と漢訳対応経の説時年代の推定」の【015】*DN.015 Mahānidāna-s.* (大縁経)の説時推定において検討済みである。*DN.015* が仏在処をクル国のカンマーサダンマとするので、その関連経として取り上げたものであって、説時は *MN.011* の説時も 釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安中 としてある。

なお *MN.011* の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園であるが、『中阿含』103 の仏在処であるクル国のカンマーサダンマを採用したものである。

【012】 MN.012 *Mahāsihanāda-s.* (師子吼大経 vol. I p.068、南伝 09 p.110)
惟浄等訳『身毛喜豎経』 (大正 17 p.591 下)

[1] この経は【研究ノート 13】「DN.と漢訳対応経の説時年代の推定」の【006】「DN.006 *Mahāli-s.* (摩訶梨経)」においてこの経に登場するリッチャヴィ族出身のスナツカッタ (Sunakkhatta Licchavi-putta) に関連してその説時を検討済みであり、結論としては釈尊 79 歳=成道 45 年の雨安居中ということになっている。「概要」についてもこの個所をご参照いただきたい。

[013] MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. (苦蘊大経 vol. I p.083、南伝 09 p.138)

『中阿含』099「苦陰経」(大正 01 p.584 下、国訳 05 p.087)

失訳『苦陰経』(大正 01 846 下)

『増一阿含』021-009 (大正 02 p.604 下、国訳 08 p.198)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.013 Mahādukkhakkhandha-s. : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。

ときに多くの比丘たちが早朝に乞食のため舎衛城へ向ったが時間が早いので外道の園林 (ārāma) へ立ち寄った。そのとき外道らは「沙門ゴータマの欲と色と受に関する教えは私たちと何ら違いがない」と言った。比丘らは反論できず、世尊のもとにやって来てこれを告げた。世尊は「欲と色と受に対して、その味と過患と出離の捉え方に違いがある」と説かれ、各々を詳しく解釈された。比丘らは歓喜して信受した。

『中阿含』099「苦陰経」: あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき比丘たちは食後に講堂に集っていた。そこへ多数の外道たちがやって来て、「沙門瞿曇は欲、色、覚の知断を施設するが、我々との違いがあるか」と質問した。比丘たちは答えられず、世尊のもとを訪れた。世尊は「欲の味とは五欲の功德により楽と喜を生ずることである。欲の患とは財を求めても得られないときの苦、諍いや闘うことによる苦、身口意の三悪行による苦である。欲の出要とは欲を尽して欲を度ることである。色の味とは14～15歳の女性の美貌に過ぎるものはないが、これにより楽と喜を生ずることである。色の患とは老衰や疾病とか死とか、死体が腐乱する状態を見て患い苦しむことである。色の出要とは色を尽して色を度ることである。覚の味とは離欲乃至四禪に於て自と他に対して害を念じないことである。覚の患とは“無常の法、苦の法、滅の法なり”とすることである。覚の出要とは覚を尽して覚を度ることである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

失訳『苦陰経』: あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき中後に諸比丘が集まって議論していたが、そこへ異道異学がやってきて、「沙門瞿曇は淫と色と痛を説くがわれらも説く。どこに違いがあるのか」と問うた。比丘らは答えられなかったので世尊に尋ねた。世尊は淫と色と痛の気味、敗壞、棄について詳しく説かれた。比丘らは世尊の所説を歓喜し楽しんだ。

『増一阿含』021-009: ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき多数の比丘らが「城内で托鉢するにはまだ早い」と考えて異学の梵志のところに立ち寄った。梵志らが「瞿曇の道士は欲の論・色の論・痛の論・想の論を説くが我らも同じように説いている。我らの教えと同じかどうか」と質問した。比丘たちはこれに答えられず、食後に世尊のもとを訪れた。世尊は比丘らに欲と色と痛(感受)の快さとそれによる禍い、さらにそれらの出要を説かれた後で、「常に念じて樹下や空閑にあつて坐禅し、思惟して懈怠するな」と教誡された。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

[2] いずれも仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園とする。そしていずれにも固有名詞を持っ

た人物は登場しない。

説時を推定する手掛かりがないので、祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とでもせざるをえない。

- [014] MN.014 Cūladukkhakkhandha-s. (苦蘊小経 vol. I p.091、南伝 09 p.149)
『中阿含』100「苦陰経」(大正 01 p.586 中、国訳 05 p.92)
『増一阿含』041-001 (大正 02 p.744 上、国訳 09 p.232)
支謙訳『釈摩男本四子経』(大正 01 p.848 中)
法炬訳『苦陰因事経』(大正 01 p.849 中)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.014 Cūladukkhakkhandha-s. : あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットウの尼拘律樹園 (Sakkesu Kapilavatthusmim Nigrodhārāma) に住された。そのとき釈迦族のマハーナーマ (Mahānāma Sakka) が世尊のもとを訪れ、「『貪欲・瞋恚・愚痴は心の垢穢である』と説かれているのをよく知っていますが、そうした心が占拠する場合があります」と告げた。世尊は「そうした心が捨てられるならば在家にはいないであろう。私がかつて未だ正覚を成ぜざる菩薩であったとき、『欲は味少なく苦多く悩み多きものであって、そこには過患がより多い』と、如実に正しい智慧でよく見て、より勝れたものに到達した」と告げ、五種欲分、欲の過患について説かれた。

さらに「かつて私が王舎城の靈鷲山 (Gijjhakūta pabbata) にいたとき、ニガンタの徒 (Nigaṇṭha) たちが仙人山側黒石室 (Isigiripassa-Kālasilā) で苦行していた。彼らは『楽をもって楽に達することはできない、苦をもってこそ楽に達することができる』と主張した。私は『マガダ王ビンピサーラ (Bimbisāra) は身体を動かすことなく1語も発することなく7昼夜一向に楽を享受することはできないが、私はできる。王と私のどちらが多く楽に住するか』と話したことがある」と説かれた。マハーナーマは歓喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』100「苦陰経」 : あるとき世尊は釈迦国の加維羅衛の尼拘律園 に住された。そのとき釈摩訶男が世尊のもとを訪れて、「どのように三穢 (染心穢、恚心穢、痴心穢) を滅すればよいか」と尋ねた。世尊は「五欲の味は所患が多い。例えば在家者が生業により生活の糧を得ようとしても得られなければ憂い悩み苦しむ。また親子、兄弟・姉妹、親族の間でも争いが生じたり、さらに王と王との争い、梵志と梵志との争い、あるいは国と国との争い等々で悲惨な状況に陥るのも欲が本となって生じている。私は欲には楽なく無量の苦患があると知って、欲の為に覆われず、悪の為に纏われず、捨楽及び無上息を得たのである。

かつて私は王舎城の鞞邏山 (Vebhāra) 仙人七葉屋 (Sattapaṇṇi-guhā) にいたことがあった。そのとき広山に行くと多数の尼捷の徒たちが種々に苦行していた。理由を尋ねると『尊師尼捷親子 (Nigaṇṭha Nātaputta) の教えは、もし宿命に不善業があればこの苦行によって必ずや滅すると説くので、彼を信じて苦行をしている』と答えた。そこで「頻鞞婆羅王は意のごとく静黙無言なるを得る。しかしこれによって七日七夜歓喜快樂することができない。私にはできると説いたことがある。欲には楽がなく無量の苦患があることを示したのである」と説かれた。釈摩訶男および比丘たちは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

『増一阿含』041-001：あるとき世尊は釈迦族の迦毘羅衛の尼拘律樹園に住された。このとき釈迦族の摩呵男が世尊のもとを訪れて、「『善男子・善女人は三結を断ずれば須陀洹を成就する』という教えを受けましたが、暴れる牛などを見ると恐怖心が募り、‘命終の時、何処に生れるのだろうか’と考えてしまいます」と告白した。世尊は「恐怖心を起すな。命終しても三悪趣には堕さない。昔、私が未だ成道せず、鬱毘羅で六年苦行していたとき、‘命終したならば何処に生れるだろうか’という考えが浮かぶと、‘今、命終したならば必ずや悪道には生じない。必ずや苦の後に楽に至る’
という考えが起きた。また仙人山側黒石室 (Isigiripassa-Kālasilā) にいたとき、尼犍が手を挙げたり身体を曝したりなどの苦行をしていた。そこで彼らと論議したがそのとき彼らは、『楽より楽に至らず、必ず苦より楽に至る』と論じた」と述べ、頻婆沙羅王の楽を引き合いに出したり、大池の水と一滴の水に喩えたりして、教えを説かれた。摩呵男は仏の所説を歡喜奉行した。

支謙訳『釈摩男本四子経』：あるとき世尊は釈羈瘦国の迦維羅衛兜国の泥拘類園に住された。そのとき釈人の摩男が世尊のところに行き、「私は婬・怒・痴の三態に著されています。なぜでしょうか」と質問した。世尊は「比丘は世間には楽少なく苦が多いことを知って出家し阿羅漢道を得るのだ」と説かれ、むかし王舎国の設提班瞿何墮夫妻沛施山にいたとき、諸の尼犍種らに対して萍沙王も楽しまないという問答をした、ということ話をされた。摩男は喜んで、この經典を諷誦することを約束して作礼して去った。

法炬訳『苦陰因事経』：あるとき世尊は釈鞞底の迦惟羅婆城の尼拘婁園中に住された。そのとき釈摩訶能渠 (大力士ともよばれている) が世尊のところに行き、「私は世尊の婬・瞋恚・愚痴の三結を滅すべきであるという教えを知っていますが、これを滅しきれていません。なぜでしょうか」と質問した。世尊は「あなたは在家なのだから滅しきることはできない」と答えられ、むかし羅闍祇の鞞陀隸の右脇七葉窟中にいたとき尼乾親族子と問答して、摩竭王の頻浮婆よりも私の方が安樂であるといったという話をされた。大力士と比丘らは世尊の所説を歡喜樂した。

[2] 以上のようにこれらの経の仏在処は釈迦国のカピラヴァットゥ・ニグローダ園である。

登場人物はマハーナーマで、過去の話題としてマガダ国のピンビサーラ王が出る。しかし話題の内容からしてこの話をマハーナーマは説得力を持って聞いたのであるから、その時点においてピンビサーラ王は存命していたものと考えてよいであろう。そうするとピンビサーラ王が死んだのは釈尊 72 歳＝成道 38 年の雨安居後のことであるから、これらの経の説時はそれよりも以前ということになる。

[3] 金子芳夫編の【資料集 2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧ーその他国篇」(「モノグラフ」15号所載)によると、釈迦国あるいはカピラヴァットゥを仏在処とするデータ数は184である。このうちマハーナーマが登場するデータは38であるから、マハーナーマの登場率は20.7%となる。在家信者であって比丘ではないマハーナーマがこれほどまで

に登場するのは、彼が釈迦国を代表する優婆塞であったことを示す何よりの証左であろう。

[3-1] ところで本節の主題とする経の構造は、マハーナーマが釈尊のところを尋ねて質問し、釈尊がこれに答えるというものである。質問の内容は「在家者が貪欲・瞋恚・愚痴という3つの煩惱を滅することができますか」というものである。

実は釈迦国のカピラヴァットゥを仏在処とし、マハーナーマが登場して釈尊に質問するという構造をもつ経は他にも多くあるのでこれを紹介する。質問の内容のみを簡単に記すが、他の人物が登場する場合はそれも注意しておいた。

SN.055-021 (vol.V p.369、南伝 16 下 p.258) : 自分が命終したあとどこに生を受けるか

SN.055-022 (vol.V p.371、南伝 16 下 p.261) : 自分が命終したあとどこに生を受けるか

『雑阿含』930 (大正 02 p.237 中、国訳 03 p.452) : 自分が命終したあとどこに生を受けるか

『別訳雑阿含』155 (大正 02 p.432 中) : 自分が命終したあと悪趣に生まれるのではないか

『増一阿含』041-001 (大正 02 p.744 上、国訳 09 p.232) : 自分が命終したあと悪趣に生まれるのではないか

SN.055-023 (vol.V p.371、南伝 16 下 p.262) : どれだけの法を成就すれば預流となるか。釈尊を訪ねる前に**釈迦族のゴータ** (Godha Sakka) と問答。

『雑阿含』935 (大正 02 p.239 中、国訳 03 p.458) : どれだけの法を成就すれば預流となるか。釈尊を訪ねる前に**釈氏沙陀**と問答。

『別訳雑阿含』159 (大正 02 p.434 上) : どれだけの法を成就すれば預流となるか。釈尊を訪ねる前に**麤手釈**と問答

* ここに登場する釈迦族のゴータ=釈氏沙陀=麤手釈はここにしか登場しない。ただし『別訳雑阿含』の麤手釈は次の第 160 経にも現れる。

SN.055-024 (vol.V p.375、南伝 16 下 p.266) : 酒を飲んだ**釈迦族のサラカーニ** (Sarakāni Sakka) が命終して釈尊が「預流である」と記別されたことについて

『雑阿含』936 (大正 02 p.239 下、国訳 03 p.459) : 酒を飲んだ**百手釈氏**が命終して釈尊が「預流である」と記別されたことについて

『別訳雑阿含』160 (大正 02 p.434 中) : 酒を飲んだ**麤手釈**が命終して釈尊が「預流である」と記別されたことについて

SN.055-025 (vol.V p.378、南伝 16 下 p.270) : 戒が不完全であった**釈迦族のサラカーニ**が命終して釈尊が「預流である」と記別されたことについて

* ここに登場する釈迦族のサラカーニはここにしか登場しない。

SN.055-037 (vol.V p.395、南伝 16 下 p.298) : どのようにすることが優婆塞か

『雑阿含』927 (大正 02 p.236 中、国訳 03 p.449) : どのようにすることが優婆塞か

『別訳雑阿含』152 (大正 02 p.431 中) : どのようにすることが優婆塞か

『雑阿含』928 (大正 02 p.236 下、国訳 03 p.450) : どのようにすることが優婆塞か

『雑阿含』929 (大正 02 p.236 下、国訳 03 p.450) : どのようにすることが優婆塞か

『別訳雑阿含』154 (大正 02 p.431 下) : どのようにすることが優婆塞か

AN.008-003-025 (vol.IV p.220、南伝 21 p.095) : どのようにすることが優婆塞か

SN.055-049 (vol.V p.404、南伝 16 下 p.313) : 在家者の預流となる条件は何か

『雑阿含』928 (大正 02 p.236 下、国訳 03 p.450) : 在家者の須陀洹、斯陀含、阿那含となる条件は何か

『別訳雑阿含』153 (大正 02 p.431 中) : 在家者の須陀洹、斯陀含、阿那含となる条件は何か

『雑阿含』931 (大正 02 p.237 下、国訳 03 p.453) : どのようにすれば比丘は阿羅漢果を得られるか

『別訳雑阿含』156 (大正 02 p.432 中) : どのようにすれば比丘は阿羅漢果を得られるか

『雑阿含』934 (大正 02 p.238 下、国訳 03 p.457) : 正受の後に解脱か解脱の後に正受か 世尊は**阿難**に「迦毘羅衛の釈迦族たちは善利を得た」と語る。

『別訳雑阿含』158 (大正 02 p.433 下) : 定の後に解脱か解脱の後に定か 世尊は**阿難**に「迦毘羅衛の釈迦族たちに善利をもたらした」と語る。

AN.003-008-073 (vol. I p.219、南伝 17 p.358) : 定と慧とはどちらが先か * 釈尊は病気が癒えて間もなかったので**阿難**が代りに答える。

AN.006-001-010 (vol.III p.284、南伝 20 p.009) : 果を得て教えを了解する聖弟子はどのような状態にいるか

このうち**阿難**が登場する経はもちろん**阿難**が**釈尊**教団の秘書室長に任命された**釈尊** 54 歳 ≡ 成道 20 年の雨安居以降ということになる。とはいうものの釈迦族のゴータと釈迦族のサラカーニはこれらの経以外には登場しないから、これらの経には説時を特定するための格別の情報は含まれていないということになる。

[3-2] われわれは**釈尊**が生涯のうちに釈迦国で雨安居を過ごされたのは 2 度だけであると考えている。1 度目は**釈尊**が 58 歳のときにマハーパジャーパティニー・ゴータミーが新衣を**釈尊**に布施した時である。彼女はそのあとヴェーサーリーまで**釈尊**を追いかけて行って、**阿難**のとりなしによってついに出家して比丘尼となることを得た。2 度目は**釈尊** 75 歳の時で、この時にはニガンタ・ナータプッタが死去したことを舎利弗の侍者であったチュンダ沙弥から知らされた。**釈尊**の最晩年のことである。

もっとも「モノグラフ」第 20 号 (2015 年 11 月) に掲載した【論文 26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」(森章司、金子芳夫)に付した付表地図からわかるように、カピラヴァットゥはヴェーサーリーと舎衛城を結ぶルートの途中にあり、この間を往復しようとする時は

必ず通過しなければならない交通の要衝であった。だから釈尊は雨安居を過ごす過ぎさないにかかわらず、何度も何度もカピラヴァットゥに滞在されたものと考えられる。例えば成道後の最初のカピラヴァットゥへ訪問は舎衛城の祇樹給孤独園の寄進を受けるための遊行の途次であった。

このように釈迦国やカピラヴァットゥを仏在処とする聖典の説時を求めるのはたいへん難しく、極端に言えばいつでもその可能性はあったということになる。しかしながら前項で紹介したような、そして本節の主題となっている経のように、カピラヴァットゥを仏在処とし、マハーナーマが登場して釈尊に質問するという構造を持つ経がいくつもあるのであるから、これらは時間的に余裕のある上記2度の雨安居のうちのどちらかとしておきたい。

しかしこれらはビンピサーラ王が生存していた釈尊72歳＝成道38年の雨安居よりも前で、阿難が釈尊教団の秘書室長に任命された釈尊54歳＝成道20年の雨安居以降ということになると、この2つの条件を満たすのは釈尊58歳＝成道24年の雨安居のみである。という理由により今までに紹介してきた経の説時は釈尊58歳＝成道24年の雨安居中であるとしておきたい。

マハーナーマは比丘アヌルッダ（阿那律）の兄である。おそらく釈尊とも血のつながりがあり⁽¹⁾、弟に出家を譲ったという因縁もあった⁽²⁾。したがって釈尊の教えにはたいへんな関心と理解があったものと思われ、そのような人物像が上に紹介した経にもよく現れている。

- (1) マハーナーマの家系については【資料集3】「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード別出典要覧」（「モノグラフ」第3号）のp.017以降参照
- (2) アヌルッダとマハーナーマの出家については【論文11】「提婆達多（Devadatta）の研究」（「モノグラフ」第11号所載）p.018以降参照

[4] 本節の主題とは関係がないが、ついでに釈迦国を仏在処とする聖典のうちのいくつかの説時を考えておきたい。

[4-1] まず第1は、カピラヴァットゥに新しい集会堂（nava santhāgāra）が建設されたという記事がある資料である。MN.053 *Sekha-s.*（有学経）⁽¹⁾、SN.035-202⁽²⁾、『雑阿含』1176⁽³⁾であるが、これらにはすべて釈尊が背痛を訴えられて説法を仏弟子に代らせたというエピソードが含まれており、すでに【研究ノート16】の【003】MN.003 *Dhammadāyāda-s.*（法嗣経）において説時を釈尊75歳＝成道41年の雨安居中とするという結論を得ている。

なお釈迦族滅亡譚では、カピラヴァットゥに遊学していたコーサラ国・パセーナディ王の王子であったヴィドゥーダヴァが釈尊に使い初めをしてもらいたかったこの新集会堂に入り込んでしまい、カピラヴァットゥの人々に「下婢の息子」と蔑まれたという挿話が挟まる。これが釈迦族滅亡のきっかけになったのであるが、これについては「モノグラフ」第19号（2014年9月）に掲載した【研究ノート8】「釈迦滅亡年の推定」（森章司）で詳しく検討した。

- (1) vol. I p.353
- (2) vol. IV p.182
- (3) 大正02 p.316上

[4-2] もう1つは、比丘たちが釈尊の衣を縫っているので雨安居を終えて遊行に出られるのだろうと知って、マハーナーマが釈尊のところへ行くという構造を持つ経である。これには次のようなものがある。

SN.055-054 (vol.V p.408、南伝16下 p.320) : あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットゥのニグローダ園に住された。そのとき多数の比丘たちが世尊の衣を縫っており、

「衣が縫い終れば世尊は3カ月の雨安居を終えられて遊行に出られるだろう」と語った。これを聞いた釈迦族のマハーナーマが世尊のもとを訪れると、世尊は「有慧の優婆塞は病気で苦しむ優婆塞に四蘇息法 (catu assāsaniya dhamma 仏・法・僧・戒における証浄=四不壊浄) で氣力を回復させる」と語られ、その方法を説かれた。

『雜阿含』932 (大正02 p.238中、国訳03 p.455) : あるとき世尊は迦毘羅衛国の尼拘律園に住された。そのとき多数の比丘らが食堂で世尊のために衣を縫っていた。

釈氏摩訶男は「比丘らが世尊の衣を縫うのは、間もなく3カ月の安居を終えて遊行に出られるからだ」と聞いて世尊のもとを訪れ、「何時、世尊や比丘たちにお会いできるでしょうか」と尋ねた。世尊は「五法 (信・戒・聞・施・慧) によって六念処 (念仏・念法・念僧・念戒・念施・念天) を修習しなさい」と説かれた。釈氏摩訶男は歡喜して作礼して去った。

『雜阿含』933 (大正02 p.238下、国訳03 p.456) : あるとき世尊は迦毘羅衛国の尼拘律園に住された。そのとき多数の比丘らが食堂で世尊のために衣を縫っていた。

釈氏摩訶男は「比丘らが世尊の衣を縫うのは、間もなく3カ月の安居を終えて遊行に出られるからだ」と聞いて世尊のもとを訪れ、「何時、世尊や比丘たちにお会いできるでしょうか」と尋ねた。世尊は「六法 (信・戒・施・聞・空・慧) によって六隨念 (念仏・念法・念僧・念戒・念施・念天) を修習しなさい」と説かれた。釈氏摩訶男は歡喜して作礼して去った。

『別訳雜阿含』157 (大正02 p.433中) : あるとき世尊は迦毘羅衛国の尼拘陀林で夏安居を過ごされた。夏安居が終わりに近づいて、比丘らは講堂で世尊のために衣を縫い終わり遊行の準備ができた。これを聞いた**釈摩男**が世尊のもとを訪ねて、「世尊の遊行の準備が整ったことを聞いていま心身ともに重苦しい」と告げた。世尊は彼に「私と比丘らが他の土地に去ろうとも、あなたが如来と比丘を見ようとするならば、常に五事 (信・戒・聞・捨・慧) 並びに六念法を修習しなさい」と説かれた。釈摩男は歡喜して作礼して去った。

AN.011-002-012 (vol.V p.328、南伝22下 p.303) : あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットゥのニグローダ園に住された。そのとき多数の比丘たちが世尊の衣を縫っていて「衣が縫い終れば、世尊は3カ月の雨安居を終えて遊行に出られるだろう」と言った。これを聞いた**釈迦族のマハーナーマ**が世尊のもとを訪れて、「世尊は遊行に出られてしまうが、私たちはどのように住すればよいでしょうか」と質問した。そこで世尊は「信・勤精進・繫念・定・慧があればよい。この五法により六念 (念仏・念法・念僧・念戒・念捨・念天) を修習しなさい」と説かれた。

AN.011-002-013 (vol.V p.332、南伝22下 p.308) : あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットゥのニグローダ園に住された。そのとき**釈迦族のマハーナーマ**は病気が

癒えて間もない頃であった。ときに多数の比丘たちが世尊の衣を縫っていて「衣が縫い終れば、世尊は3ヵ月の雨安居の後に遊行に出られるだろう」と言った。これを聞いたマハーナーマは世尊のもとを訪れて、「世尊は遊行に出られてしまうが私たちはどのように住すればよいでしょうか」と質問した。世尊は「信・勤精進・繫念・定・慧があればよい。この五法により六念（念仏・念法・念僧・念戒・念捨・念天）を、行く時も住する時も、坐す時も臥す時も、事業をなす時も家にある時も修習しなさい」と説かれた。

これは迦絺那衣に関する記述のようにも思われるが、迦絺那衣は作衣時に衣が作成できないときに衣時を5ヵ月間延長するために作られるものであるから、この経の状況は迦絺那衣をイメージしたものではない。

ところで「作衣時 (civarakārasamaya)」は「律蔵」の規定では雨安居が終了した後の1ヵ月と定められているが⁽¹⁾、この経には「衣が縫い終れば世尊は3ヵ月の雨安居を終えられて遊行に出られる」などとされているから、雨安居が終りに近づいた雨安居中のことであると考えられる。これもナハーナーマが釈尊のところを尋ねて質問し、釈尊がこれに答えるというタイプの1変型であるといつてよいであろうから、これらの説時も釈尊の釈迦国においての第1回目の釈尊58歳＝成道24年の雨安居中ということになる。ただし雨安居が終了する間際と限定される。

なお第2回目の雨安居は前述のように釈尊75歳の時であつて釈尊の再晩年に属し、この時には背痛を患われてその道中でも説法を仏弟子に代らせるといふことがあつた。ところが今の経にはそのような雰囲気は感じられないから、そのような意味でも釈尊がまだ若いころのことであつたろうことが推測される。

(1) *Vinaya Pācittiya* (波逸提) 046 (vol.IV p.100、南伝 02、p.159)、『四分律』単提 042 (大正 22 p.666 上、国訳 01 p.331)、『僧祇律』単提 081 (大正 22 p.390 上、国訳 09 p.248)

[4-3] なお前項において取り上げた SN.055-054 に続く数経には仏在処が省略され、経の本文も以下に紹介するように概要のみである。これらの説時も釈尊58歳＝成道24年の雨安居中と考えておく。

SN.055-055 (vol.V p.410、南伝 16 下 p.324) : 諸比丘よ、四法を修習すれば預流果を現証するために資す。善士に親近し、正法を聴聞し、如理に作意し、法随法を行ずることである。

SN.055-056 (vol.V p.410、南伝 16 下 p.324) : 一來果を現証するために資す。

SN.055-057 (vol.V p.411、南伝 16 下 p.324) : 不還果を現証するために資す。

SN.055-058 (vol.V p.411、南伝 16 下 p.324) : 阿羅漢果を現証するために資す。

SN.055-059 (vol.V p.411、南伝 16 下 p.325) : 智慧獲得のために資す。

SN.055-060 (vol.V p.411、南伝 16 下 p.325) : 智慧増長のために資す。

SN.055-061 (vol.V p.411、南伝 16 下 p.325) : 智慧広大のために資す。

SN.055-062 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.326) : 大慧のために資す。

SN.055-063 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.326) : 広慧のために資す。

SN.055-064 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.326) : 広大慧のために資す。

- SN.055-065 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.326) : 深慧のために資す。
SN.055-066 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.326) : 無等慧のために資す。
SN.055-067 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.327) : 安慧のために資す。
SN.055-068 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.327) : 慧の多々のために資す。
SN.055-069 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.327) : 迅慧のために資す。
SN.055-070 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.327) : 軽慧のために資す。
SN.055-071 (vol.V p.412、南伝 16 下 p.327) : 捷慧のために資す。
SN.055-072 (vol.V p.413、南伝 16 下 p.327) : 速慧のために資す。
SN.055-073 (vol.V p.413、南伝 16 下 p.327) : 利慧のために資す。
SN.055-074 (vol.V p.413、南伝 16 下 p.328) : 決択慧のために資す。

- [015] MN.015 Anumāna-s. (思量経 vol. I p.095、南伝 09 p.159)
『中阿含』089「比丘請経」(大正 01 p.571 中、国訳 05 p.046)
法護訳『受歳経』(大正 01 p.842 中)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.015 Anumāna-s. : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときマハーモッガッラーナはバग्ガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園に住していた (Bhaggesu viharati Suṃsumāragire Bhesakaḷāvane migadāye)。そのときマハーモッガッラーナは比丘らに、「ある比丘が、『尊者らよ語ってください (vadantu)、私は尊者たちから語られるべきです』と請うたとしても、彼が説論し難く、教誡を受けられない者ならば同行者は語ろうとしないであろう」として、教え難き性質と教え易き性質や、自らをどのように思量し観察すべきかなどを説いた。マハーモッガッラーナの所説を比丘らは歡喜し信受した。

『中阿含』089「比丘請経」: [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭哆園において大比丘衆とともに夏坐を受けられた。そのとき大目犍連は比丘らに、「比丘あって比丘らに請うて、『随意に我に語り、我を教え、我を訶せ』といったとしても、戻語法(悪語をなして他の人の教誡を受け入れないこと)をなす者は梵行者に注意されることなく蔭にあって非難される。しかし善語法をなす者は梵行者の注意や教示を受けることができる」と説いた。比丘らは大目犍連の所説を歡喜奉行した。

法護訳『受歳経』: [釈尊は登場しない] あるとき世尊は羅闍祇の迦蘭陀竹園において大比丘衆とともに受歳された。そのとき大目犍連は比丘らに、「受歳にあたって、君が当に説き君が当に教授し君が当に教誡し君が愛念すべきである、と言ったとしても、反戻難教して悪法と俱にするならば、比丘らは説かず、教授せず、教誡せず、愛念しない。比丘は反戻でなければ愛念される」と説いた。諸比丘は大目犍連の所説を歡喜樂した。

[2] MN.015は仏在処を示さないが、『中阿含』089と『受歳経』は王舎城の竹林精舎とする。また『中阿含』089と『受歳経』は釈尊は大比丘衆と雨安居を受けられたとするに拘わらず釈尊は登場せず、教えを説く者はマハーモッガッラーナである。MN.015はこのマハーモッガッラーナの在処をバग्ガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園とする。

このようにあいまいな要素が多いのであるが、釈尊よりも前に亡くなったマハーモッガッラーナが主人公なのであるから、釈尊が在世時代が舞台であるとしなければならない。

とするならば仏在処が問題となるが、実は MN.050 *Māratajjaniya-s.* (魔訶責経) も仏在処の記載がなく釈尊が登場せずにマハーモッガッラーナが主人公の経であって、その舞台はバग्ガ国のスンスマーラギラにあるベーサカラー林の鹿野園である。この対応経の『中阿含』131「降魔経」=失訳『魔嬈乱経』=支謙訳『弊魔試目連経』も同様である。このようにマハーモッガッラーナがバग्ガ国のスンスマーラギラに滞在したことがあるのは他の経によっ

でも確認されるから、いま問題とする経のマハーモッガッラーナはバグガ国のスンスマーラギラにいたと考えておく。とするならば『中阿含』089と『受歳経』は世尊が大比丘衆と雨安居を過ごされたとするから、釈尊もここにおられたことになる。

なお【005】において扱った MN.005 *Anaṅgaṇa-s.* (無穢経) は、サーリプッタとマハーモッガッラーナが主人公であって釈尊が登場しないに拘わらず、仏在処を舎衛城の祇樹給孤獨園とする。しかしその対応経の『中阿含』087「穢品経」=法炬訳『求欲経』は2人の在処をバグガ国のスンスマーラギラとするから、そこではこれらの経の仏在処はバグガ国のスンスマーラギラとして処理した。この経も似たシチュエーションであったと理解する。

[3] ところでこの経の主題は法護訳が『受歳経』と名づけるように、雨安居の最後の日に行われる自恣が主題である。自恣は雨安居を過ごした比丘一人一人がサンガの前に立って、「私は見聞疑において自恣を行います。尊者らよ、私を愛愍して語ってください。私は罪を認めたならば懺悔します」と申し出るというのが作法であり⁽¹⁾、まさしく本経はこの自恣を申し出たとしても、もし比丘が素直でなかったとしたならばほしいままに罪を指摘することができないから、比丘は素直にこの指摘を受けるものでなければならないとマハーモッガッラーナは説法したのである。

このようにこの経は釈尊がバグガ国のスンスマーラギラで雨安居を過ごされたときであったとすると、それは釈尊76歳=成道42年の、しかもその最後の自恣の日であったということになる。

- (1) *Vinaya Pavāraṅkhandhaka* (自恣犍度) (vol. I p.159、南伝03 p.285)、『四分律』「自恣犍度」(大正22 p.837上、国訳03 p.138)、『五分律』「自恣法」(大正22 p.131中、国訳14 p.108)、『十誦律』「自恣法」(大正23 p.165中、国訳06 p.057) 参照。

【016】 MN.016 *Cetokhila-s.* (心荒野経 vol. I p.101、南伝 09 p.177)

『中阿含』 206 「心穢経」 (大正 01 p.780 中、国訳 06 p.315)

『増一阿含』 051-004 (大正 02 p.817 上、国訳 10 p.078)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.016 *Cetokhila-s.* : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「比丘らが5つの心の荒野を捨てられず、5つの心の束縛を断じることができなければこの法と律において増長することはない。5つの心の荒野とは、師を疑い、法を疑い、サンガを疑い、学を疑い、同行者において反感を持つことであり、5つの心の束縛とは欲において貪りを去らず、身において貪りを去らず、色において貪りを去らず、欲するままに食し床座と睡眠に耽り、天の部類 (*devanikāya*) を目標として梵行を行わずることである」と説かれ、「四如意足 (欲と精進と心と思惟) と勤勇を成就すれば正覚に到達する」と説かれた。比丘らは歓喜して信受した。

『中阿含』 206 「心穢経」 : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「もし比丘・比丘尼にして心中の五穢を抜き、五縛を解かなければ必ず退転する。五穢とは①世尊と、②法と、③戒と、④教と、⑤世尊の稱譽される梵行に心を開かず、意を解せず、心が安らかにならないことである。また五縛とは①身において染著を離れず、②欲において染著を離れず、③戒定慧を説き少欲知足を説いても実行しない、④しばしば道俗と会して学問せず、⑤少し得る所があるからとて昇進を求めないことである。これは比丘・比丘尼の必退法である。五穢を抜き、五縛を解けば清浄法という。この清浄法を成就し、五法 (欲定、精進定、心定、思惟定、堪任) を修習すれば涅槃に至る」と説かれた。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

『増一阿含』 051-004 : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「もし比丘・比丘尼にして心の五弊を断ぜず、心の五結を除かなければ善法を損滅して増益がない。心の五弊とは、仏と法と聖衆を疑い、禁戒を犯して悔過せず、心が定まっていないことである。心の五結とは懈怠で方便を求めず、貪りや眠りにあり、心が乱れて定まらず、根門が定まらず、静処にいないことである。それ故に比丘や比丘尼は方便を求めて、この心の五弊を断じ五結を除くべきである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

[2] これらの経の仏在処は舎衛国の祇樹給孤独園であり、固有名詞をもつ人物は登場しないから、具体的な説時を推定するに足る情報はほとんど記されていない。したがってその説時は祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降とせざるをえない。

ただし何気ないけれども注目すべき記述がある。それは MN.016 にはないが、『中阿含』 206 と『増一阿含』 051-004 の両方に「若し比丘・比丘尼にして」として、仏教の修行者として比丘尼があげられていることである。この経自身は「仏を上首とする比丘サンガ」に対して説かれたものであるから、対告衆そのものは比丘であるが (比丘尼の波羅提木叉でさえ比丘サンガに対して説かれたものである)、説法の内容には比丘尼も含まれているというこ

とである。

このような経文はどこにでも現れるように思われるが必ずしもそうではない。「大正新脩大藏経」の電子版によって阿含部の第1巻、第2巻を「比丘比丘尼」で検索してみると、「比丘比丘尼優婆塞優婆夷」という形式的な表現は方々に見いだされるが、修行者に対する教えの中に比丘尼が含まれるケースはそう多くはない。

ざっと調査しただけであるが、例えば、比丘・比丘尼が悪を捨て善を修すための30の徳目を説いた『中阿含』069「三十喻経」⁽¹⁾、アーナンダの率いる年少の比丘たちに30の修行徳目を説いた『中阿含』086「説処経」⁽²⁾、アーナンダが比丘らに心調伏の四道を説いた『雑阿含』560⁽³⁾、マハーモッガッラーナがサーリプッタに「若し比丘比丘尼にして四神足を修せば寿を住し劫を経ることを得る」と説いた『増一阿含』026-009⁽⁴⁾ くらいしか見いだせない。

このようにこの経が「若し比丘・比丘尼にして」とするのは比丘尼を十分に意識した上で使われているのであって、そうとすればこの経の説時は釈尊が女性の出家を認められ、比丘尼が誕生して以降ということになる。女性の出家が認められたのは釈尊の養母であるマハーパジャーパティ・ゴータミーが八重法を守ることを具足戒として比丘尼を公認されたのに始まるが、われわれが比丘尼サンガが成立したのは釈尊61歳＝成道27年の雨安居後であったと考えているから、これらの経の説時は釈尊61歳＝成道27年の雨安居後以降ということになる。

(1) 大正01 p.518 下

(2) 大正01 p.562 上

(3) 大正02 p.146 下

(4) 大正02 p.639 下

- 【017】 MN.017 *Vanapattha-s.* (林藪経 vol. I p.104、南伝 09 p.185)
『中阿含』 107「林経」 (上) (大正 01 p.596 下、国訳 05 p.124)
『中阿含』 108「林経」 (下) (大正 01 p.597 下、国訳 05 p.126)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.017 *Vanapattha-s.* (林藪経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。
そのとき世尊は比丘らに「林藪法門 (*Vanapattha-pariyāya*) 」を示そうと前置きされ、「林藪に住してもし念が安立せず、煩惱の滅尽にも至らず、資具が得られにくいなら即時に出でよ、もし念が安立せず、煩惱の滅尽にも至らずとも資具が得られやすいならよく思量して出でよ、もし念が安立せられ、煩惱の滅尽に至るなら資具が得られにくくとも去ってはならない、もし念が安立せられ、煩惱の滅尽に至り、資具も得られやすいなら一生そこに留まり出てはならない。村、町、都市、国、ある人によって住する時も同じである」と説かれた。比丘らは歡喜して信受した。

『中阿含』 107「林経」 (上) (1) : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。
そのとき世尊は比丘らに「林住をする比丘の、もし正念・解脱・涅槃が得られなければ、資具が得られやすいとしても、私が出家学道するのは衣食のためでないと考えて、この林を捨て去るべきである。もし正念・解脱・涅槃を得ることができれば資具が得られにくくともこの林に住すべきである。もし正念・解脱・涅槃が得られず、資具が得られないなら即時に林を捨てるべきである。もし正念・解脱・涅槃を得、資具も得られやすいなら命つきるまで住すべきである。塚間、村邑、人に依っても同じである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』 108「林経」 (下) : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。以下内容は、「正念・解脱・涅槃が得られかどうか」が「沙門の義が得られるかどうか」に代るのみ。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

- (1) この経と次の経は経名を同じく「林経」とするが、テキストには上・下も示していない。これは「国訳一切経」に倣って便宜的に筆者が付したものである。

[2] これらの経にも具体的な固有名詞をもつ人物は登場しない。仏在処を舎衛国の祇樹給孤独園とするから、説時は祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とせざるをえない。

余談であるが、「もし念が安立せられ、煩惱の滅尽に至り、資具も得られやすいなら一生そこに留まり出てはならない」「もし正念・解脱・涅槃を得、資具も得られやすいなら命つきるまで住すべきである」という説法は出家修行者のあるべき姿の一端を物語っている。比丘たちは常に遊行することが求められていたわけではないということである。

【018】 MN.018 *Madhupiṇḍika-s.* (蜜丸経 vol. I p.108、南伝 09 p.192)

『中阿含』115「蜜丸喻経」(大正 01 p.603 中、国訳 05 p.144)

『増一阿含』040-010 (大正 02 p.743 上、国訳 09 p.228)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.018 *Madhupiṇḍika-s.* : あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットウのニグローダ園に住された。そのとき世尊は早朝に市内を行乞された後、昼住のためにマハーヴァナ (Mahāvāna) のベールヴァ樹下 (beluvalatthikā mūla) に坐された。このとき釈迦族のダンダパーニ (Daṇḍapāṇi Sakka) がやって来て、「沙門 (samaṇa) はいかなる論をなすのか」と質問した。世尊は「いかなる者とも論争せず、欲を脱し、渴愛を去った者には想がない、このような論をなす」と答えられた。彼は頭を振り、舌を震わせ、洗面を作って杖をついて去っていった。

夕刻に園に戻った世尊は、比丘らにダンダパーニと交した問答を告げられた。すると一人の比丘が「どのようにすれば想がなくなるのですか」と質問した。世尊は「迷執の想分が生起する依処を滅するとき一切の悪不善法が滅する」と略説し、住処 (vihāra) に入られた。

そこで比丘たちはマハーカッチャーナ (Mahākaccāna) のところへ行き、世尊の略説された教えを詳解するように願い出た。マハーカッチャーナは根 (眼、耳、鼻、舌、身、意) ・境 (色、声、香、味、触、法) ・識 (眼識、耳識、鼻識、舌識、身識、意識) の三事和合について詳説した。再び比丘たちは世尊のもとへ戻って、その内容を報告すると、世尊は「マハーカッチャーナは賢者である」と是認された。このときアーナンダが世尊に「この教えは飢えた人が蜜丸を得れば純粋な甘さを味わうことができるようなものです」といい、「この教えを何と名づけるべきでしょうか」と尋ねた。世尊は「蜜丸法門 (Madhupiṇḍika-pariyāya) と名づけて受持すべし」と答えられた。阿難は歡喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』115「蜜丸喻経」(大正 01 p.603 中、国訳 05 p.144) : あるとき世尊は釈迦国の迦毘羅衛に住された。そのとき世尊は迦毘羅衛で乞食された後、竹林釈迦寺にある大林 (Mahāvāna) に赴き一樹下で結跏趺坐された。そこへ釈迦族の執杖がやって来て、「沙門瞿曇は何を教えの本とするのか」と質問した。世尊が「鬪諍なく、離欲・清浄の梵行を修習し、詭曲を捨離し、悔を除き、有・非有に執着せず、また想なきこと、これが教えの本である」と答えられた。執杖は肯定もせず否定もせずに頭を振ってその場を立ち去った。

彼が去って間もなく晡時に、世尊は講堂に赴かれ比丘らに執杖との問答を話し、1人の比丘の質問に「不愛不樂不著不住が苦辺である」と答えられてから部屋に入って燕坐された。そこで比丘らは摩訶迦旃延のもとへ行き、世尊の略説された教えの意味を分別するようお願い出た。摩訶迦旃延は三事和合による修習を詳説した。再び比丘らは世尊のもとへやって来てその内容を報告すると、世尊は「善哉」と是認して、「義を觀ずること人が山林や樹間に行きて蜜丸を得、その味を得るが如し」と説かれ

た。このとき阿難は世尊に「この教えを何と名づけましょうか」と尋ねた。世尊は「蜜丸喩と名づけて受持すべし。この法は義があり涅槃に赴くからだ」と答えられた。阿難および諸々の比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』040-010（大正02 p.743上、国訳09 p.228）：あるとき世尊は釈迦族の迦毘羅衛国の尼拘律樹園に500人の比丘らと共に住された。そのとき世尊は食後に尼拘律樹園より毘羅耶致聚に赴いてその一樹下に坐された。そこへ釈迦族の執杖釈種がやって来て、「どのような教えを説くのか」と質問した。世尊は「わが所論は天・龍・鬼神に及ぶところではなく、世に執着せず世に住せず」と答えられた。彼は肯定しつつその場を立ち去った。

世尊は毘羅耶致聚中の一樹下から尼拘律樹園に戻られると、比丘らに執杖梵志との問答を告げて部屋に入られた。比丘らは世尊の説かれたところを理解できず、摩訶迦旃延に解説してもらった。摩訶迦旃延は七結使（貪欲使・瞋恚使・邪見使・欲世間使・憍慢使・疑使・無明使）について説いた。これを世尊に報告すると、世尊は「私もまた同様に説くであろう」と摩訶迦旃延の解説を是認された。ときに阿難が世尊の背後にいて、「この教えの義理は深く、渴乏して甘露にあえばきわめて香美であるようなものです」といった。そしてこの教えを何と名づけますかと尋ねると、世尊は「甘露法味と名づける」と答えられた。阿難は世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は釈迦国のカピラヴァットゥであり、登場人物はマハーカッチャーナ（摩訶迦旃延）とアーナンダ（阿難）の2人である。釈迦族のダングパーニ＝釈迦族の執杖＝執杖釈種は固有名詞のように見えるが、これは釈種の執杖梵志という意味で固有名詞ではないであろう。いずれにしてもこのようによばれる者でなにがしかの具体的行動を記されている経はこの外には見いだせない。

[3] 登場人物の1人のアーナンダはたくさんの経に登場するので、これが説時を決定する決め手にはならない。しかし彼が釈尊教団の秘書室長に任命されて以降のものであろうから、釈尊54歳＝成道20年の雨安居以降であるとはいえる。

もう1人のマハーカッチャーナについては、「モノグラフ」18号（2013年11月）に所載の【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」（森章司）の第【7】節「摩訶迦旃延（Mahākaccāna）の生涯と持律第五白四羯磨具足戒の制定」においてその概略の履歴を調べたことがある。これによれば彼が具足戒を得て、釈尊から親しく教えを受けるようになったのは釈尊49歳＝成道15年のことであり、その10年後すなわち釈尊の59歳のときに長老として独立して、すぐさま生まれ故郷のデカン高原北部のアヴァンティに帰り、そこでソーナ・クティカンナを弟子にし、そのソーナが釈尊に会いに行き、地方での持律第五白四羯磨具足戒を初めとするその他の地方における規定の緩和に関する許可を得たのは釈尊65歳＝成道31年のことであった。そして釈尊が入滅されるころにはマドゥラーやヴァラナーなどのインド西部において教化活動を行った。彼はこのようにしてインドの辺境に法を広めるのに功績があった。

このようなマハーカッチャーナの履歴を考えると、釈尊や阿難とともに釈迦国に遊行した

のは、彼がまだ「ブッダを上首とするサンガ」の一員であった時であろう。マハーカッチャーナは「略説を広く分別する者のなかの第1 (saṅkhittena bhāsitaṣṣa vitthārena atthaṃ vibhajantānaṃ)」⁽¹⁾と謳われ、その個性がこの経にもよく現れているのであるが、そのような力をつけたのは「ブッダを上首とするサンガ」の中で釈尊から親しく教えを受けたからであろう。

一方釈尊が釈迦国で雨安居を過ごされたのは、釈尊 58 歳と釈尊 75 歳のときの2度だけである。このうちの最初の釈尊 58 歳の時には、マハーカッチャーナは釈尊の教えを受け始めてから9年を経過しており、いまだ「ブッダを上首とするサンガ」の一員であったが、この経のようにまさしく彼に「略説を広く分別する力」がついたころといえるであろう。これに対して第2回目は釈尊の最晩年であって、この頃にはマハーカッチャーナは辺境地帯の布教に力を入れていたはずである。

このように考えて、この経の説時は釈尊が初めて釈迦国で雨安居をすごされた釈尊 58 歳 = 成道 24 年の雨安居中とする。

(1) AN. 001-014 vol. I p.023、南伝 17 p.034

【019】 MN.019 *Dvedhāvitakka-s.* (双考経 vol. I p.114、南伝 09 p.206)

『中阿含』 102 「念経」 (大正 01 p.589 上、国訳 05 p.100)

[1] この経の概要は以下のとおりである。

MN.019 *Dvedhāvitakka-s.* : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「かつて未だ正覚を成ぜざる菩薩であったとき、欲と瞋と害を考える場合と、離欲と無瞋と無害を考える場合とを対立させて考察した結果、四禅を成就して初夜に宿命智、中夜に有情死生智、後夜に漏尽智を得た。これは不放逸にある者のみに現れるものである」とし、鹿の大群 (*mahā migasaṅgha*) の喩えをもって八聖道を歩みなさいと説かれた。比丘らは世尊の教えを歓喜し信受した。

『中阿含』 102 「念経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「我れ未だ無上正覚を覚さざるとき、諸の念を欲念・恚念・害念と、無欲念・無恚念・無害念との2つに分けて行じた」と回想された後、群鹿の喩えをもって「自分は比丘らのために平正な道を開き悪道を閉鎖して安穩快樂ならしめた」と説かれた。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

[2] この経には仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とするほか説時を推定させる情報は含まれていない。祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【020】 MN.020 *Vitakkasanthāna-s.* (考想息止経 vol. I p.118、南伝 09 p.216)
『中阿含』 101 「増上心経」 (大正 01 p.588 上、国訳 05 p.097)

[1] この経の概要は次のとおりである。

MN.020 *Vitakkasanthāna-s.* (考想息止経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「増上心(禅定)を実践するのに5つの段階がある。①貪や瞋や痴を伴う悪不善の考えが生じたときこれと反対なる善の考えを念ずる、②悪不善の考えが生じたときその過患を考察する、③それでも悪不善の考えが生じたときそれを憶念せず思念しない、④それでも悪不善の考えが生じたときその行の止息を念ずる、⑤しかもなお悪不善の考えが生じたとき歯で歯を食いしばり、舌で上顎を押し、心で心を制するである。これが考想の法門の道である」と説かれた。比丘らは世尊の教えを歡喜し信受した。

『中阿含』 101 「増上心経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「増上心を得ようとするならば五相を念ずべし。これにより已生の不善の念は滅し、心は常に住して止息し、意は一にして定を得る」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[1] この経も仏在処を舎衛城・祇樹給孤独園とする外は説時を推定するにたる情報が含まれていない。釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降とする。

- [021] MN.021 *Kakacūpama-s.* (鋸喩経 vol. I p.122、南伝09 p.223)
 『中阿含』193「牟犁破群那経」(大正01 p.744上、国訳06 p.206)
 『増一阿含』050-008(大正02 p.812下、国訳10 p.063)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.021 *Kakacūpama-s.* : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者**モーリヤパグナ** (āyasmant Moliyaphagga) は比丘尼たちと過度に会っていたので、比丘らが彼の面前で比丘尼らに注意すると彼は怒って抗議し、比丘尼らの面前で彼を非難すると比丘尼らが怒って抗議するという状況であった。そこで一人の比丘が世尊にこれを告げた。世尊は彼を呼びよせられ、「信により在家より出家者となった者が注意されて瞋恚を懐くようなことがあってはならない。常に慈心に住すべきである」と教誡された。そして比丘らに「5つの語り方 (*vacanapatha* 過ちを告げる告げ方) がある。語るべき時に語る者もいれば語るべき時でないのに語る者もいる。事実を語る者もいればそうでない者もいる。柔軟に語る者もいれば乱暴に語る者もいる。利義に添って語る者もいればそうでない者もいる。慈心で語る者もいれば瞋恚で語る者もいる。しかし比丘は如何なるときでも‘悪語を発せず、慈心に住して瞋恚を懐かず、慈心で心を満たそう’とすべきである」と、昔この舎衛城に住んでいた**ヴェーデーヒカー**という居士婦 (*Vedehikā nāma gahapatāni*) とその下女**カーリー** (*Kālī dāsī*) の話をされ、「盗賊が両方に柄のある鋸で手足を切断しようとするときでもそのような心であれ、そうすればあなたたちに饒益をもたらすだろう」と説かれた。比丘らは世尊の教えを歓喜し信受した。

『中阿含』193「牟犁破群那経」: あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき**牟犁破群那比丘**が比丘尼とたびたび集会していたので、比丘らが彼の面前で比丘尼を論すと彼が瞋恚・憎嫉して争いとなり、比丘らが比丘尼の面前で彼を論すと比丘尼たちが瞋恚・憎嫉して争いとなった。それを聞かれた世尊は牟犁破群那比丘を呼び寄せて事実を確認され、**鞞陀提居士婦**と**黒**という婢の因縁譚を以て、「家を捨て出家学道する者は在家に執着するような欲や念が起ればそれを断じて無欲となるように」と教誡された後、比丘らに「一坐食を学び、善語恭順を学び、四無量心を成就し、迫害を受けようとも耐え忍んで心変易せず、口に悪語することなく、慈愍心を起こしなさい。もし賊が鋸刀をもって手足を切断しようとするときにもそのような心でありなさい。そうすれば究竟智あるいは阿那含を得ることができる」と説かれた。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

『増一阿含』050-008: ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき**茂羅破群比丘**は城中に住んで、比丘尼たちと往来して淫を犯した。ところが人々が彼を譏れば比丘尼たちが瞋恚を懐き、比丘尼たちを非難すれば彼が喜ばなかった。そこで比丘らが茂羅破群を諫め、世尊に告げた。世尊は彼を呼び寄せて事実関係を問いただされた。彼は答えて、「如来は説かれました。姪をなしてもその罪言うにたらず、と」と言った。世尊はそのように説いたことはないことを比丘たちに確認されてから、

「十二部経（契経、祇夜、偈、授決、因縁、本末、譬喩、生、方等、未曾有、説、広普）を誦し、その義を理解し、その教えに従い、これに違わないように」と説かれ、「若し比丘の中に『如来の禁戒をすでに理解した。淫を犯しても罪ではない』と言う者がいれば3度諫めなさい。もし所犯を改めればよいが、それでも改めなければ墮である。また露現せしめざる者も墮である。これが禁戒である」と教誡された。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園である。登場人物は尊者モーリヤパグナ＝牟犁破群那比丘＝茂羅破群比丘であって、過去の話の中にヴェーデーヒカーという居士婦＝鞞陀提居士婦と、その下女カーリー＝黒という婢が出るものもある。しかし後者は過去の話であるから説時の推定材料にはならない。ただしこの経には比丘尼が重要な役割を果たしているから、これは説時を推定するための材料となる。

[3] モーリヤパグナ＝牟犁破群那＝茂羅破群という比丘は他の経にも登場する。

『中阿含』023「智経」（大正01 p.451上、国訳04 p.099）：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき牟犁破群那比丘が戒を捨てて道を罷めたと聞いた黒齒比丘が舍梨子のもとを訪れて、「牟犁破群那が戒を捨てて還俗した。あなたはこの法を愛樂するか」と質問した。舍梨子はきっぱりと「将来においてもこの法において疑惑はない」と答えた。

黒齒は世尊のもとにやって来て、「舍梨子は自ら称説して、智を得、生すでに尽きて後有を受けないと言っている」と告げ口した。世尊は舍梨子を呼んであなたはどのように言ったのかと確認されると、舍梨子は「そのような言葉で言ったのではなくただ義を説いたのです」と答えた。そこで世尊は「もし梵行者が来て、あなたはどのように知見して自ら智を得、生すでに尽きて後有を受けないと称説するのかと質問されたらどのように答えるか」と尋ねられた。舍梨子は「『生には因がある。その因が尽きるのを知って自ら智を得、後有を受けずと如実に知る、と称説する』と答えます。また『生は有により、有は取により、取は愛により生じ、愛を本とする。愛は三受に対する愛着である。この三受は無常法、苦法、滅法であると見るならば愛着は滅する。愛が尽きて恐怖や疑惑が無く、不善の漏が尽きれば生が尽きて更有を受けることがない』と答えます」と答えた。世尊はこれを是認して室に入られた。

しばらくして舍梨子は比丘らに、「私は世尊が問われればどんな質問にでも必死に答える」と語った。これを聞いて黒齒はまた世尊に告げ口した。世尊は「その通りである。彼に質問すれば私のために彼は答えようとする。何故ならば彼は深く法界に達しているからである」と語られた。尊者舍梨子と比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

SN.012-032 (vol. II p.050、南伝13 p.072)：あるとき世尊は舍衛城に住された。そのときカララというクシャトリヤ姓の比丘 (Kaḷārakhattiya bhikkhu) がサーリプッタのもとにやって来て、「モーリヤパグナ (Moliyaphagguna) という比丘が戒を捨てて還俗した」と告げ、「あなたはこの法・律の中で安樂を得ているか」

と質問した。舍利弗は「惑うことはない」と答えた。

カラーラは世尊のもとを訪れ、「サーリプッタが『智を得、もはや後有はない』と言っている」と告げた。世尊はサーリプッタを呼び、「あなた自ら、『智を得、もはや後有はない』と言ったのか」と確認された。サーリプッタは「そのような言葉で義を表現したのではありません」と答えた。そこで世尊が「あなたはどのように知見して自ら智を得、もはや後有はないと言うか」と質問されると、サーリプッタは「生は有を因とし、有は取を因とし、取は愛を因とし、愛は受を因とし、如何なる受も無常であり苦であると知れば受に樂著することはなく、後有はないと知ります」と答えた。世尊は「善哉」と是認されて室に入られた。

しばらくしてサーリプッタは比丘らに、「私が未経験であったころ世尊に初めて質問されたとき、7日7夜考えて答えようとした」と告げた。再びカラーラが世尊のもとに近づいてこれを告げた。世尊は「サーリプッタがそのように言えるのは、法界に通達しているからである」と語られた。

SN.012-012 (vol. II p.012、南伝 13 p.017) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき世尊は比丘らに、「四食が有情をして住せしむ。四食とは搏食と触食と意思食と識食である」と説かれた。そのとき尊者モーリヤパグナが「誰が識食を食するのか」と質問した。世尊は「そのように問うのは正しくない。『どうして識食があるのか』と問うべきである。その答えは『識食は再生の縁である。識あるが故に六処あり、六処に縁りて触あり』というべきである」と、さらに「『触に縁りて受あり』乃至『生に縁りて老死あり』も同様で、これが苦蘊の集である。六触処の無余と離貪と滅は触の滅、乃至生の滅は老死の滅であり、これが苦蘊の滅である」と説かれた。

『雑阿含』372 (大正 02 p.102 上、国訳 02 p.004) : 世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「四食あって衆生を住せしむ。四食とは龜搏食、細触食、意思食、識食である」と説かれた。世尊の背後で煽いていた頗求那比丘が「誰が識を食するのか」と質問した。世尊は「そのように問うてはいけない、何の因縁があるから識食があるのか」と問いなさいとして、六入処によって触、受、愛、取、有、生、老病死が生ずる。それ故に六入処が滅すれば触が滅し、乃至生が滅すれば老病死が滅する」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歎喜奉行した。

なお『中阿含』023=SN.012-032には黒齒=カラーラという比丘が登場するが、この経以外には見いだせない。

[4] 以上のようにこれらの経にはいくつかの情報が含まれているのであるが、いずれも断片的なものばかりである。

[4-1] その断片的な情報を整理してみると次のようになる。

(1) これらの経の仏在処はすべて舎衛城ないしは舎衛城の勝林給孤独園である。したがって説時は、祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前以降ということになる。

(2) これらの経にはモーリヤパグナという比丘が登場するが、この比丘は不良比丘と

も称すべき好もしからぬ人物である。しかし経ごとにモーリヤパグナ比丘の不良度に異りがあり、説時は次のような順序となるであろう。

- ① SN.012-012=『雑阿含』372のモーリヤパグナには顕著な不良性は認められない。後者では彼は世尊の背後で扇いでいたとされている。しかし教えに関する十分な知識を持っていたとは考えられない。
- ②本節の主題である MN.021=『中阿含』193=『増一阿含』050-008のモーリヤパグナは比丘尼と慣れ親しみ、これを非難されると反抗するという相当程度の悪になっている。なおこの経には比丘尼が登場するから、この説時は比丘尼サンガが成立した以降ということになる。比丘尼サンガが認められたのは、比丘尼たちが新参比丘は比丘尼に礼拝すべきであると要請したのを契機として、比丘尼の「二部僧白四羯磨具足戒法」が制定された釈尊 61 歳=成道 27 年の雨安居後のことである。
- ③『中阿含』023=SN.012-032になるとモーリヤパグナはとうとう還俗したとされている。②の『増一阿含』050-008には「3度諫めても改めなければ墮」とされているが、後述するようにこれは僧残罪の規定であるから、彼はサンガから放逐されたのかもしれない。これにはサーリプッタが登場するからこの説時はサーリプッタが亡くなる前のことということになる。舍利弗が亡くなったのは釈尊 77 歳=成道 43 年の雨安居前のことである。

以上のような情報からこれらの経の大体の説時は、祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前以降からサーリプッタが亡くなった釈尊 77 歳=成道 43 年の雨安居中までの間ということになる。

[4-2] ところで『増一阿含』050-008が「若し比丘の中に『如来の禁戒をすでに理解した。淫を犯しても罪ではない』と言う者がいれば3度諫めなさい。もし所犯を改めればよいが、それでも改めなければ墮である。また露現せしめざる者も墮である。これが禁戒である」というのは、『パーリ律』でいえば「僧残罪」第12条の「破僧違諫戒」⁽¹⁾をさす。MN.021=『中阿含』193にはこれが明示されていないが、この条文を下敷きにしていることは容易に推測される。

これは次のような因縁によって制定された。

そのとき世尊はコーサンピーのゴーシタ園に住された。そのとき尊者チャンナ (āyasmant Channa) が不善行をなしたので比丘らが「そのような行いをなすべきではない、それは浄法ではない (evarūpaṃ akāsi, n' etaṃ kappati)」と注意した。しかしチャンナは「あなたがたはとやかく言うべきではない、私がある方に教えよう。私は私のものであり、法は私のものである。私のおぼっちゃまが法を得たのである (amhākaṃ buddho amhākaṃ dhammo amhākaṃ ayyaputtena dhammo abhisamito)」と聞き入れなかった。これを世尊に報告すると、世尊は「学処を犯したのに、他も自分もお互いにそれを指摘しあわないでおこう (不可共語) というならば、比丘は『尊者よ、互いに指摘しあわなければならない、このようにしてサンガは増大するのです』と諫めるべきである。もしこのように言われてもなお固持するならば、三度まで諫めなさい。その間に捨てればよし、もし捨てなければ僧残である」と

定められた。

この戒条は『五分律』⁽²⁾ 『僧祇律』⁽³⁾ は『パーリ律』と同じく「僧残罪」第12条であるが、『四分律』⁽⁴⁾ 『十誦律』⁽⁵⁾ 『根本有部律』⁽⁶⁾ は第13条である。しかしこの戒条の制定場所はコーサンビーであり、戒条の因縁となった悪比丘はチャンナであることは共通している。

釈尊はコーサンビーには生涯で4度訪問されている。その3度目は釈尊69歳＝成道35年であって、この年にはコーサンビーのサンガに紛争が起こったが釈尊はその調停に失敗され、サンガはとうとう分裂した。これがコーサンビーの破僧事件である。おそらくこの破僧事件もチャンナが背後にあったものと考えられ⁽⁷⁾、このようなことを考えるとこの僧残罪が制定されたのもこの年（釈尊69歳＝成道35年の雨安居中）と考えてよいのではなかろうか。

(1) vol.Ⅲ p.177、南伝01 p.298

(2) 大正22 p.021上、国訳13 p.094

(3) 大正22 p.284下、国訳08 p.239

(4) 大正22 p.599上、国訳01 p.115

(5) 大正23 p.027中、国訳05 p.096

(6) 大正23 p.707上、国訳19 p.306

(7) 【論文19】「コーサンビーの仏教」（「モノグラフ」第14号 2009年5月）参照

[4-3] 以上のように『増一阿含』050-008がいう悪比丘モーリヤパグナへの処置は「悪僧拒違諫戒」が下敷きになっており、この制定の後でなければならない。としてもモーリヤパグナはこの戒条のあることをまだ知らなかったようであるから、それほど隔たっているとは考えられない。釈尊はコーサンビーでこの戒条を制定された後、コーサンビーのサンガの紛争を調停できなかったという傷心をもってただ1人でコーサンビーを去られ、サーヴァッティに戻られた。このようなただ1人での遊行は釈尊の生涯中の珍しい出来事であったであろう。

MN.021＝『中阿含』193＝『増一阿含』050-008の仏在処は舎衛城であるから、この説時は「悪僧違諫戒」が制定されたその翌年の釈尊70歳＝成道36年であったと考えられる。モーリヤパグナや比丘尼たちは自由に外出していたようであるから、コーサンビーからサーヴァッティに帰られた雨期前のことであったと考えられる。

とするとこのモーリヤパグナが還俗したとされる『中阿含』023＝SN.012-032はこの後ということになり、釈尊はこの2年後の釈尊73歳＝成道39年にも舎衛城で雨安居を過ごされているから、この説時はこの年（釈尊73歳＝成道39年）としておきたい。モーリヤパグナが還俗したのは雨安居中ではなかろうからその雨期前としておく。

そしてSN.012-012＝『雑阿含』372であるが、ここに登場するモーリヤパグナは決して悪比丘ではないが、おそらくそのときには悪性は潜在して表には現れていなかったであろう。釈尊はモーリヤパグナが比丘尼との不行跡を行う2年前の釈尊68歳＝成道34年にも舎衛城で雨安居を過ごされているから、この経の説時は釈尊68歳＝成道34年の雨安居中としておきたい。

【022】 MN.022 *Alagaddūpama-s.* (蛇喻経 vol. I p.130、南伝 09 p.237)

『中阿含』 200 「阿梨吒経」 (大正 01 p.763 中、国訳 06 p.263)

[1] この経の説時については、【研究ノート 11】「懲罰羯磨制定年の推定」において経の概要も紹介してすでに検討済みである。この経はそのまま7つの懲罰羯磨中の「不捨悪見挙罪羯磨」の制定因縁と、『パーリ律』では *Pācittiya* (波逸提) 068 に相当する「悪見違諫戒」の制定因縁にそのまま重なるからである。

釈尊 77 歳の [釈尊] 苦切羯磨など 5 つの懲罰羯磨 (不見罪と不懺悔罪を除く) を制定される。の同時経として処理してある。